

## 第2章 高齢者及び精神障害のある者による犯罪等の動向

本章においては、各種統計資料に基づき、高齢者・精神障害のある者による犯罪等の検挙人員等の推移のほか、処遇の各段階における高齢者・精神障害のある者の基本的属性や再犯の状況等について概観することとする。

### 第1節 高齢者

本節においては、主に最近20年間の高齢犯罪者の動向について、総数・女性別又は男女別に区分して概観する。なお、高齢者のうち70歳以上の者の動向に特徴が見られるものについては、65～69歳の者と70歳以上の者とを区別して示している。

#### 1 検挙

本項においては、犯行時の年齢が65歳以上の者を高齢者として、検挙人員等の推移を見ることとする。

##### (1) 人員

刑法犯検挙人員等の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、2-1-1-1図のとおりである。

刑法犯検挙人員は、平成8年以降増加傾向にあり、16年（38万9,297人）のピークの後、減少し続け、27年は16年と比べて、38.5%減少したが、これを年齢層別に見ると、20歳未満が7割以上減少したほか、20～29歳、30～39歳及び50～64歳の各年齢層において、約2割ないし4割減少した。他方、高齢者の検挙人員は、20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後は高止まりの状況にあって、27年に4万7,632人（前年比0.8%増）となり、16年から29.8%増加した。このうち、70歳以上の者は、27年に3万2,259人（同0.1%増）となり、16年と比べて、51.3%増加した（2-1-1-1図①参照）。

女性の刑法犯検挙人員は、平成8年以降増加傾向にあり、17年（8万4,175人）のピークの後、減少し続け、27年は17年と比べて、41.5%減少し、年齢層別で見ると、20歳未満、20～29歳、30～39歳及び50～64歳の各年齢層において大きく減少したのに対し、女性高齢者は、24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後は高止まりの状況にあって、27年に1万6,297人（前年

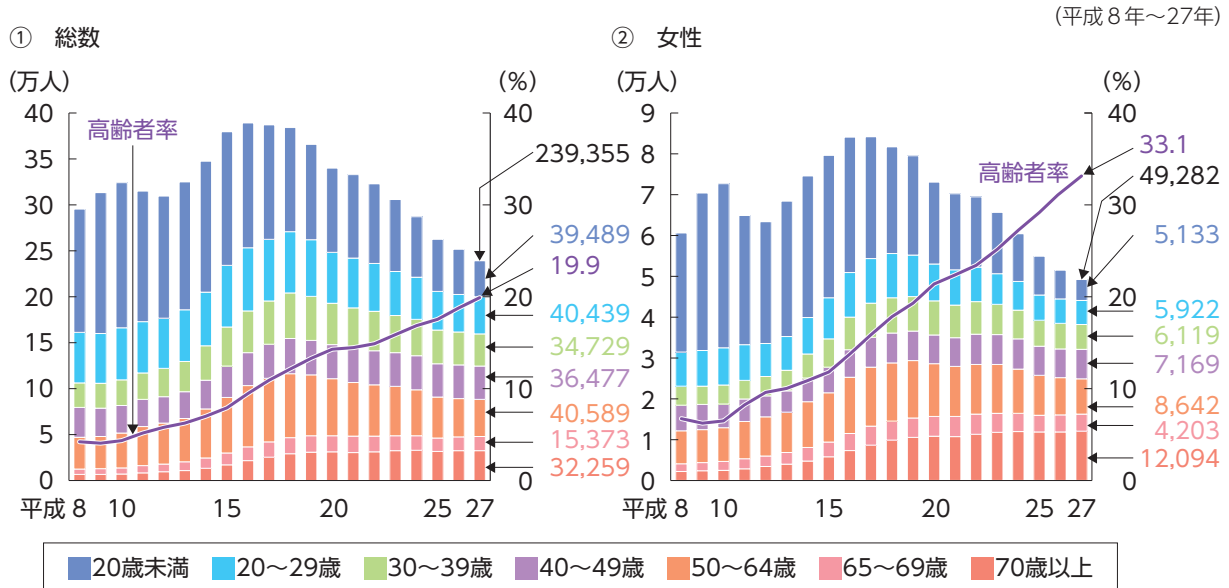
比1.2%増)となり、17年と比べて、22.7%増加した。特に70歳以上の女性は、27年は1万2,094人であり、17年と比べて、39.7%増加した(2-1-1-1図②参照)。

平成27年の高齢者の刑法犯検挙人員を8年と比べると、総数では約3.8倍、女性は約4.0倍にそれぞれ増加し、特に70歳以上の者の増加が著しく、それぞれ約5.0倍、約5.4倍であった。

刑法犯検挙人員総数に占める各年齢層の検挙人員の比率は、平成8年には高齢者が4.2%と各年齢層で最も低かったが、27年は19.9%と最も高かった。また、女性の刑法犯検挙人員に占める各年齢層の検挙人員の比率は、8年は高齢者が6.7%と各年齢層で最も低かったが、27年は33.1%と最も高くなり、女性の刑法犯検挙人員のおおむね3人に1人を高齢者が占めるに至った。

なお、最近20年間において、刑法犯検挙人員総数に占める女性の割合は、20~22%台で推移しているが、年齢層別に見ると、高齢者の刑法犯検挙人員に占める女性の割合は、31~34%台で推移し、他のいずれの年齢層の刑法犯検挙人員に占める女性の割合よりも一貫して高く、平成27年は34.2%であった。

2-1-1-1図 刑法犯 検挙人員(年齢層別)・高齢者率の推移(総数・女性別)



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。  
 4 「高齢者率」は、刑法犯検挙人員総数及び女性の刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

## (2) 人口比

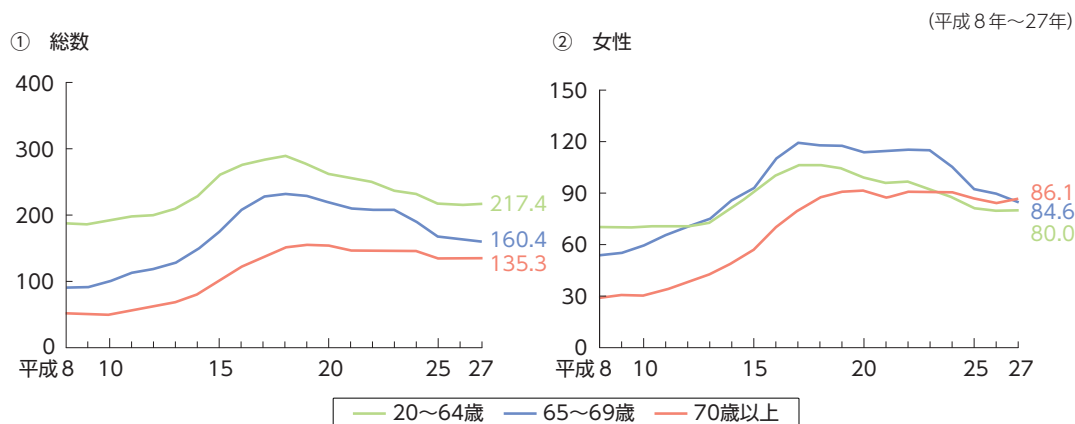
我が国の高齢者人口は、最近20年間に於いて、平成8年の約1,901万6,800人（女性は約1,116万9,200人）から27年の約3,342万1,500人（女性は約1,901万5,700人）と約1.8倍（女性は約1.7倍）に増加している。このうち、65～69歳の者は、8年の約655万4,900人（女性は約346万9,500人）から27年の約958万3,300人（女性は約496万8,600人）と約1.5倍の増加（女性は約1.4倍の増加）にとどまるのに対し、70歳以上の者は、8年の約1,246万1,900人（女性は約769万9,700人）から27年の約2,383万8,200人（女性は約1,404万7,100人）と約1.9倍に増加（女性は約1.8倍の増加）している。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、2-1-1-2図のとおりである。

高齢者の刑法犯検挙人員の人口比は、平成8年と比べると、27年には、65～69歳の者が約1.8倍の160.4、70歳以上の者が約2.6倍の135.3にそれぞれ上昇したが、20～64歳の者の217.4と比較すると低く、8年以降、20～64歳の者よりも低い傾向で推移している。他方、女性高齢者の人口比は、同様に8年と比べると、27年には、65～69歳の者が約1.6倍の84.6、70歳以上が約3.0倍の86.1にそれぞれ上昇したが、65～69歳の者の人口比は12年に、70歳以上の者の人口比は24年に、それぞれ20～64歳の者の人口比を上回っており、27年も同年齢層の人口比（80.0）よりも高い状況にある。

高齢者の刑法犯検挙人員の人口比は、総数、女性のいずれにおいても、ピーク時から低下しているが、70歳以上の女性の人口比の低下幅が最も小さかった。

2-1-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。  
 4 「人口比」は、総数・女性それぞれの各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

### (3) 罪名

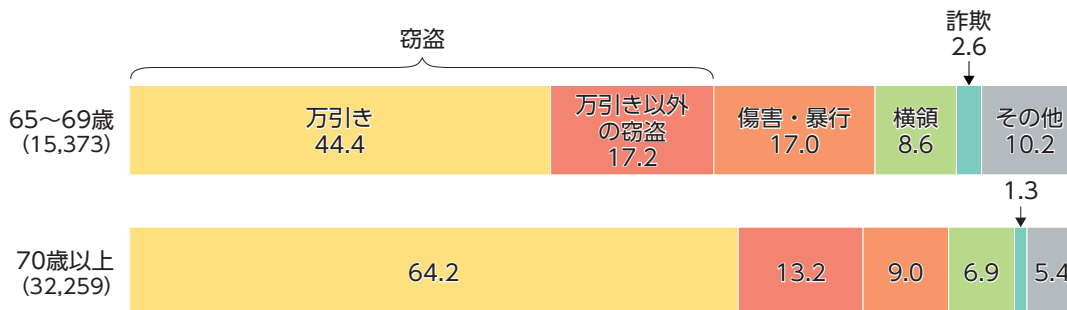
平成27年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、2-1-1-3図のとおりである。高齢者は、男女別、年齢層別のいずれの区分においても窃盗の割合が最も高かった。特に女性は、万引きの割合が極めて高く、70歳以上の者では84.4%であった。また、男性は、窃盗に次いで、傷害・暴行の割合が高く、65～69歳の者では約2割を占めた。

2-1-1-3図

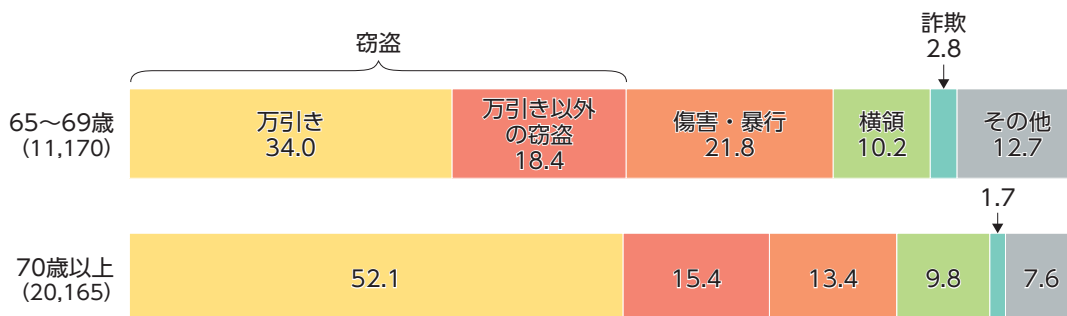
刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別、年齢層別）

(平成27年)

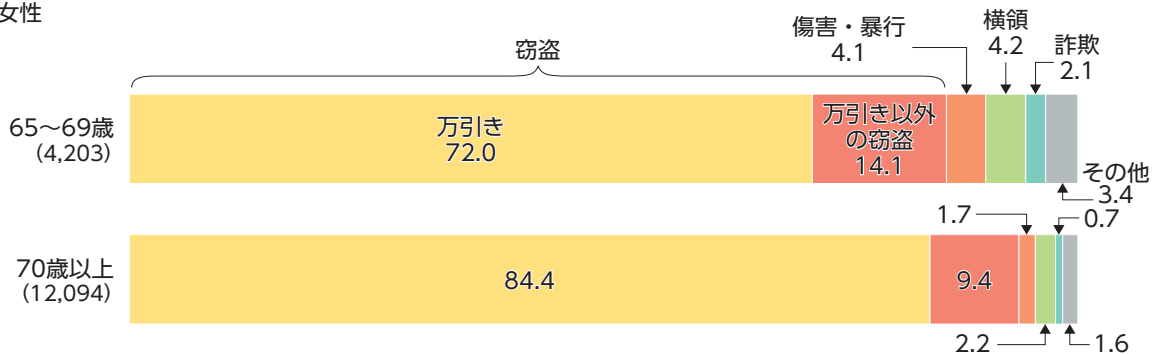
① 総数



② 男性



③ 女性



注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

高齢者の刑法犯検挙人員の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、**2-1-1-4図**のとおりである。

遺失物等横領以外は、いずれの犯罪においてもおおむね増加傾向にあり、窃盗においては、男女共、一貫して70歳以上の者が65～69歳の者より検挙人員が多く、増加が顕著である。

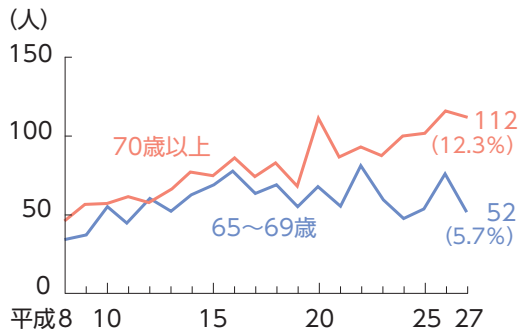
各罪名について見ると、殺人は、70歳以上の者の検挙人員の増加が著しく、平成27年は112人であり、8年（45人）と比較すると約2.5倍であった。強盗、傷害及び暴行は、65～69歳の者及び70歳以上の者のいずれにおいても、検挙人員はおおむね増加傾向にあり、27年は、それぞれ、高齢者全体で8年の約9.8倍、約8.8倍及び約50.1倍であった。窃盗においては、最近20年間で見ると、65～69歳の者の検挙人員が緩やかな増加傾向にあるのに対し、70歳以上の者の検挙人員の増加が著しく、27年は8年と比較すると、男性は約4.9倍、女性は約5.5倍にそれぞれ増加した。

平成27年における高齢者の刑法犯検挙人員は、この20年間で最も少なかった8年（1万2,423人）と比較すると、総数で3万5,209人増加し、4万7,632人となった（**2-1-1-1図**①参照）。検挙人員の増加について、罪名別に見ると、27年は8年と比較して窃盗が2万5,461人（増加人員の72.3%）、傷害・暴行が5,251人（傷害1,519人、暴行3,732人）（増加人員の14.9%）と、それぞれ増加している。また、窃盗のうち70歳以上の者の検挙人員について、27年と8年を比較すると、窃盗は2万130人（男性1万851人、女性9,279人）（窃盗の高齢者全体における増加人員の79.1%）増加している。同様に、傷害・暴行の70歳以上の者の検挙人員について、27年と8年を比較すると、2,810人（傷害781人、暴行2,029人）（傷害・暴行の高齢者全体における増加人員の53.5%）増加している。

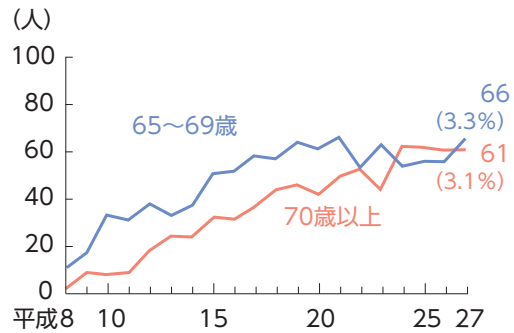
2-1-1-4図 刑法犯 高齢者の検挙人員の推移 (罪名別)

(平成8年～27年)

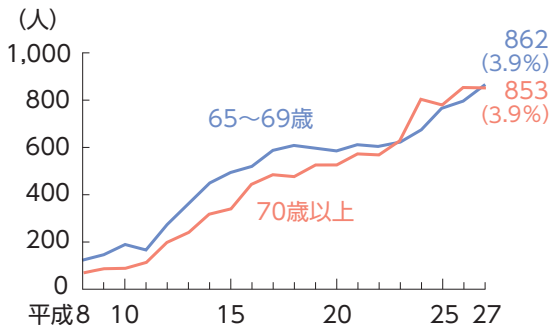
① 殺人



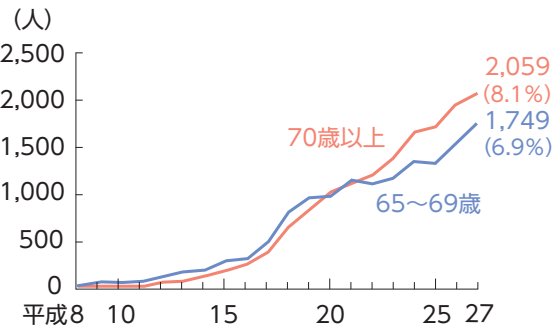
② 強盗



③ 傷害

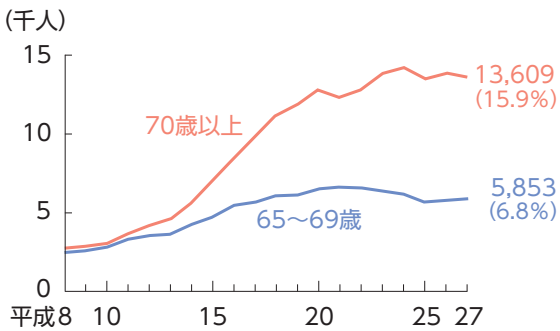


④ 暴行

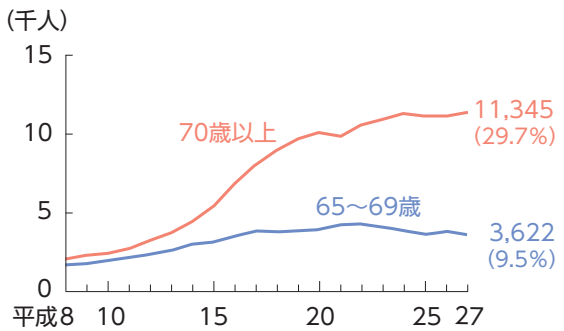


⑤ 窃盗

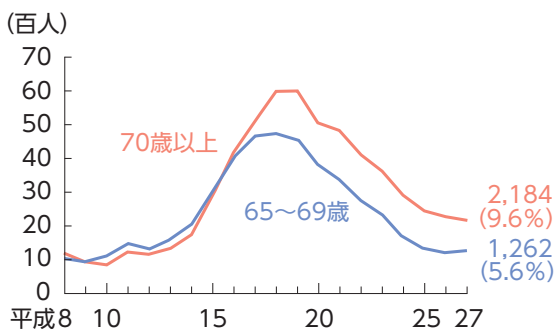
ア 男性



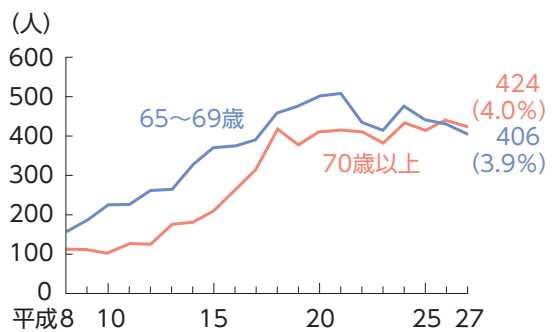
イ 女性



⑥ 遺失物等横領



⑦ 詐欺



注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、それぞれの罪名の検挙人員に占める「65～69歳」及び「70歳以上」の比率である。

## 2 検察

本項においては、検察庁既済事件の処理時又は犯行時の年齢が65歳以上の者を高齢者として、既済人員等の推移を見ることとする。

### (1) 既済

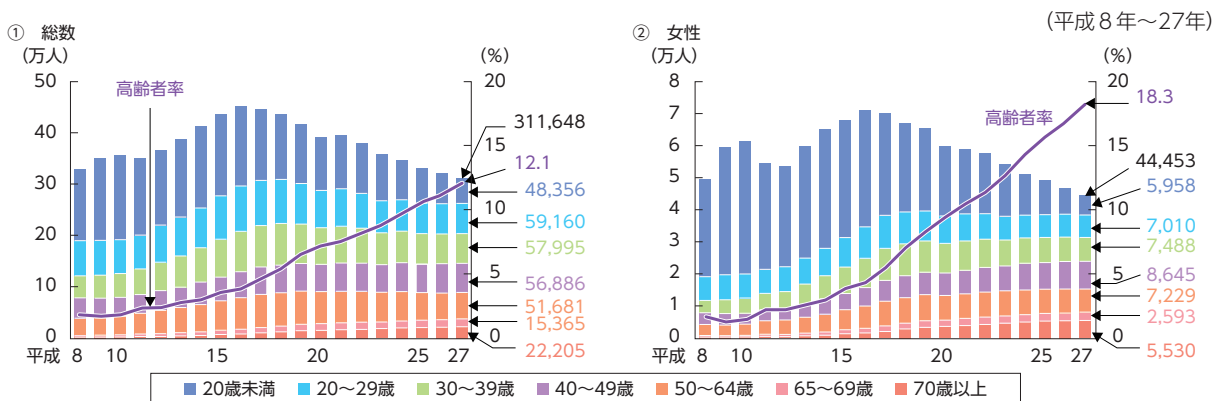
検察庁既済事件（刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。））の人員の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別（処理時の年齢による。）に見ると、**2-1-2-1図**のとおりである。

検察庁既済事件の人員は、平成8年以降、16年（45万2,388人）のピークまでおおむね増加した後、ほぼ一貫して減少し、27年は16年と比べて、31.1%減少したのに対し、高齢者の人員は、8年以降増加傾向にあり、27年には3万7,570人（前年比4.3%増）となり、8年（6,111人）の約6.1倍、16年（1万7,472人）の約2.2倍となった。また、女性の人員は、8年以降増減を経た後、16年（7万1,096人）のピーク以後は減少し続け、27年は16年と比べて、37.5%減少したのに対し、女性高齢者の人員は、8年以降ほぼ一貫して増加し、27年には8,123人（前年比3.4%増）となり、8年（827人）の約9.8倍、16年（3,079人）の約2.6倍に増加した。特に、70歳以上の者の増加が著しく、8年と比べると、総数では約9.8倍、女性は約17.8倍に、16年と比べると、総数では約2.6倍、女性は約3.3倍に増加した。

検察庁既済事件の人員に占める高齢者の比率は、平成8年は1.8%であったが、27年は12.1%に上昇した。

2-1-2-1図

検察庁既済事件の人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 処理時の年齢による。  
 3 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者を除く。  
 4 年齢・性別が不詳の者を除く。  
 5 「高齢者率」は、検察庁既済事件人員総数及び女性の検察庁既済事件人員に占める高齢者の比率をいう。

なお、平成27年の刑法犯に限ると、検察庁既済事件の人員における高齢者の比率は、既済人員総数（22万2,188人）では12.1%（2万6,832人）、女性（3万2,717人）では21.2%（6,936人）であった。同年の刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率が、検挙人員総数で19.9%（4万7,632人）、女性で33.1%（1万6,297人）であること（2-1-1-1図参照）に比べると、検察庁既済事件の人員に占める高齢者の比率はいずれも低い。

## （2）起訴

### ア 人員

刑法犯起訴人員の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、2-1-2-2図のとおりである。

刑法犯起訴人員は、最近20年間において、平成8年から18年（11万277人）のピークまでおおむね増加した後減少し、27年は18年と比べて、29.9%減少したのに対し、高齢者の刑法犯起訴人員は、8年以降増加し続け、窃盗罪及び公務執行妨害罪に罰金刑が新設された18年（5,577人）と翌19年（6,584人）には、それぞれ1,000人規模で急増し、27年には9,045人（前年比3.9%増）となり、18年と比べて約1.6倍に増加した。

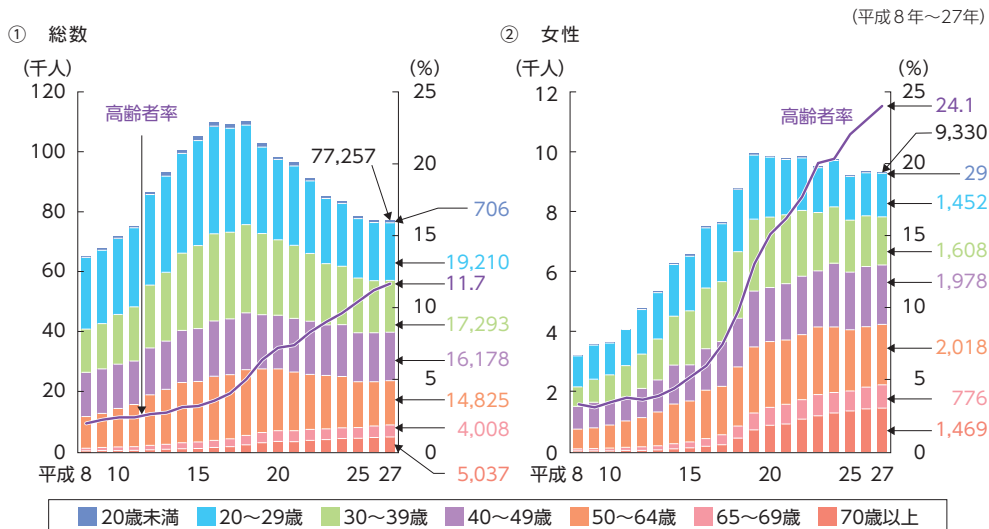
女性の刑法犯検挙人員が平成18年から減少する一方（2-1-1-1図②参照）、女性の刑法犯起訴人員は、19年のピーク（9,949人）以降も9,000人台を保ち、おおむね横ばいで推移しているところ、女性高齢者の刑法犯起訴人員は、17年（572人）から、窃盗罪及び公務執行妨害罪に罰金刑が新設された18年（863人、291人増）と翌19年（1,300人、437人増）には前年比で約1.5倍ずつ急増し、それ以降も増加を続け、27年は2,245人（前年比3.7%増）となり、19年の約1.7倍に増加した。70歳以上の女性は、19年の740人から27年の1,469人へと約2.0倍に増加した。

高齢者の刑法犯起訴人員は、最近20年間で一貫して上昇し、平成27年の65～69歳の者及び70歳以上の者の刑法犯起訴人員は、8年と比べると、それぞれ約4.6倍、約11.6倍に増加（高齢者全体では約6.9倍増加）し、女性高齢者では、それぞれ約11.1倍、約39.7倍と大きく増加した（女性高齢者全体では約21.0倍増加）。

刑法犯起訴人員に占める高齢者の比率は、平成8年は2.0%であったが、年々上昇し、27年は11.7%となり、女性の刑法犯起訴人員に占める高齢者の比率は3.3%から24.1%に上昇した。



2-1-2-2図 刑法犯 起訴人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

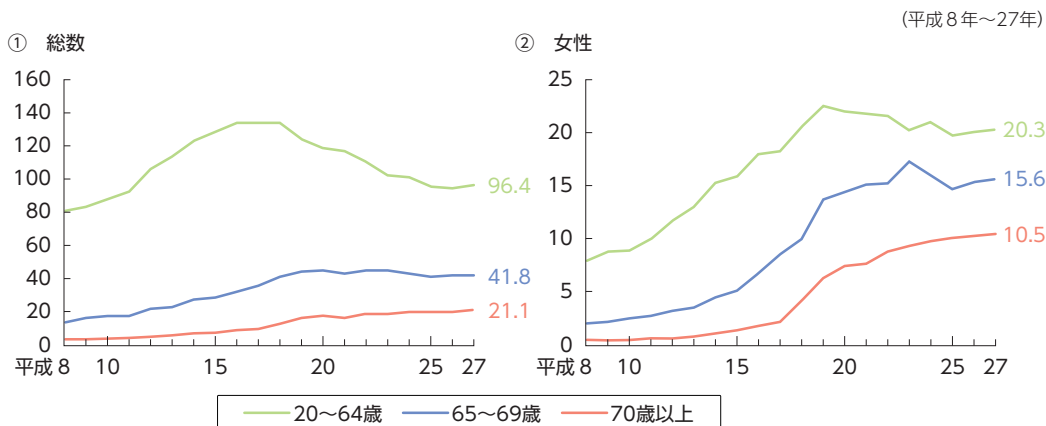


- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 被疑者が法人である事件を除く。  
 4 年齢・性別が不詳の者を除く。  
 5 「高齢者率」は、刑法犯起訴人員総数及び女性の刑法犯起訴人員に占める高齢者の比率をいう。

イ 人口比

刑法犯起訴人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、2-1-2-3図のとおりである。平成27年における65～69歳の者、70歳以上の者の刑法犯起訴人員の人口比は、それぞれ41.8、21.1であり、20～64歳の者の96.4と比較すると低いものの、8年と比べると、それぞれ約3.1倍、約6.1倍と大幅に増加した。女性については、27年の65～69歳の者、70歳以上の者の刑法犯起訴人員の人口比は、それぞれ15.6、10.5であり、8年と比べると、それぞれ約7.7倍、約21.8倍に増加した。

2-1-2-3図 刑法犯 起訴人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）



- 注 1 検察統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「人口比」は、総数・女性それぞれの各年齢層10万人当たりの刑法犯起訴人員をいう。

## ウ 罪名

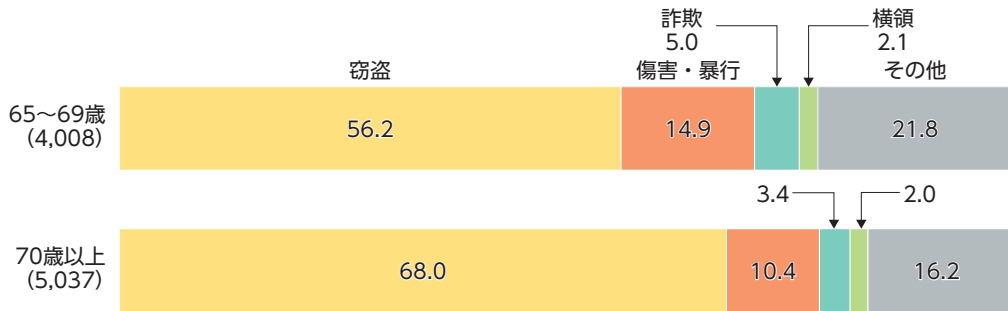
平成27年の高齢者の刑法犯起訴人員の罪名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、**2-1-2-4図**のとおりである。高齢者は、男女共に窃盗の割合が最も高かった。特に70歳以上の女性は、窃盗の割合が92.9%であった。なお、特別法犯ではあるが、近年窃盗に次いで入所受刑者数が多い覚せい剤取締法違反について見ると、27年の高齢者の覚せい剤取締法違反による起訴人員は、65～69歳の者で246人（うち男性237人、女性9人）、70歳以上の者で121人（うち男性115人、女性6人）であった。

2-1-2-4図

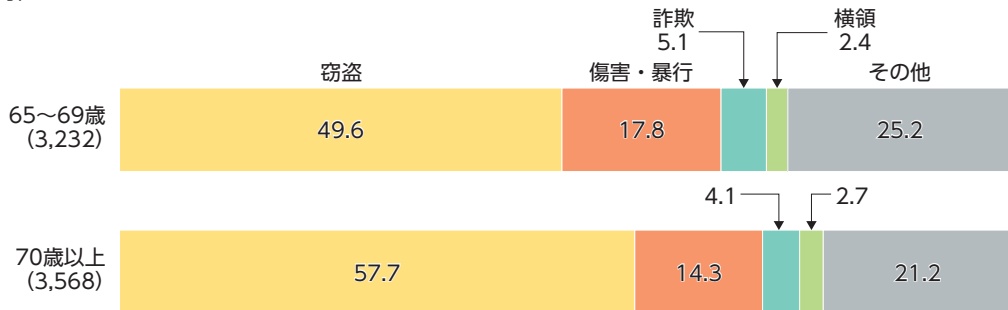
刑法犯 高齢者の起訴人員の罪名別構成比（男女別、年齢層別）

(平成27年)

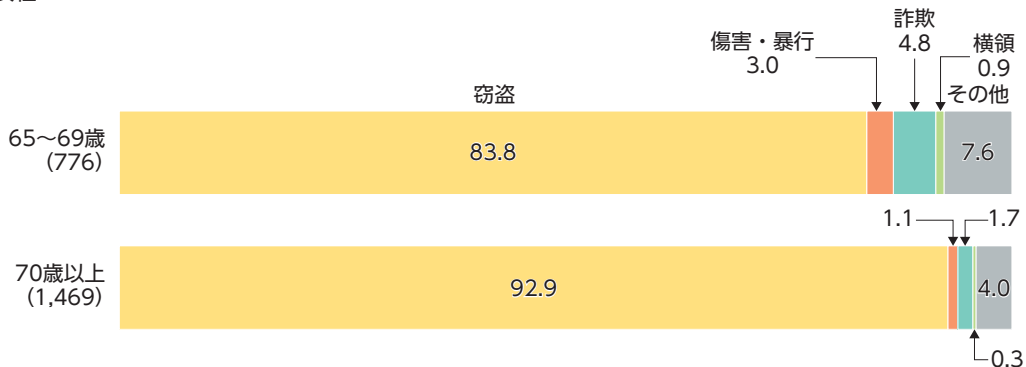
① 総数



② 男性



③ 女性



注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

### (3) 起訴猶予

#### ア 人員

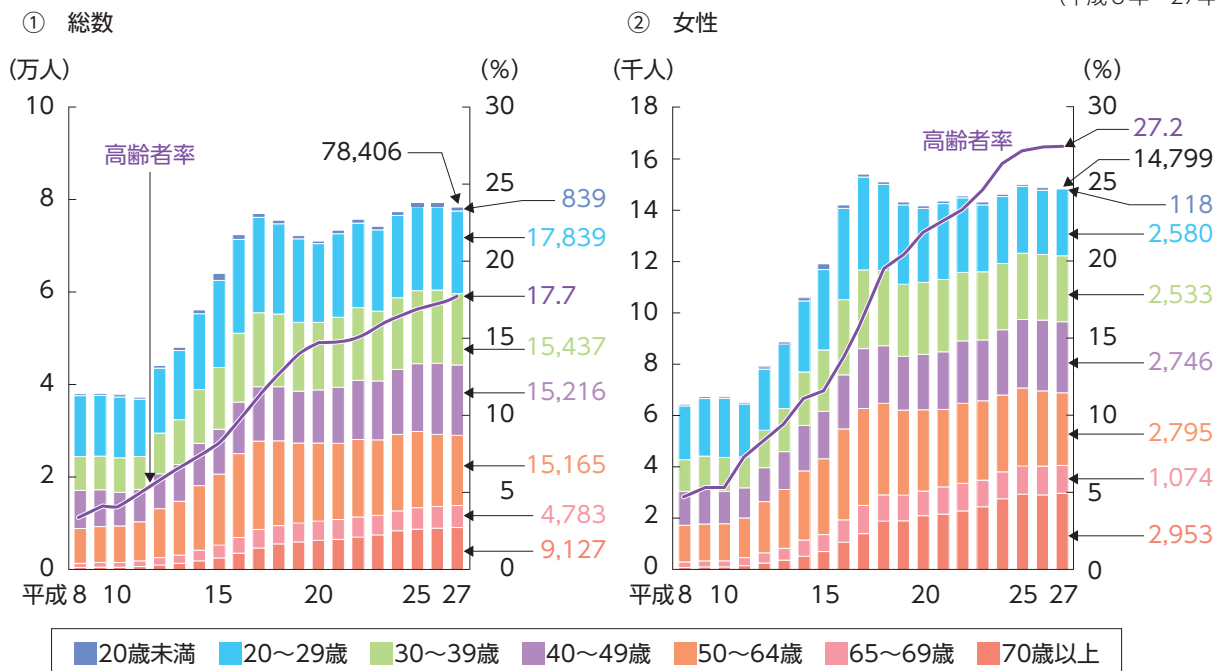
刑法犯起訴猶予人員の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、2-1-2-5図のとおりである。

刑法犯起訴猶予人員のうち高齢者は、65～69歳の者、70歳以上の者のいずれも最近20年間で増加傾向にあり、平成27年の起訴猶予人員は8年と比べると、それぞれ約5.4倍、約21.2倍と大幅に増加した。高齢者の刑法犯起訴猶予人員のうち、65～69歳の者は19年以降4,000人台で推移しているが、70歳以上の者は一貫して増加し続け、27年（9,127人）は19年（5,973人）の約1.5倍であった。

平成27年の女性の刑法犯起訴猶予人員のうち、高齢者は、8年と比べると、65～69歳の者で約5.1倍、70歳以上の者で約32.5倍と大きく増加した。65～69歳の女性の人員は、17年に1,000人を超えた後、おおむね横ばいで推移しているが、70歳以上の女性の人員は、17年以降も増加傾向にあり、27年は2,953人（前年比59人増）となり、17年と比べて約2.1倍に増加した。

2-1-2-5図 刑法犯 起訴猶予人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

(平成8年～27年)



注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 被疑者が法人である事件を除く。  
 4 年齢・性別が不詳の者を除く。  
 5 「高齢者率」は、刑法犯起訴猶予人員総数及び女性の刑法犯起訴猶予人員に占める高齢者の比率をいう。

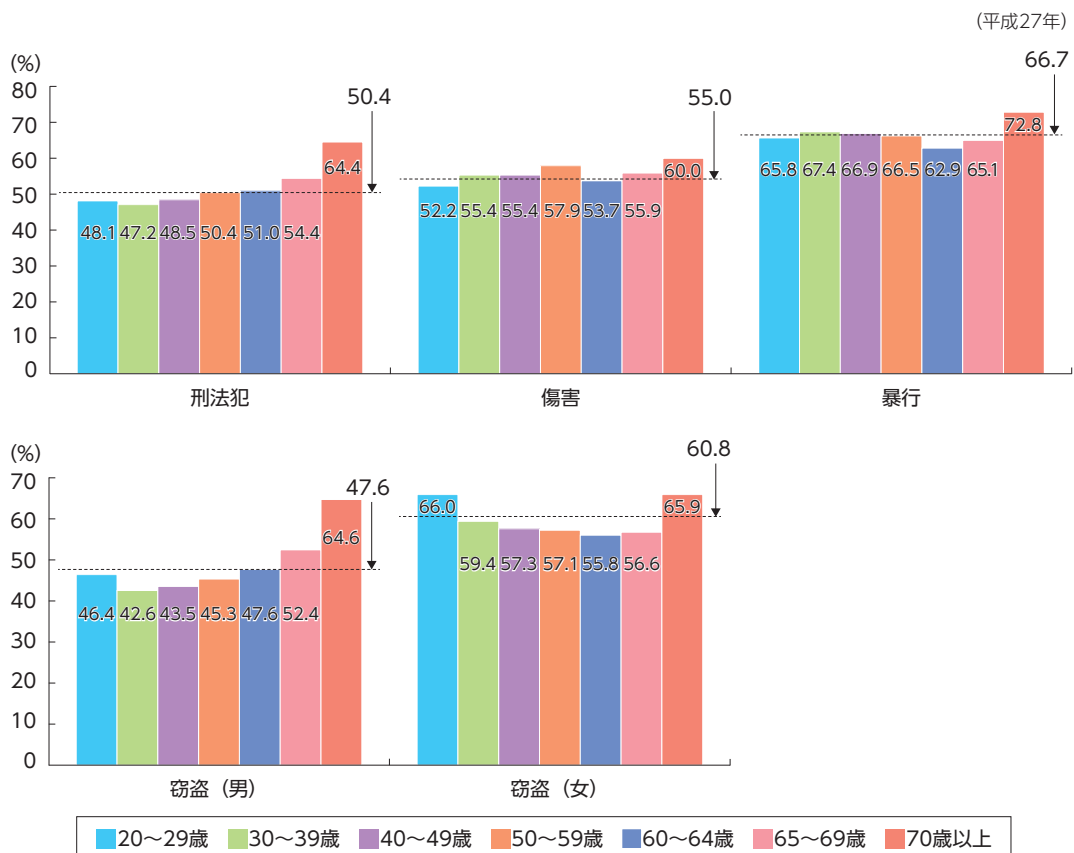
## イ 罪名

平成27年の刑法犯起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、2-1-2-6図のとおりである。

65～69歳の者及び70歳以上の者の刑法犯起訴猶予率は、刑法犯全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも14.1pt高い。

窃盗について、男女別、年齢層別に見ると、女性の起訴猶予率の方が男性の起訴猶予率よりも全体で13.2pt高いところ、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高いのに対し、女性では、年齢層による起訴猶予率の差は男性ほど大きくはなかった。なお、平成17年（窃盗罪に罰金刑が新設された18年の前年）の起訴猶予率と比較すると、同年の高齢者全体が74.4%、65～69歳の男性が60.9%、70歳以上の男性が76.0%、65～69歳の女性が80.7%及び70歳以上の女性が87.3%であったのに対し、27年は、高齢者全体が61.3%（13.1pt低下）、65～69歳の男性が52.4%（8.5pt低下）、70歳以上の男性が64.6%（11.4pt低下）、65～69歳の女性が56.6%（24.1pt低下）及び70歳以上の女性が65.9%（21.5pt低下）と、いずれも低下した。

2-1-2-6図 刑法犯 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 グラフ上の点線は、全体の起訴猶予率である。  
 4 窃盗は性別不詳の者を除く。

### 3 矯正

#### (1) 入所受刑者

##### ア 人員

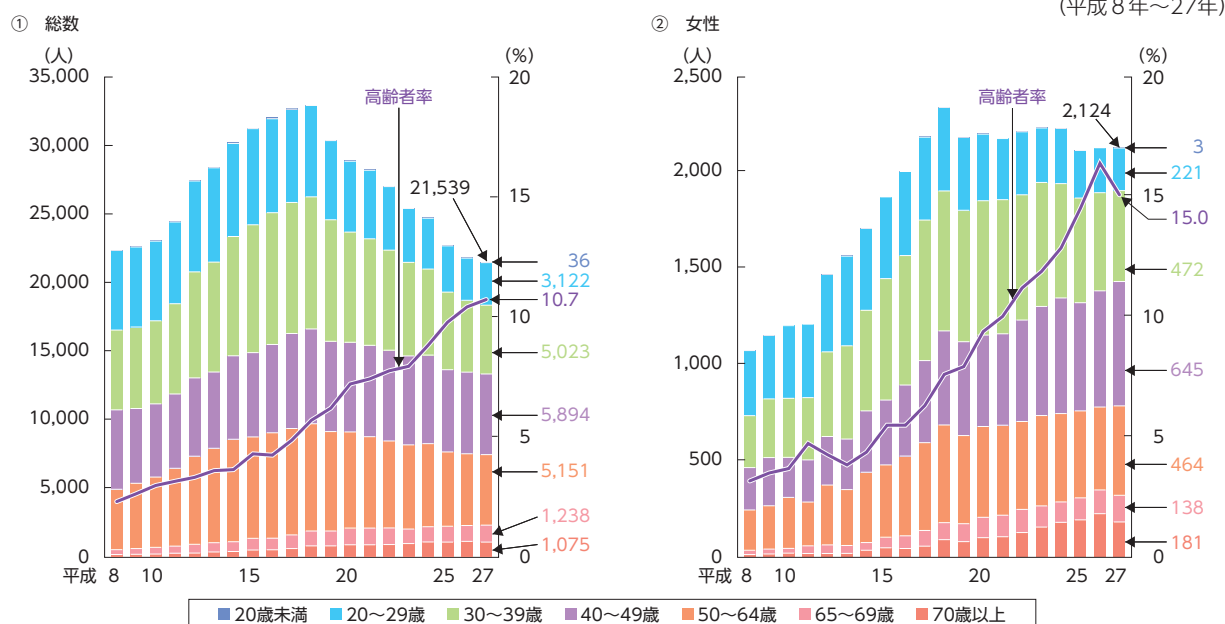
入所受刑者人員等の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別にみると、2-1-3-1図のとおりである。

入所受刑者人員（総数）は、平成8年以降18年（3万3,032人）のピークまで増加し続けた後、減少し続けている。他方、高齢入所受刑者人員は、8年以降ほぼ一貫して増加し、27年は2,313人（前年比1.3%増）となり、18年と比べて、22.9%増加した。女性の入所受刑者人員は、8年以降18年（2,333人）のピークまで増加し続けた後、若干減少しつつも高止まりの状況にあるが、女性の高齢入所受刑者は、18年の177人から27年には319人（前年比8.1%減）へと、約1.8倍に増加した。特に70歳以上の女性は、同期間において、89人から181人（前年比19.2%減）へと、約2倍に増加し、22年以降は65～69歳の女性の人員を上回っている。

平成27年の高齢入所受刑者人員は、8年と比べると、総数で約4.5倍に増加し、女性では約9.4倍に、そのうち、70歳以上の女性は約15.1倍に激増した。

入所受刑者総数に占める高齢者の比率は、平成26年に10%を超え、27年は10.7%であった。また、女性の入所受刑者に占める高齢者の比率は、既に21年に10.0%に達し、27年は15.0%であった。

2-1-3-1図 入所受刑者人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数及び女性の入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。

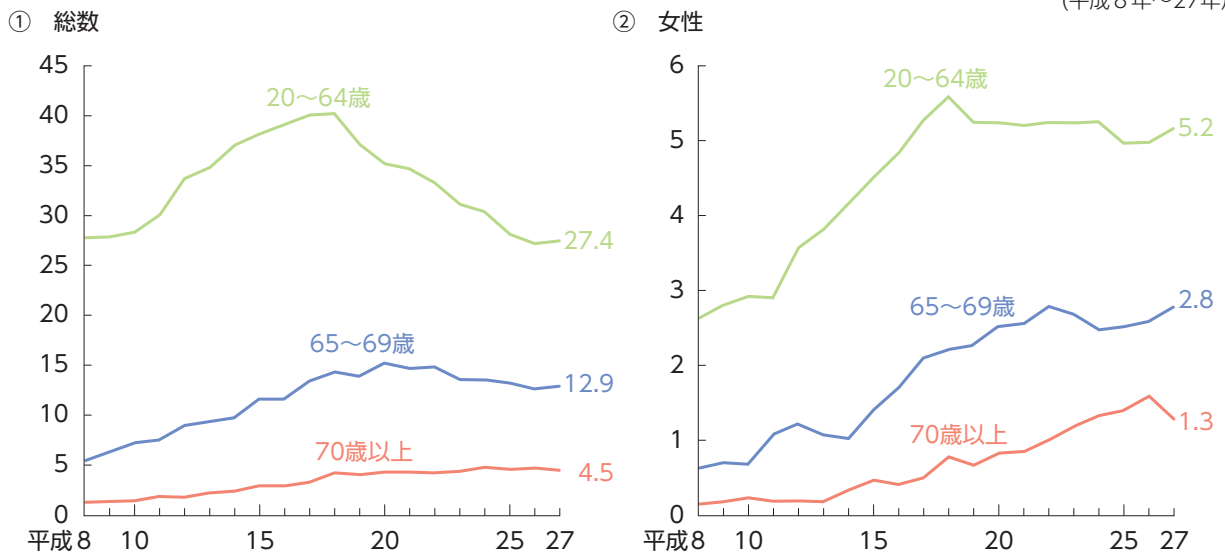
## イ 人口比

入所受刑者の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**2-1-3-2図**のとおりである。高齢入所受刑者の人口比は、20～64歳の者と比べて、一貫して低いものの、20～64歳の者の人口比が平成18年をピークに低下する一方、65～69歳の高齢者の人口比は、18年以降、わずかに低下し、70歳以上の高齢者の人口比は、わずかに上昇した。女性は、70歳以上の高齢者の人口比の上昇が顕著であったが、27年は前年より低下した。

2-1-3-2図

入所受刑者の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成8年～27年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 「人口比」は、総数・女性それぞれの各年齢層人口10万人当たりの入所受刑者人員をいう。

## ウ 罪名

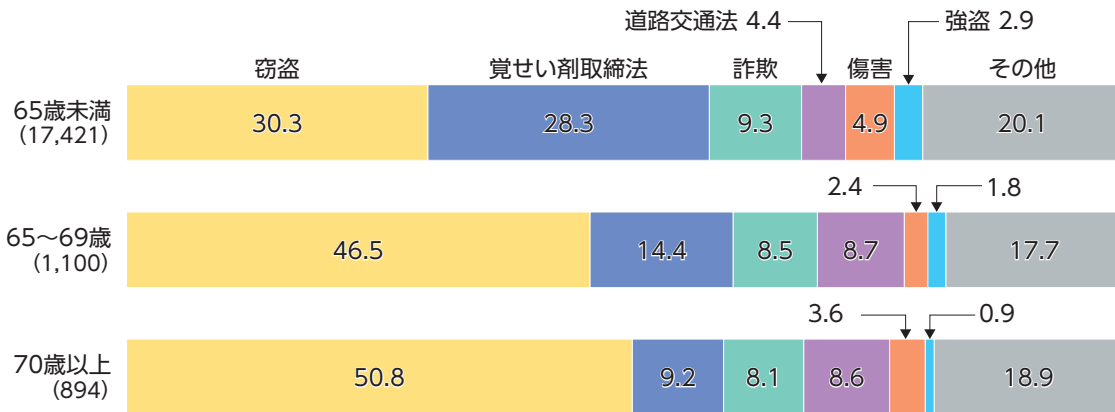
平成27年の高齢入所受刑者の罪名別構成比について、男女別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、2-1-3-3図のとおりである。男女共に、年齢層が高くなるにつれ、窃盗の割合が高くなる。女性は、その傾向が顕著であり、65歳未満の者では、覚せい剤取締法違反が45.3%と、窃盗(34.9%)より高いが、高齢者では、窃盗が65~69歳の者で78.3%、70歳以上の者で86.7%を占めた。

2-1-3-3図

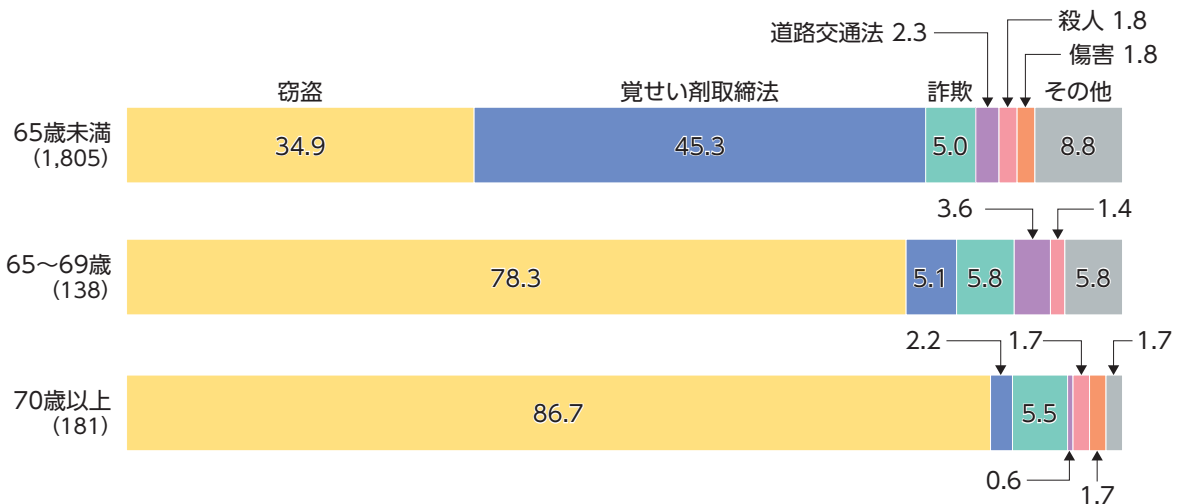
高齢入所受刑者の罪名別構成比(男女別・年齢層別)

(平成27年)

### ① 男性



### ② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

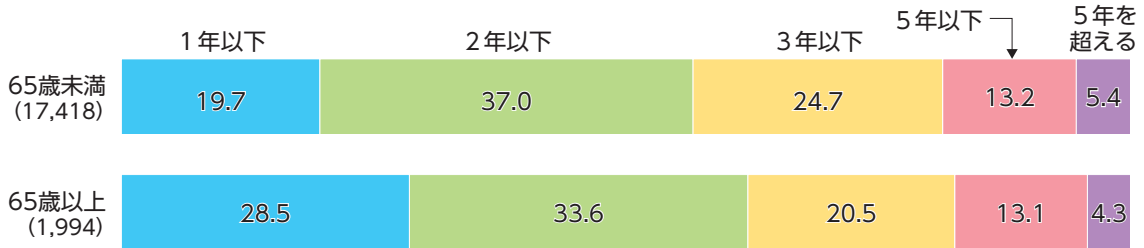
## エ 刑期

平成27年の高齢入所受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-1-3-4図**のとおりである。高齢者は、65歳未満の者と比べると、男女共に刑期が1年以下の者の割合が高い。

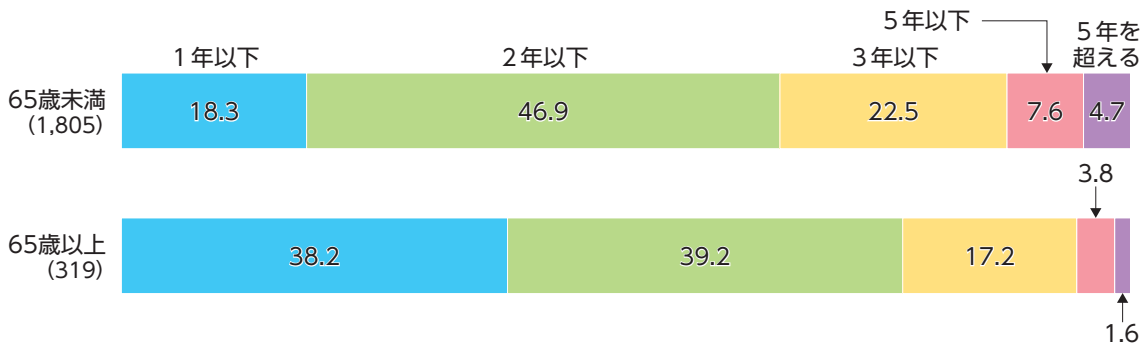
**2-1-3-4図** 高齢入所受刑者の刑期別構成比（男女別）

（平成27年）

### ① 男性



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 「5年を超える」は、無期を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

## オ 入所度数

高齢入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**2-1-3-5図**のとおりである。

男性は、高齢者の入所度数1度の者（以下「初入者」という。）の割合が65歳未満の者と比べて、平成8年以降19年までは20pt以上低く推移し、65歳未満の者の初入者の割合が16年以降低下し続けていることから、その差は小さくなっているが、27年の高齢者の初入者の割合（27.0%）は65歳未満の者（40.5%）と比べて、13.5ptまで縮まっている。また、高齢者のうち、入所度数10度以上の者の割合は、近年、著しく低下したが、27年も依然約2割を占めた。総じて、高齢者の方が65歳未満の者と比べて、入所度数が高い傾向があるが、20年スパンでは、高齢者では、入所度数の低い者の占める割合が上昇しつつある。



女性は、初入者の割合が、65歳未満の者では、平成16年に最も高い72.8%となり、その後は低下し続け、27年は54.0%まで低下した。女性高齢者の初入者の割合は、8年は29.4%と65歳未満の女性（62.2%）と比べて30pt以上低かったが、18年に59.3%まで上昇し、その後、おおむね50%台前半で推移し、65歳未満の者との差がほとんどなくなり、27年は51.4%であった。女性においても、総数と同様に、高齢者は、65歳未満の者よりも、入所度数が高い傾向があるが、高齢者では、入所度数の低い者が占める割合が上昇しつつある。

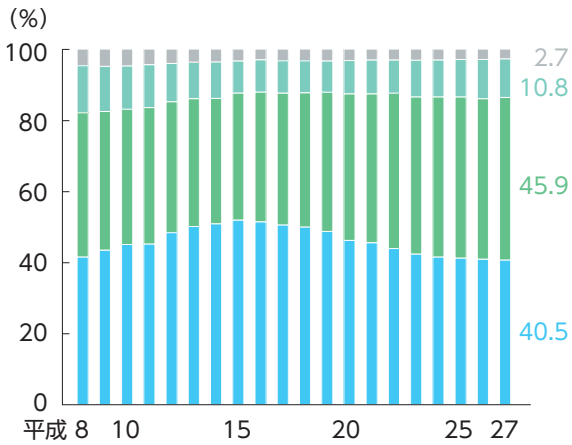
2-1-3-5図

高齢入所受刑者の入所度数別構成比の推移（男女別）

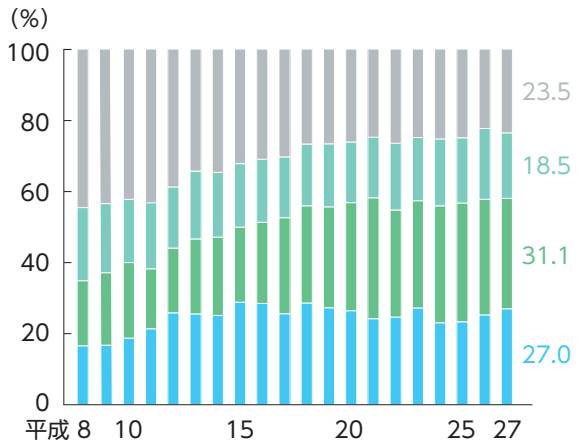
(平成8年～27年)

① 男性

ア 65歳未満

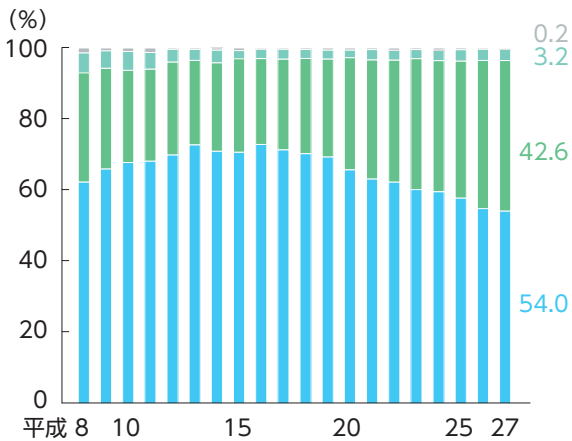


イ 65歳以上

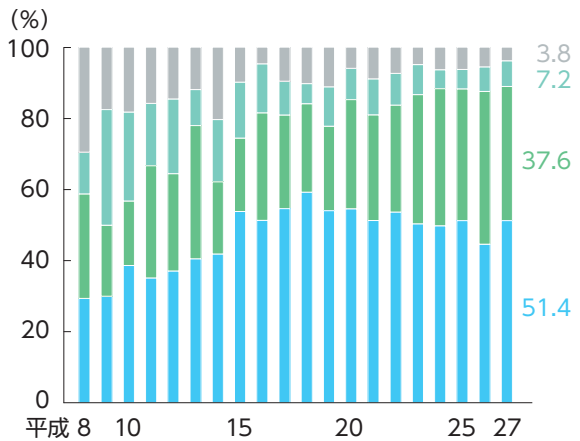


② 女性

ア 65歳未満



イ 65歳以上



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 入所時の年齢による。

## カ 就労状況

平成27年の高齢入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見ると、2-1-3-6図のとおりである。有職者の割合は、男性高齢者が15.1%、女性高齢者が8.5%であった。

2-1-3-6図 高齢入所受刑者の就労状況別構成比（男女別）

（平成27年）

### ① 男性



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 犯行時の就労状況による。ただし、学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## キ 居住状況

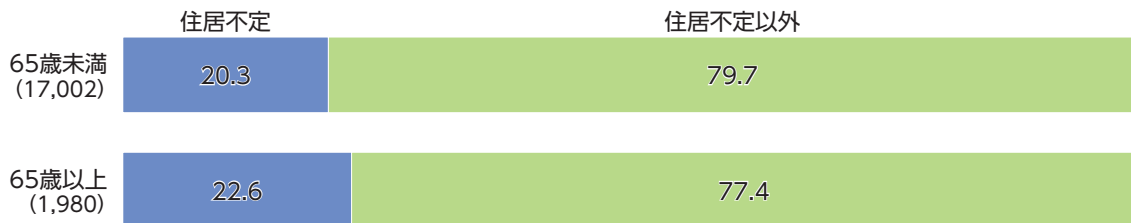
平成27年の高齢入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見ると、**2-1-3-7図**のとおりである。男性高齢者は、住居不定の者の割合が65歳未満の者と比べて、わずかに高く、22.6%であった。女性高齢者は、男性高齢者よりも、住居不定の者の割合が顕著に低く、4.7%であった。

2-1-3-7図

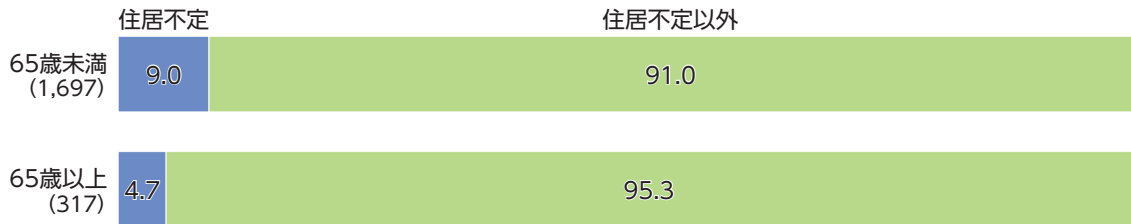
高齢入所受刑者の居住状況別構成比（男女別）

（平成27年）

### ① 男性



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 犯行時の居住状況による。ただし、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

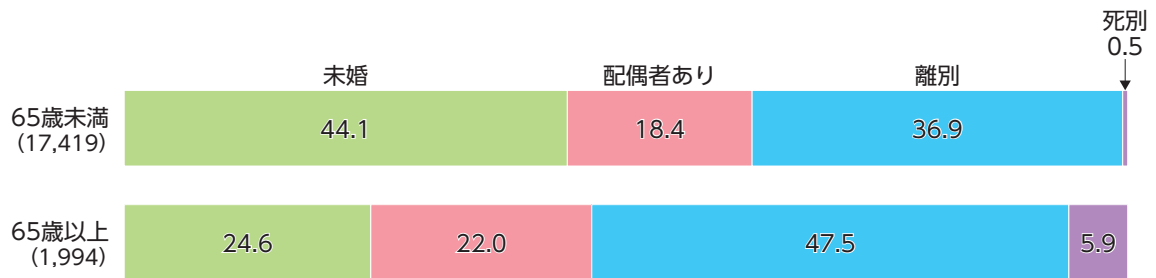
## ク 婚姻状況

平成27年の高齢入所受刑者の婚姻状況別構成比を男女別に見ると、2-1-3-8図のとおりである。男性高齢者と女性高齢者を比べると、男性高齢者では「未婚」と「離別」の割合が、女性高齢者では「配偶者あり」と「死別」の割合が、それぞれ高かった。

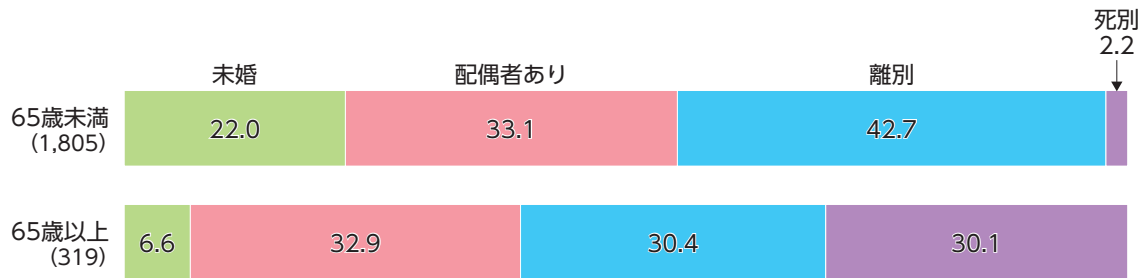
2-1-3-8図 高齢入所受刑者の婚姻状況別構成比（男女別）

(平成27年)

### ① 男性



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 犯行時の婚姻状況による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

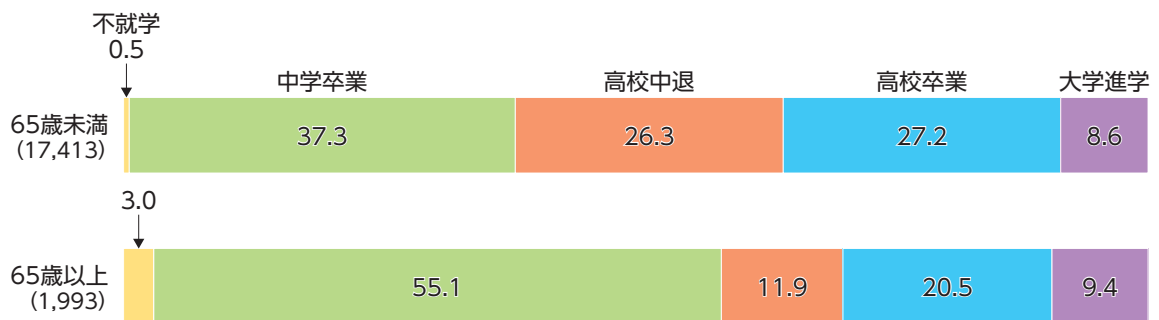
## ケ 教育程度

平成27年の高齢入所受刑者の教育程度別構成比を男女別に見ると、2-1-3-9図のとおりである。高齢者は、男女共に65歳未満の者と比べて、不就学及び中学校卒業の者の割合が高く、高校中退の者の割合は低かった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、高校卒業の者の割合が高かった。

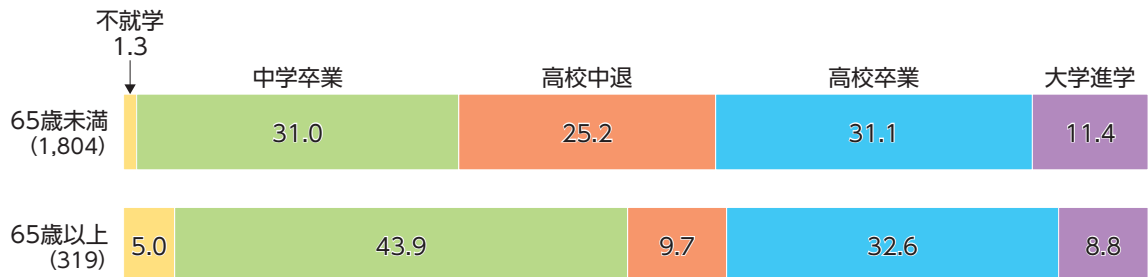
2-1-3-9図 高齢入所受刑者の教育程度別構成比（男女別）

（平成27年）

### ① 男性



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 教育程度は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。  
 4 「不就学」は、小学校中退、小学校卒業及び中学校中退を含む。  
 5 「高校中退」は、高校在学を含む。  
 6 「大学進学」は、大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。  
 7 ( )内は、実人員である。

## コ 精神障害

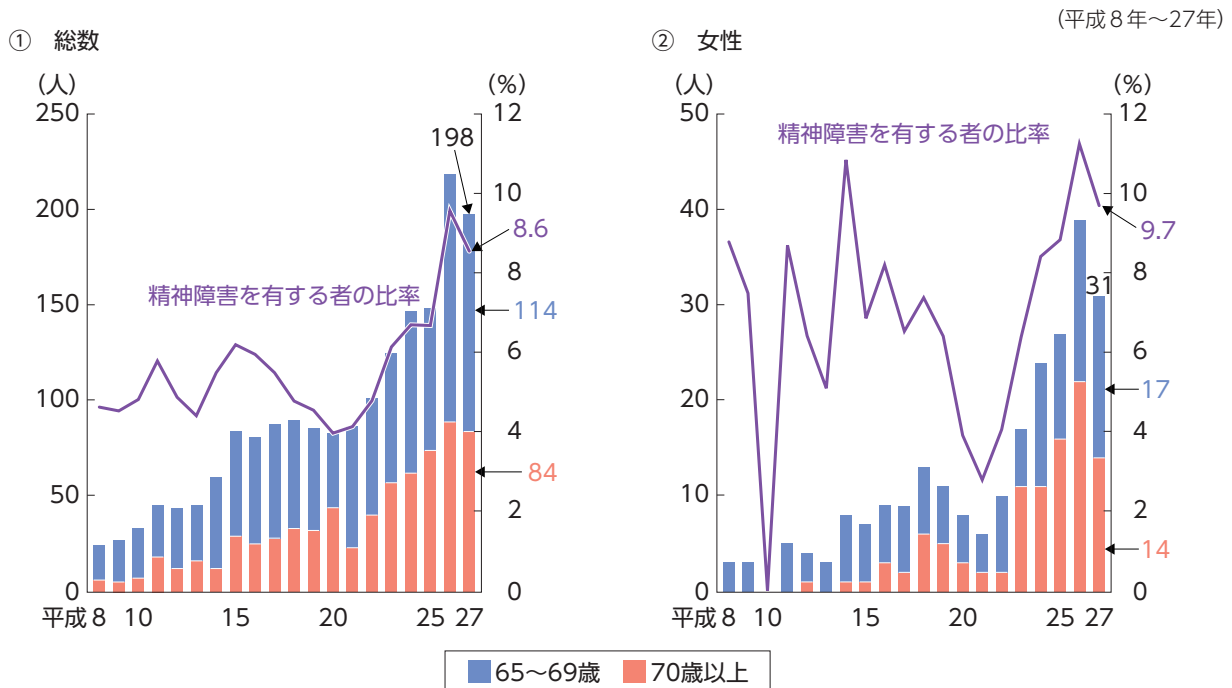
精神障害（知的障害，人格障害，神経症性障害又はその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害，統合失調症，気分障害等を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を有する高齢入所受刑者人員の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに，これを年齢層別に見ると，2-1-3-10図のとおりである。

精神障害を有する高齢入所受刑者人員は，平成20年以降，急激に増加したが，27年は減少し，198人（前年比9.6%減）であった。高齢入所受刑者に占める精神障害を有する人員の比率（以下「精神障害を有する者の比率」という。）も上昇していたが，27年は低下し，8.6%（同1.0pt低下）であった。また，女性の精神障害を有する者の比率は，9.7%（前年比1.6pt低下）であった。

精神障害を有する70歳以上の高齢入所受刑者も近年増加傾向にあり，平成27年は84人（同5.6%減）であった。

2-1-3-10図

精神障害を有する高齢入所受刑者人員・比率の推移（総数・女性別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 4 「精神障害を有する者の比率」は，高齢入所受刑者総数に占める精神障害を有する者の比率をいう。

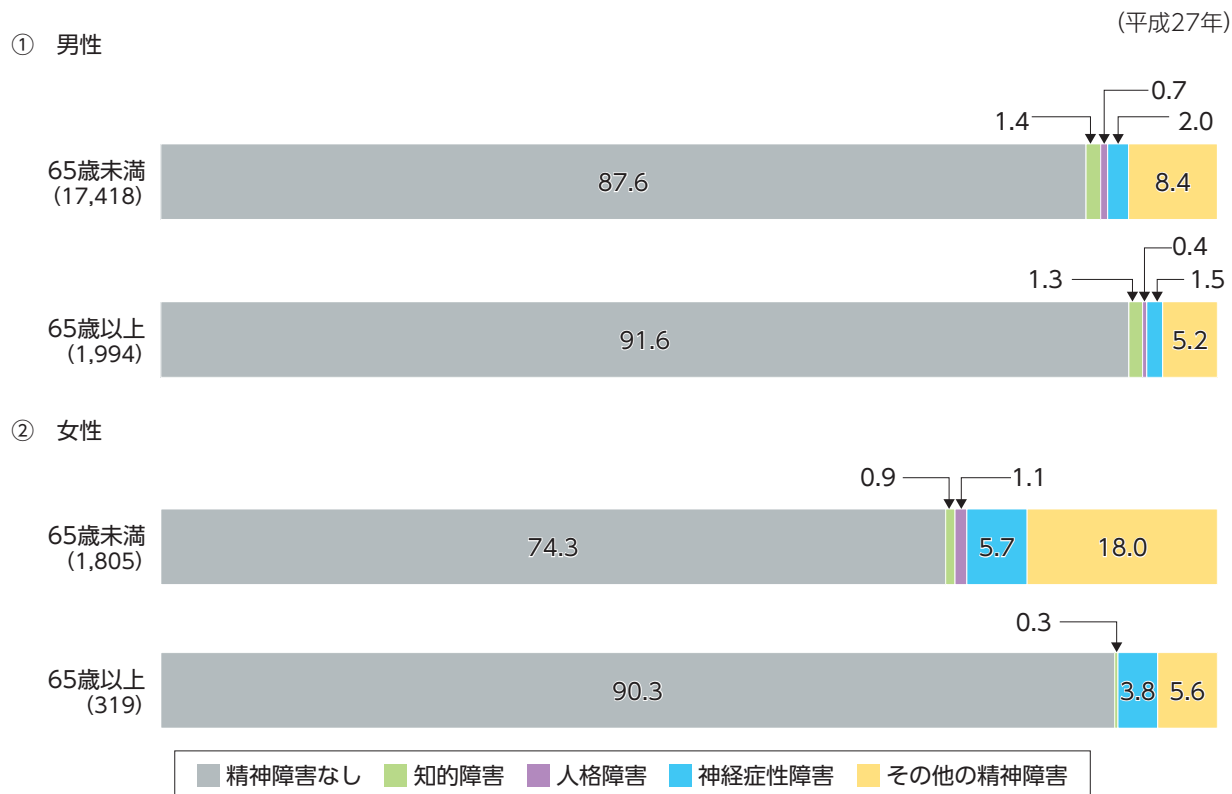
## サ 精神状況

平成27年の高齢入所受刑者の精神状況別構成比を男女別に見ると、2-1-3-11図のとおりである。

男性高齢者は、精神障害を有する者の割合が8.4%で、65歳未満の者と比べてわずかに低かった。一方、女性高齢者は、精神障害を有する者の割合が9.7%で、65歳未満の者の25.7%と比べると顕著に低かった。

精神状況別では、男性高齢者は、女性高齢者と比べて、知的障害がある者の割合が、女性高齢者は男性高齢者と比べて、神経症性障害（不安障害、強迫性障害等）のある者の割合が、それぞれ高かった。女性は、65歳未満の者では、統合失調症、気分障害並びに精神作用物質による精神及び行動の障害等を有する「その他の精神障害」に分類された者が18.0%を占めるが、女性高齢者では、5.6%であった。

2-1-3-11図 高齢入所受刑者の精神状況別構成比（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 4 「その他の精神障害」は、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 出所受刑者

平成27年の高齢の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下同じ。）の帰住先別構成比を出所事由別に見るとともに、これを男女別に見ると、**2-1-3-12図**のとおりである。

### ア 満期釈放者

男性高齢者は、帰住先が「その他」の者が63.0%を占め、次いで「親族」（「父・母」，「配偶者」，「兄弟・姉妹」，「その他の親族」をいう。この項において同じ。）が16.4%であった。女性高齢者は、「親族」が40.9%と最も割合が高く、「社会福祉施設」も約2割を占めた。

### イ 仮釈放者

男性高齢者は、「親族」が42.9%、「更生保護施設等」が44.9%と、この二つで8割以上を占めた。女性高齢者は、「親族」が71.1%を占め、65歳未満の者の割合（66.0%）よりも高かった。

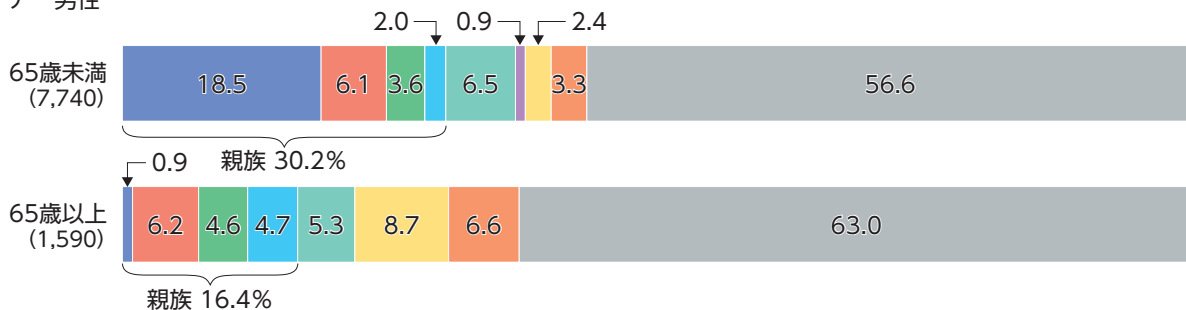


2-1-3-12図 高齢出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別，男女別）

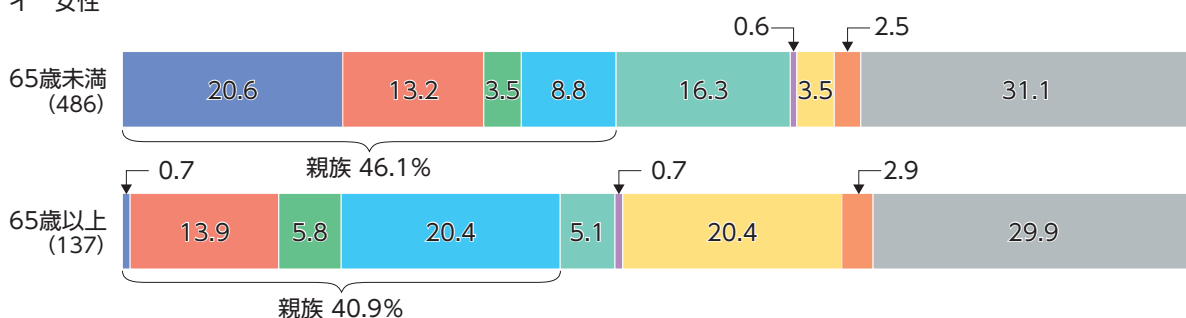
（平成27年）

① 満期釈放

ア 男性

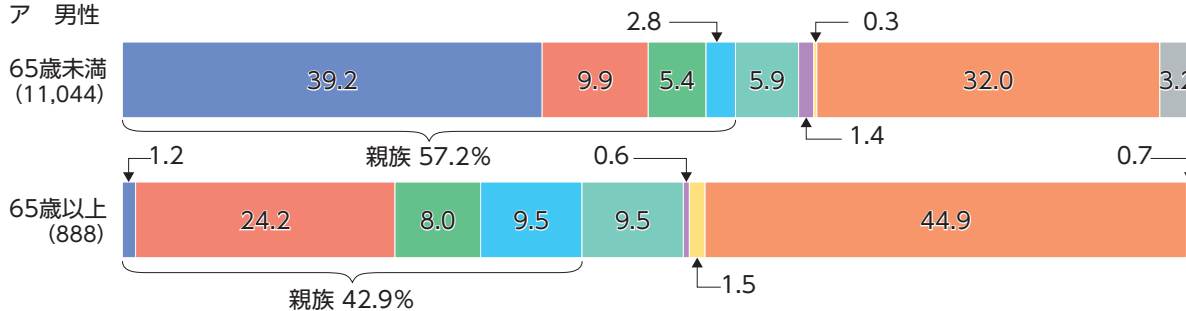


イ 女性

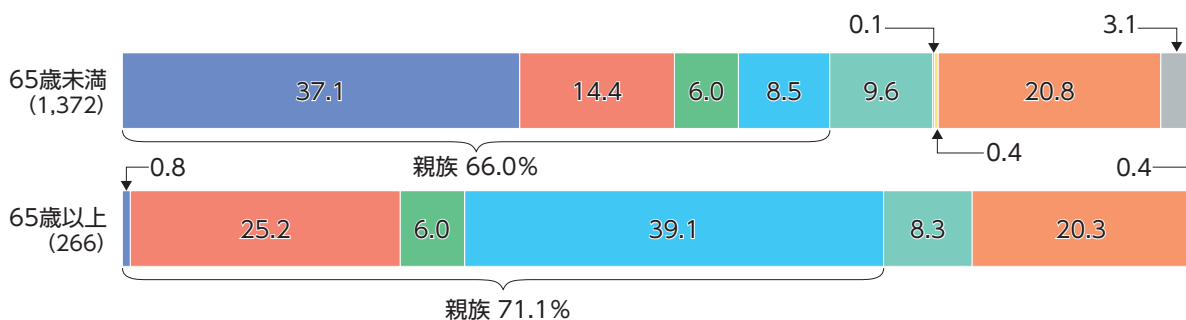


② 仮釈放

ア 男性



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所時の年齢による。  
 3 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。  
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 5 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター及び自立更生促進センターである。  
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 7 ( )内は、実人員である。

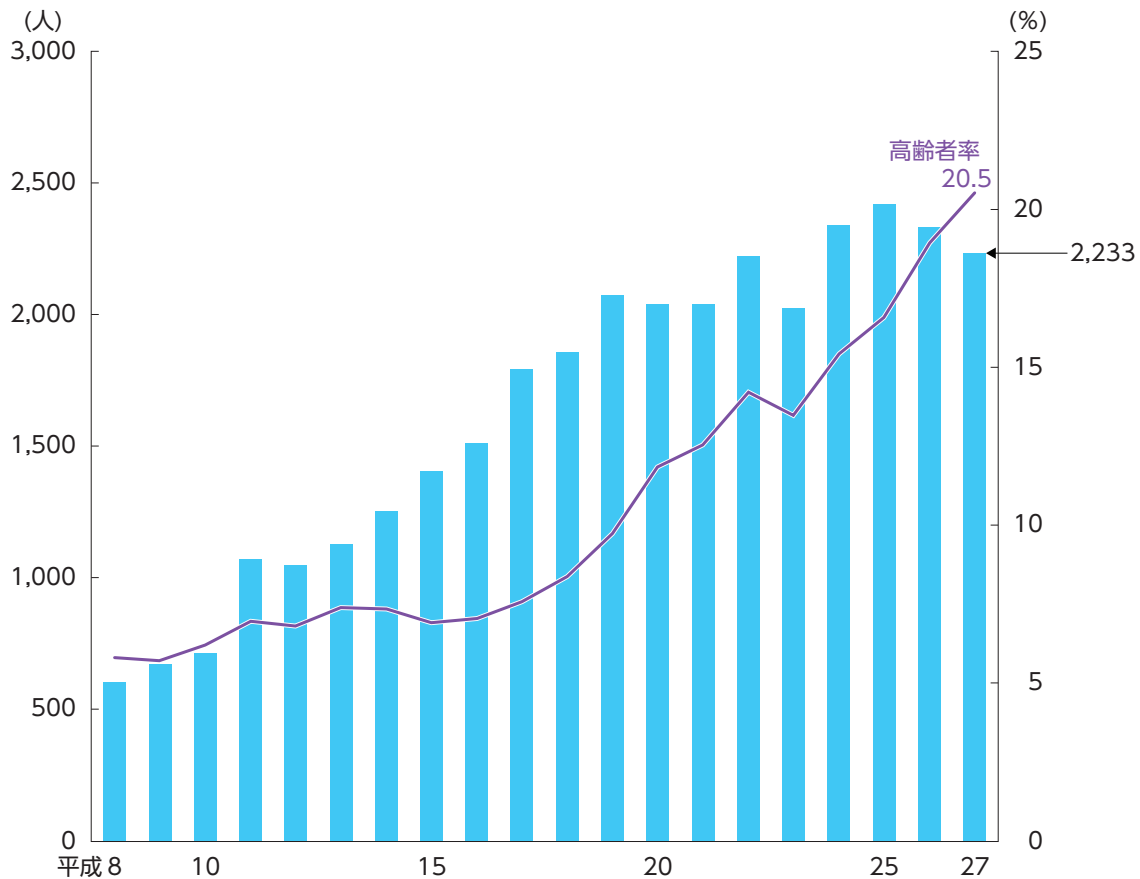
### (3) 高齢既決拘禁者の医療等の状況

高齢既決拘禁者（既決拘禁者とは、受刑者（懲役、禁錮及び拘留）、死刑確定者及び労役場留置者をいう。以下この項において同じ。）の休養患者（転帰時の年齢による。）の人員・高齢者率（休養患者総数に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見ると、**2-1-3-13図**のとおりである。高齢既決拘禁者の休養患者の人員は、最近20年間で約3.7倍に増加し、高齢者率は平成8年の5.8%から27年の20.5%に上昇した。

2-1-3-13図

高齢既決拘禁者の休養患者人員・高齢者率の推移

(平成8年～27年)



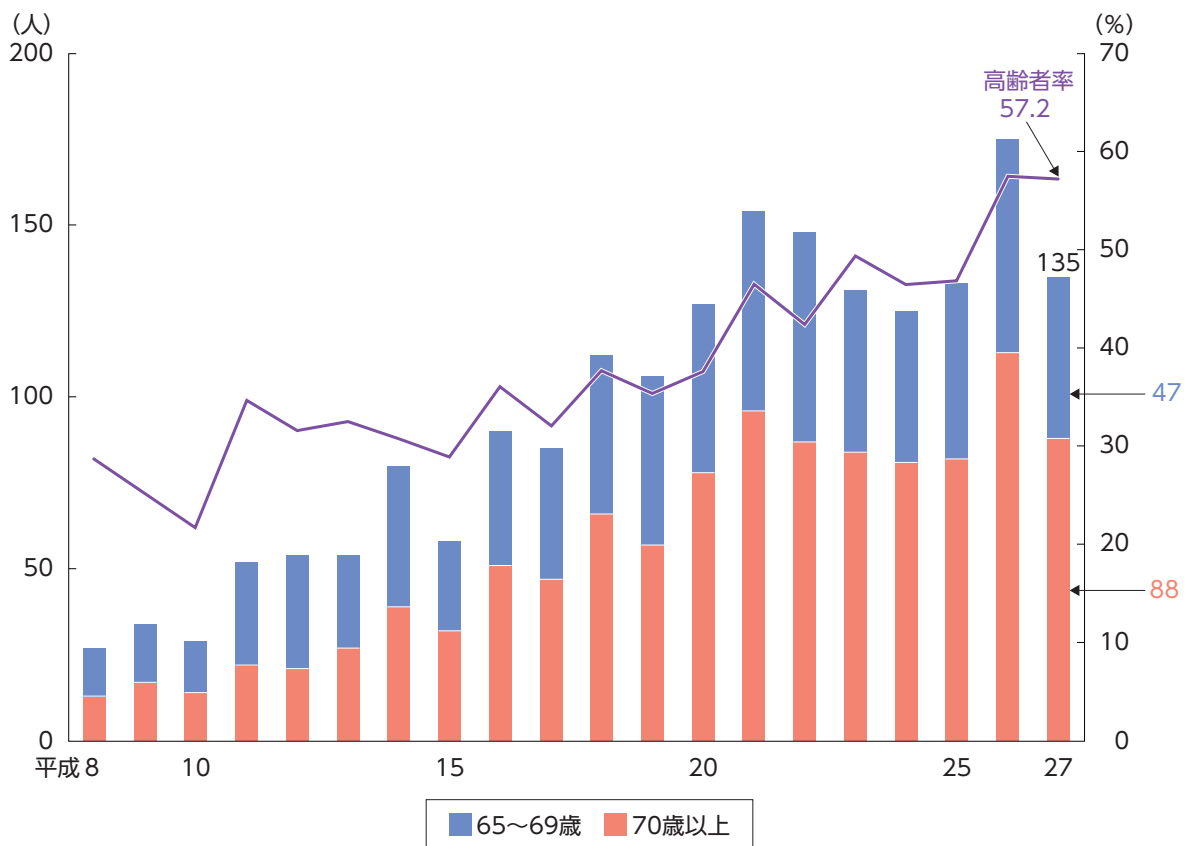
- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 転帰時（治癒又は軽快、未治出所等の事由が生じた時をいう。）の年齢による。  
 3 「休養患者」は、医師の診療を受けた者のうち、医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けた者をいう。  
 4 「高齢者率」は、休養患者総数に占める高齢者の比率をいう。

高齢既決拘禁者の死亡者（死亡時の年齢による。）の人員・高齢者率（死亡受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見ると、2-1-3-14図のとおりである。高齢既決拘禁者の死亡者の人員は、平成8年の27人から27年の135人へと、5倍に増加し、高齢者率は28.7%から57.2%に上昇した。なお、27年の高齢既決拘禁者に多い死因（病名）は、悪性新生物（悪性腫瘍）（62人）、肺炎（20人）、心不全（10人）であった。

2-1-3-14図

高齢既決拘禁者の死亡者人員（年齢層別）・高齢者率の推移

(平成8年～27年)



注 1 矯正統計年報による。  
 2 死亡時の年齢による。  
 3 「死亡者」は、病死又は変死した者をいう。  
 4 「高齢者率」は、死亡した既決拘禁者総数に占める高齢者の比率をいう。

## 4 更生保護

### (1) 人員

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（平成10年以降）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**2-1-4-1図**のとおりである。

#### ア 仮釈放者

仮釈放者の保護観察開始人員は、平成10年以降16年（1万6,690人）まで増加傾向にあったものの、その後、減少傾向にあり、27年は16年と比べて、18.7%減少したが、高齢の仮釈放者（以下この項において「高齢仮釈放者」という。）の保護観察開始人員は、10年以降ほぼ一貫して増加し、27年は1,154人（前年比2.2%増）となり、10年（284人）と比べて約4.1倍、16年（528人）と比べて約2.2倍に増加した。また、70歳以上の仮釈放者の27年の保護観察開始人員は562人（前年比11.7%増）であり、10年（80人）と比べて約7.0倍、16年（176人）と比べて約3.2倍に増加した。

女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、平成10年以降ほぼ一貫して増加し、27年は10年（870人）の約1.9倍に増加したところ、女性の高齢仮釈放者の保護観察開始人員は、27年は10年（28人）と比べて、9.5倍に増加した。特に70歳以上の女性の仮釈放者は、27年は10年（8人）と比べて、約19.4倍に増加した。

仮釈放者の保護観察開始人員に占める高齢仮釈放者の比率は、総数では、平成10年の2.2%から27年の8.5%に、女性では、3.2%から16.2%に、それぞれ大幅に上昇した。

#### イ 保護観察付執行猶予者

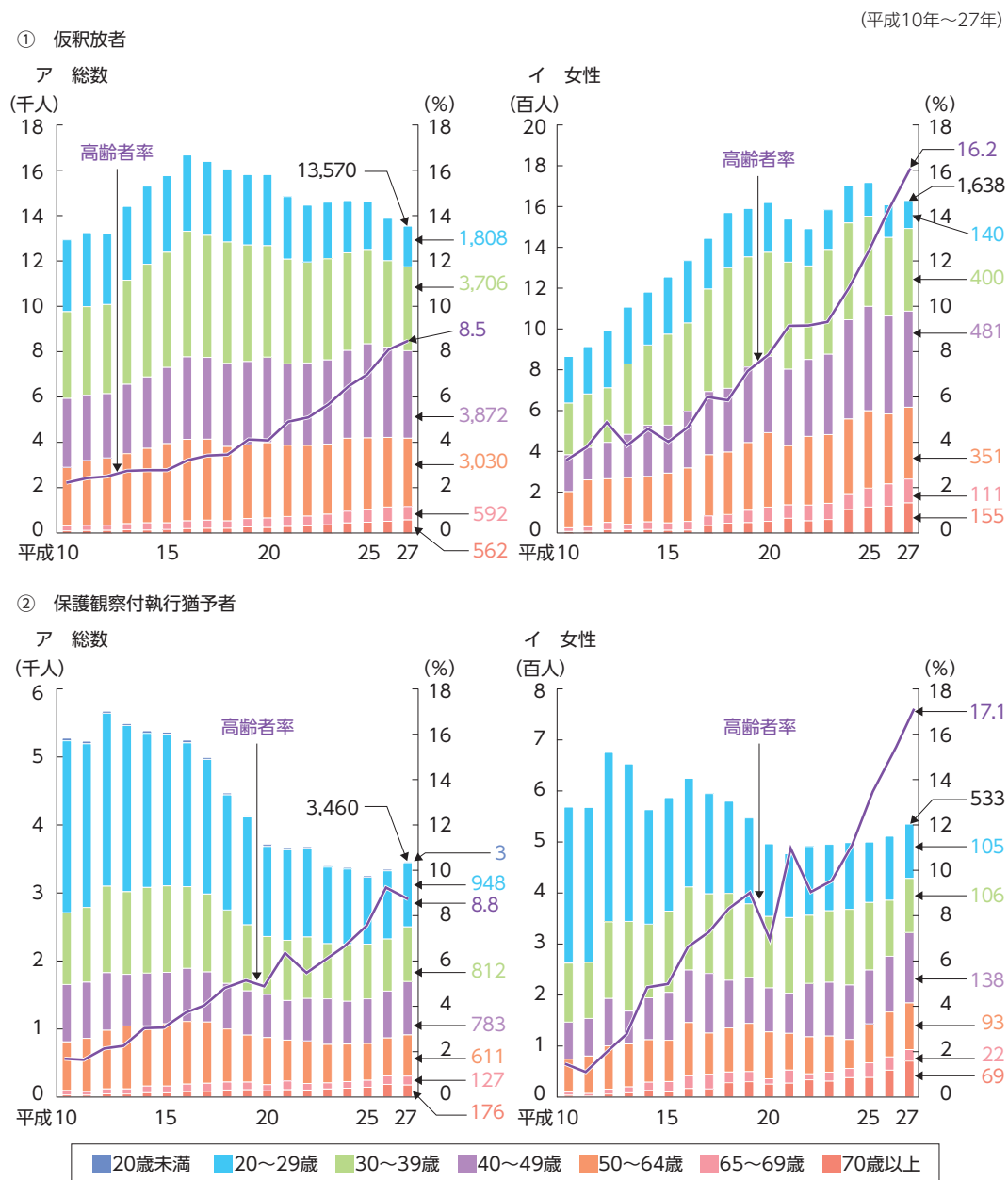
保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成10年以降では、12年（5,682人）をピークに25年まで減少傾向にあったところ、26年から2年続けてやや増加したが、27年は12年と比べて、39.1%減少した。高齢の保護観察付執行猶予者（以下この項において「高齢保護観察付執行猶予者」という。）の保護観察開始人員は、10年以降おおむね増加傾向にあり、27年には303人となり、10年（87人）と比べて約3.5倍、12年（119人）と比べて約2.5倍に増加した。

女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成10年以降、12年（674人）をピークに21年までは増減を繰り返しながら減少傾向を示していたところ、22年からは緩やかに増加したが、27年は12年と比べて、20.9%減少した。女性の高齢保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、10年以降おおむね増加傾向にあり、27年（91人）は12年（13人）と比べて、7倍に

増加した（10年（8人）と比べて約11.4倍）。特に70歳以上の女性の保護観察付執行猶予者は、27年（69人）は12年（5人）と比べて、13.8倍に増加した（10年（2人）と比べて34.5倍）。

保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員に占める高齢保護観察付執行猶予者の比率は、総数では、平成10年の1.6%から27年の8.8%に、女性では、1.4%から17.1%に、それぞれ大幅に上昇した。

2-1-4-1図 保護観察開始人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員総数及び女性の保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。

## (2) 人口比

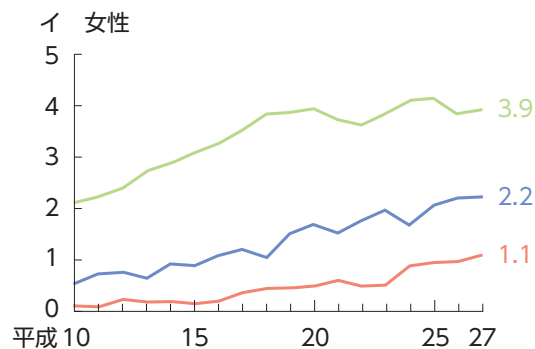
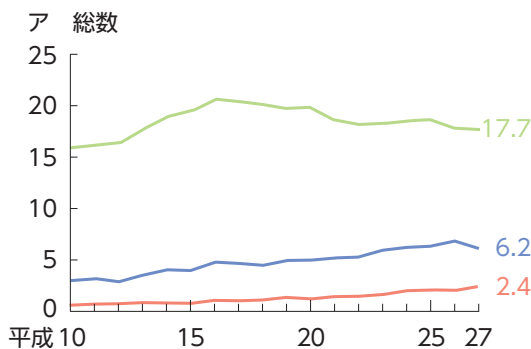
仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の年齢層別人口比の推移（平成10年以降）を総数・女性別にみると、**2-1-4-2図**のとおりである。仮釈放者・保護観察付執行猶予者共に、高齢者の保護観察開始人員の人口比は、20～64歳の者と比べると、総じて低いものの、10年以降、ほぼ一貫して上昇しており、27年の年齢層別人口比は、10年と比べると、仮釈放者では、65～69歳の者が約2.1倍、70歳以上の者が約4.0倍に、保護観察付執行猶予者では、それぞれ約1.5倍、約4.0倍に上昇し、いずれも、特に70歳以上の者の上昇が顕著であった。また、27年における女性の保護観察開始人員の年齢層別人口比の上昇幅は、10年と比べると、仮釈放者・保護観察付執行猶予者共に、65～69歳、70歳以上のいずれの年齢層においても、総数の上昇幅を上回った。

2-1-4-2図

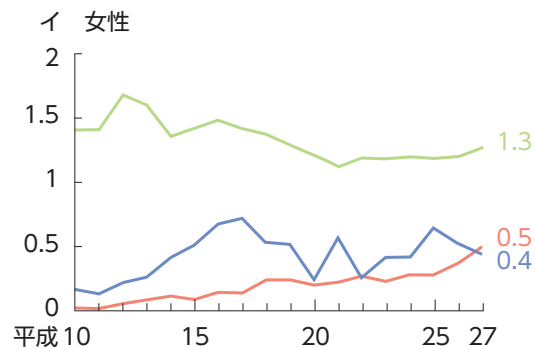
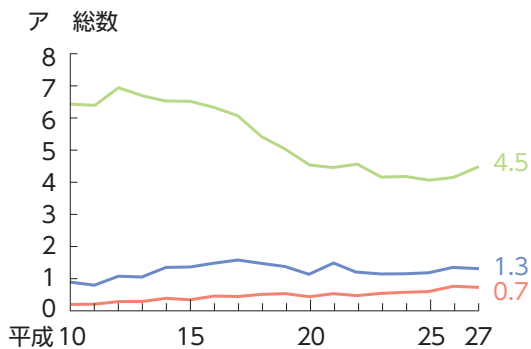
保護観察開始人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成10年～27年)

### ① 仮釈放者



### ② 保護観察付執行猶予者



— 20～64歳 — 65～69歳 — 70歳以上 —

注 1 法務省大臣官房司法法制部及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの保護観察開始人員総数及び女性の保護観察開始人員をいう。

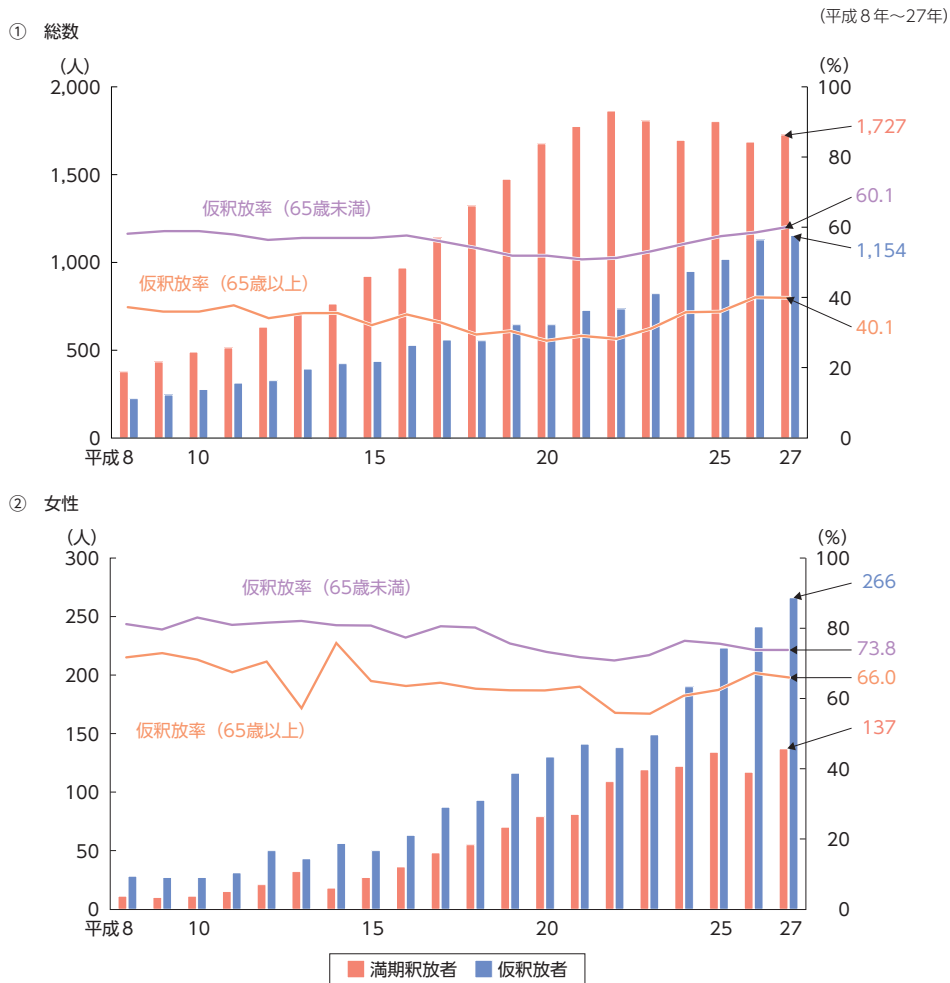
### (3) 仮釈放者の人員・仮釈放率

高齢の出所受刑者の人員及び仮釈放率の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**2-1-4-3図**のとおりである。

仮釈放による高齢出所受刑者は、平成8年の224人から、ほぼ一貫して増加し、27年は1,154人と、8年の約5.2倍に増加し、27年の仮釈放による女性の高齢出所受刑者は、8年（28人）の9.5倍に増加した。

仮釈放率は、平成8年以降、65歳未満の者が21年（51.0%）を底に上昇に転じ、27年は60.1%であったが、高齢出所受刑者の仮釈放率は、20年（27.8%）を底に上昇傾向にあり、27年は40.1%であった。また、女性の仮釈放率は、65歳未満の者、高齢者共に、総数よりも一貫して高く、27年はそれぞれ73.8%、66.0%であった。高齢出所受刑者は、総数、女性共に65歳未満の者よりも仮釈放率が低い状況が続いている。

**2-1-4-3図 高齢出所受刑者人員・仮釈放率の推移（総数・女性別）**



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所時の年齢による。

#### (4) 罪名

高齢仮釈放者及び高齢保護観察付執行猶予者について、平成27年における保護観察開始人員の罪名別構成比を、男女別に見ると、**2-1-4-4図**のとおりである。

##### ア 仮釈放者

仮釈放者については、65歳未満の者では、窃盗が31.9%、覚せい剤取締法違反が30.0%を占め、次いで詐欺（9.4%）の順であるところ、高齢者では、窃盗が過半数を占め、次いで、覚せい剤取締法違反（11.7%）、詐欺（7.8%）の順であった。高齢仮釈放者を男女別に見ると、男性では窃盗が45.4%と半数に満たないのに対し、女性では窃盗が8割を超えた。

##### イ 保護観察付執行猶予者

保護観察付執行猶予者については、65歳未満の者では、窃盗が33.4%を占め、次いで覚せい剤取締法違反（15.4%）、傷害（8.3%）の順であるのに対し、高齢者では、窃盗が62.4%を占め、次いで、傷害（7.3%）、道路交通法違反（6.3%）の順であった。高齢保護観察付執行猶予者を男女別に見ると、男性では窃盗が48.1%と半数に満たないのに対し、女性では窃盗が9割を超えた。

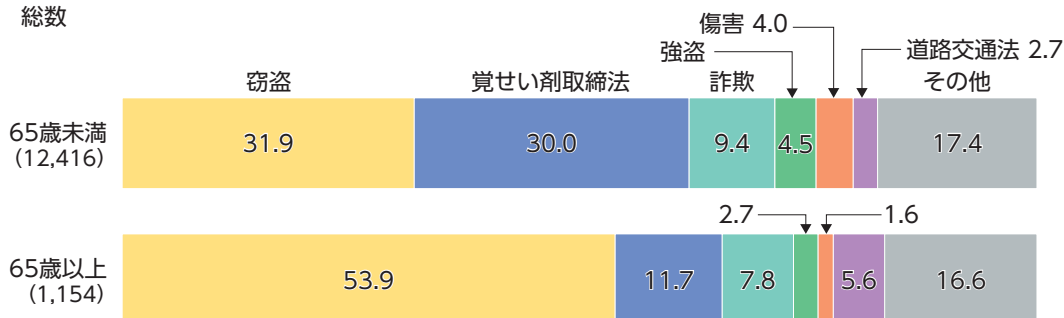


2-1-4-4図 高齢者の保護観察開始人員の罪名別構成比（男女別）

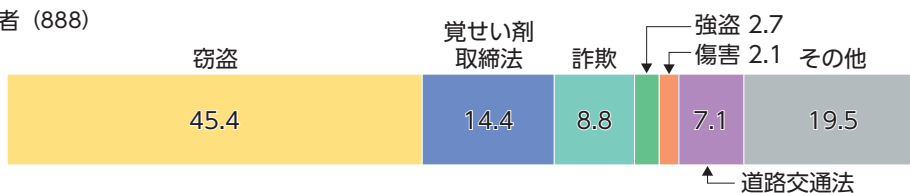
（平成27年）

① 仮釈放者

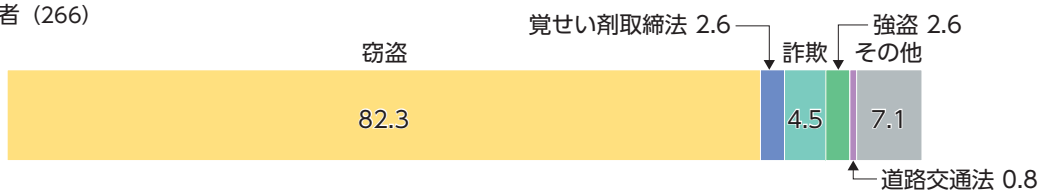
ア 総数



イ 男性高齢者 (888)

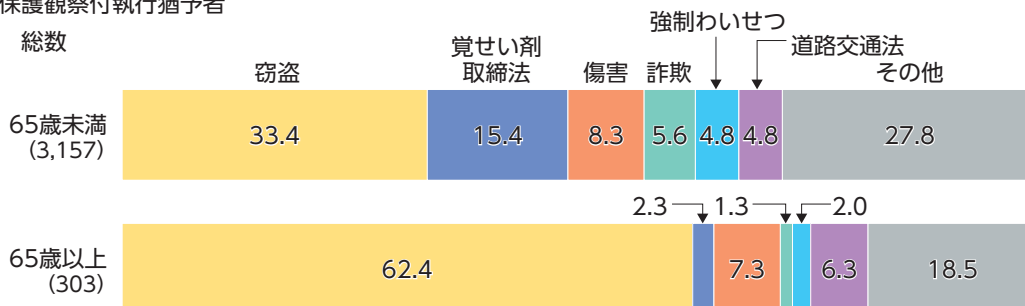


ウ 女性高齢者 (266)

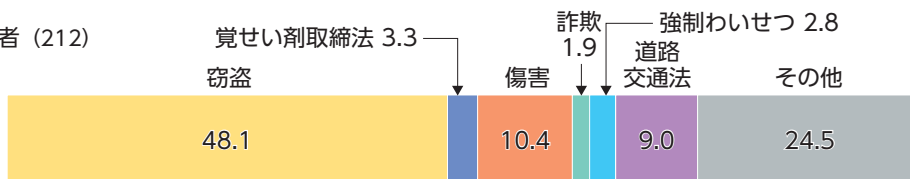


② 保護観察付執行猶予者

ア 総数



イ 男性高齢者 (212)



ウ 女性高齢者 (91)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 居住状況

高齢仮釈放者及び高齢保護観察付執行猶予者について、平成27年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を、男女別に見ると、2-1-4-5図のとおりである。

### ア 仮釈放者

仮釈放者については、65歳未満の者では、「親族（配偶者、両親、父又は母、その他親族をいう。以下この項において同じ。）と同居」が57.3%を占め、次いで「更生保護施設」が30.2%であるのに対し、高齢者では、65歳未満の者と比べて「親族と同居」の割合が低くなる一方、「更生保護施設」の割合が高くなり、それぞれ43.9%、39.0%であった。

高齢仮釈放者について、男女別にみると、男性は、「親族と同居」と「更生保護施設」がそれぞれ約4割を占めるのに対し、女性は、「親族と同居」が66.2%と、「更生保護施設」（20.7%）と比べて顕著に高く、また、「親族と同居」の中でも、「その他の親族と同居」が全体の3割以上を占めた。

### イ 保護観察付執行猶予者

保護観察付執行猶予者については、65歳未満の者では、「親族と同居」が過半数を占め、次いで「単身居住」が24.0%であるのに対し、高齢者では、65歳未満の者よりも「親族と同居」の割合が低くなる一方、「単身居住」の割合が高くなり、それぞれ40.9%、47.2%を占めた。

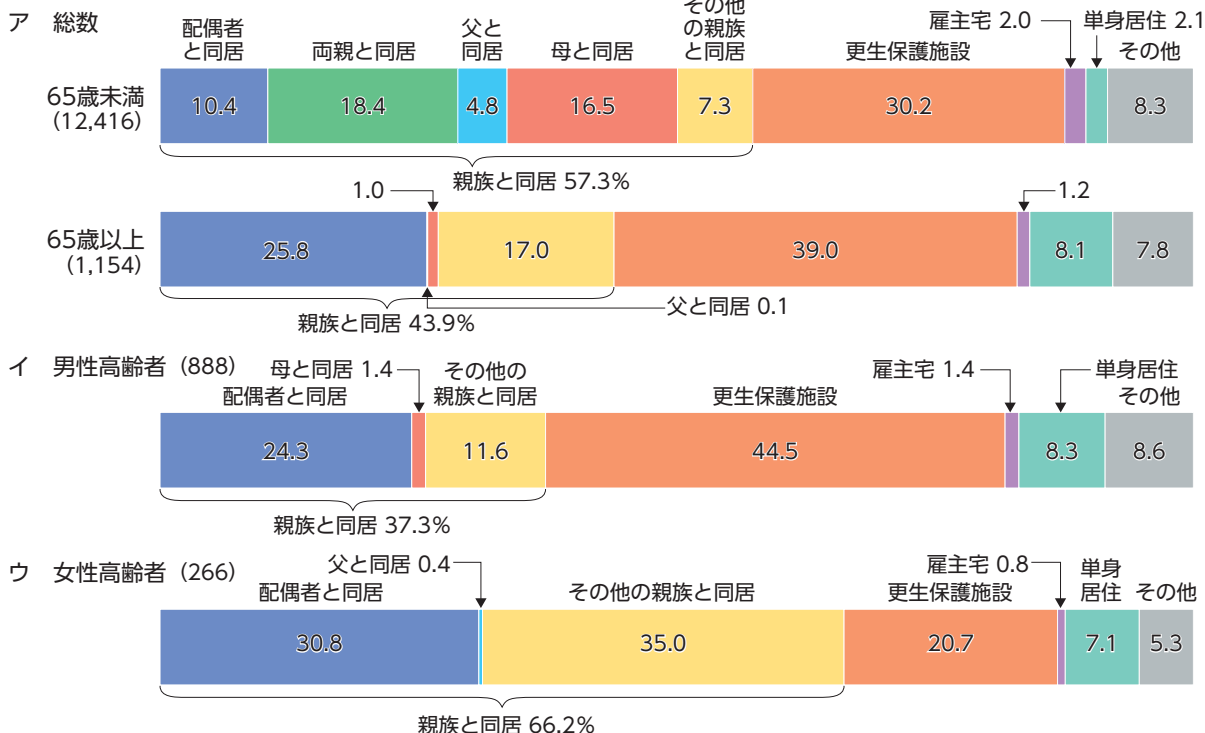
高齢保護観察付執行猶予者について、男女別にみると、男性は、「単身居住」が過半数を占め、次いで「親族と同居」（32.5%）の順であるのに対し、女性は、「親族と同居」が約6割を占め、次いで「単身居住」（34.1%）であった。

2-1-4-5図

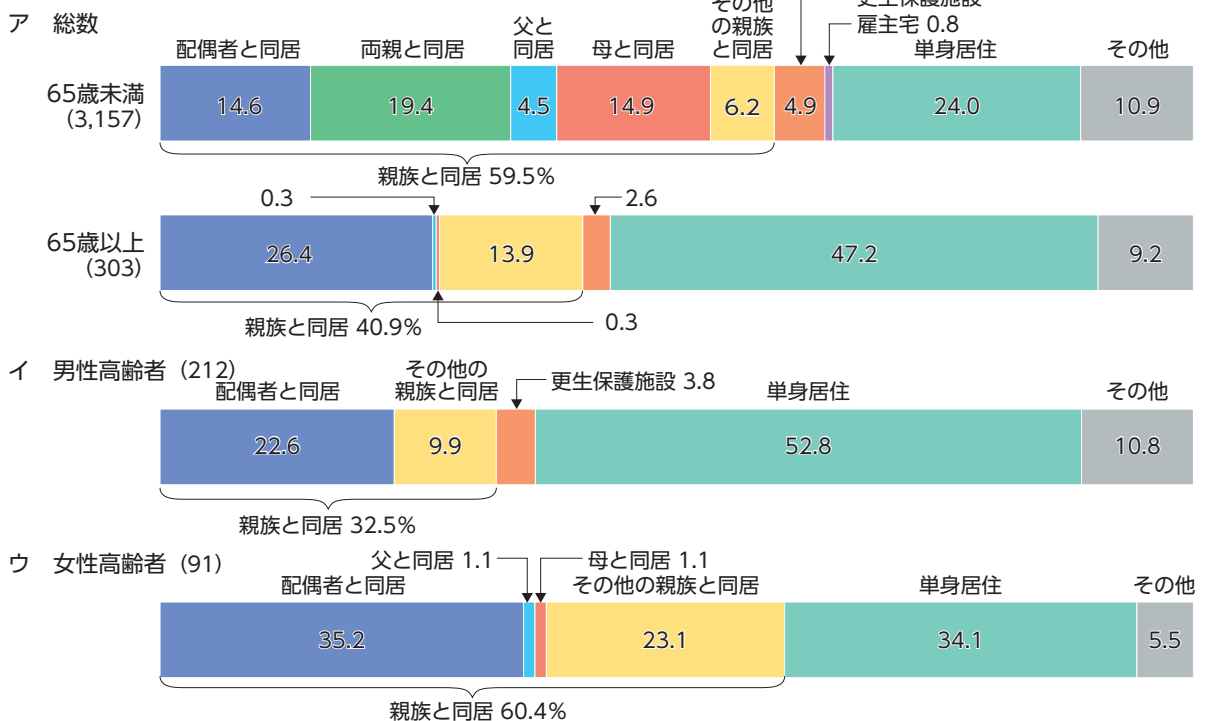
高齢者の保護観察開始人員の居住状況別構成比（男女別）

（平成27年）

① 仮釈放者



② 保護観察付執行猶予者



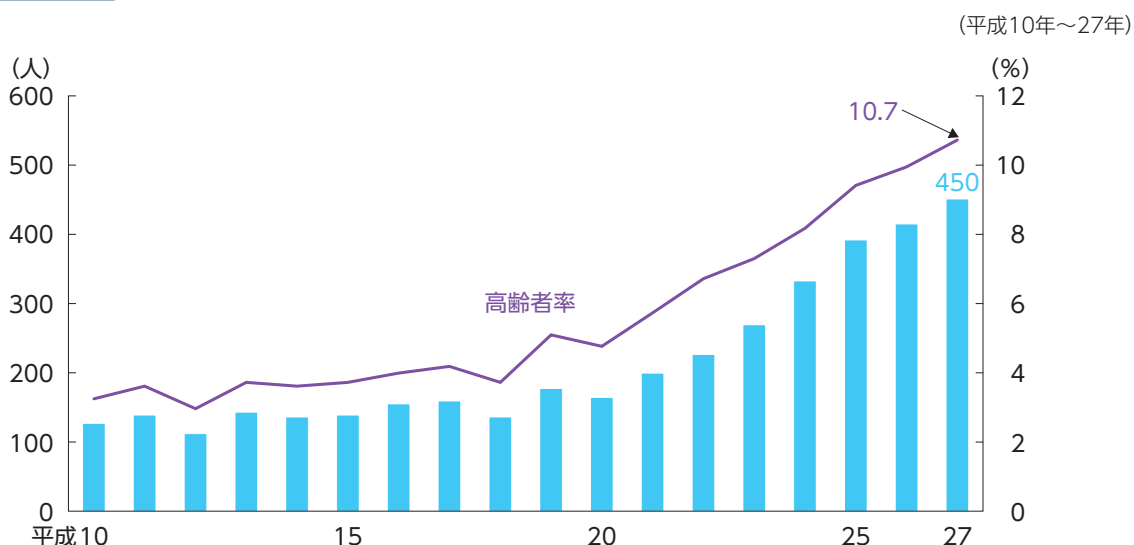
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 保護観察開始時の居住状況による。  
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 5 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## (6) 更生保護施設居住人員

高齢仮釈放者のうち、保護観察開始時に更生保護施設に居住していた者の人員の推移（平成10年以降）を見ると、**2-1-4-6図**のとおりである。保護観察開始時に更生保護施設に居住していた高齢仮釈放者は、10年の127人からほぼ一貫して増加し、27年は450人と、10年と比べて約3.5倍になった。27年の高齢者率（更生保護施設居住人員の総数のうち、高齢者の占める比率をいう。）を見ると、10.7%であり、10年の3.2%から大きく上昇した。

2-1-4-6図

高齢仮釈放者 更生保護施設居住人員等の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。  
 3 保護観察開始時の居住状況による。  
 4 「高齢者率」は、更生保護施設居住人員総数に占める高齢者の比率をいう。

## (7) 就労状況

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成27年における高齢（保護観察終了時の年齢による。）の保護観察終了人員の就労状況別構成比を、男女別に見ると、**2-1-4-7図**のとおりである。仮釈放者では、65歳未満の者の有職者の割合は、69.2%であるのに対し、高齢者は23.4%であり、そのうち女性は、男性（24.6%）よりもその割合が低く、17.5%であった。保護観察付執行猶予者では、65歳未満の者の有職者の割合が64.0%であるのに対し、高齢者では18.3%であるが、そのうちの有職者の割合を男女別に見ると、男性と女性で大きな差はなかった。

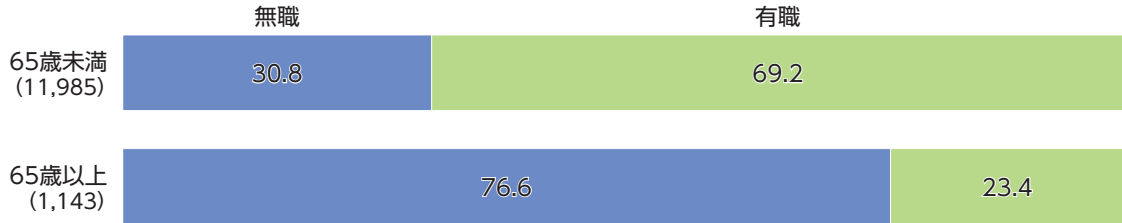
2-1-4-7図

高齢者の保護観察終了人員の就労状況別構成比（男女別）

（平成27年）

① 仮釈放者

ア 総数



イ 男性高齢者 (943)

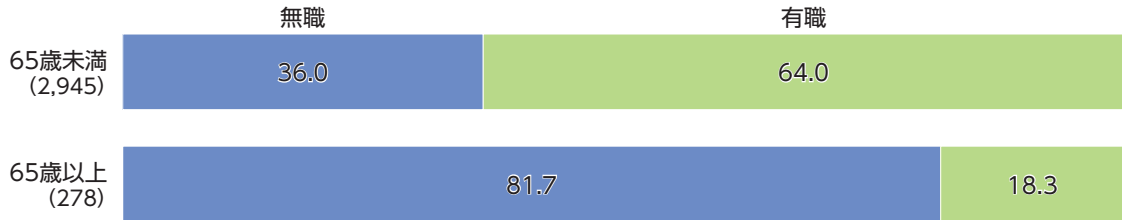


ウ 女性高齢者 (200)



② 保護観察付執行猶予者

ア 総数



イ 男性高齢者 (215)



ウ 女性高齢者 (63)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察終了時の年齢による。  
 3 保護観察終了時の就労状況による。ただし、学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職」は、定収入のある無職者を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## (8) 終了事由

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成27年における高齢（保護観察終了時の年齢による。）の保護観察終了人員の終了事由別構成比を、男女別に見ると、2-1-4-8図のとおりである。

仮釈放者については、65歳未満の者と高齢者のいずれも、期間満了が90%以上を占め、高齢者について、男女別に見ても、大きな差はなかった。

保護観察付執行猶予者については、65歳未満の者は期間満了が71.9%を占めるのに対し、高齢者は65.5%と、その割合がやや低く、「その他」（死亡等）の占める割合が高くなっている。また、高齢者の男女別では、男性は期間満了が65.8%であるのに対し、女性は64.9%と大きな差はないものの、女性の執行猶予取消しは、男性（20.1%）よりも高い27.0%であった。

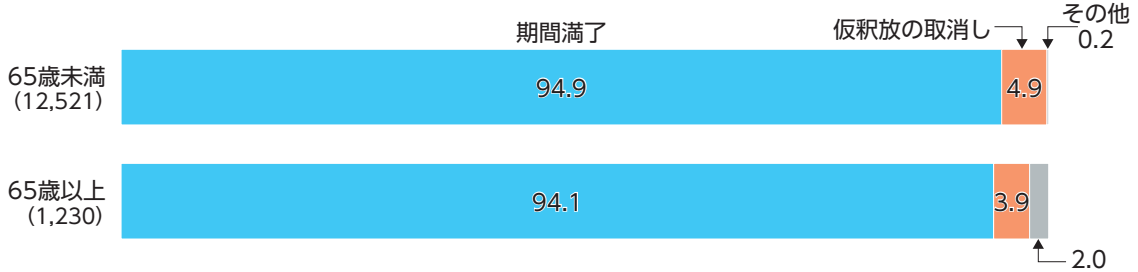
2-1-4-8図

高齢者の保護観察終了人員の終了事由別構成比（男女別）

（平成27年）

① 仮釈放者

ア 総数



イ 男性高齢者 (951)



ウ 女性高齢者 (279)



② 保護観察付執行猶予者

ア 総数



イ 男性高齢者 (219)



ウ 女性高齢者 (74)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察終了時の年齢による。  
 3 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付執行猶予者の「その他」は、死亡等である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## 5 再犯

### (1) 検察

刑法犯起訴人員について、初犯者・有前科者（前に罰金以上の刑に処せられた者に限る。以下同じ。）の人員の構成比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、**2-1-5-1図**のとおりである。

刑法犯起訴人員において、65歳未満の者では、平成8年以降、有前科者の占める割合が47～53%台で推移しているのに対し、高齢者では、63～72%台と65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、27年は67.1%であった。有罰金前科者（有前科者のうち、前科が罰金のみである者をいう。以下同じ。）の割合は、65歳未満の者では、12～13%台の横ばいであるのに対し、高齢者は8年から18年までは12～16%台で推移していたが、19年以降上昇し、27年は24.8%を占めた。

女性については、65歳未満の者では、有前科者の占める割合が平成20年までは20%台で推移し、その後は30%台で推移しているのに対し、高齢者では、19年に37.4%と最低を記録した後、上昇傾向にあり、27年は52.0%であった。有罰金前科者の割合は、65歳未満の者では、17年以降上昇傾向にあり、27年には14.2%であったが、女性高齢者では、18年以降上昇し、27年は26.2%であった。

なお、平成18年に窃盗に罰金刑が導入されたところ、27年の窃盗の起訴人員を18年と比べると、総数では65歳未満の者が約3割減少する一方、高齢者は約2.2倍に増加し、また、女性では65歳未満の者が約1割の増加であるが、女性高齢者は約3倍に増加しており、21年以降は女性高齢者の起訴人員の約9割を窃盗が占めている。

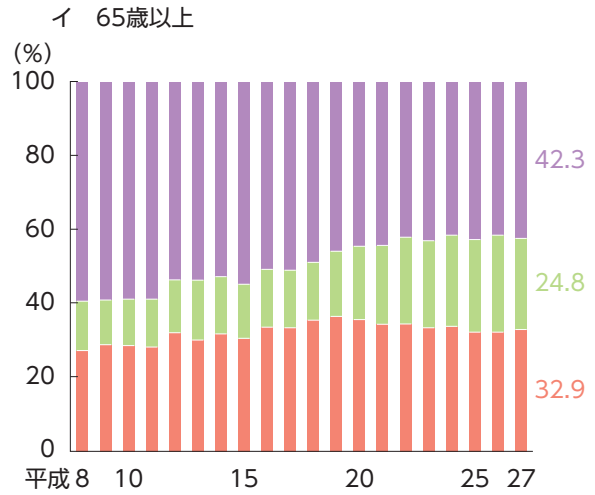
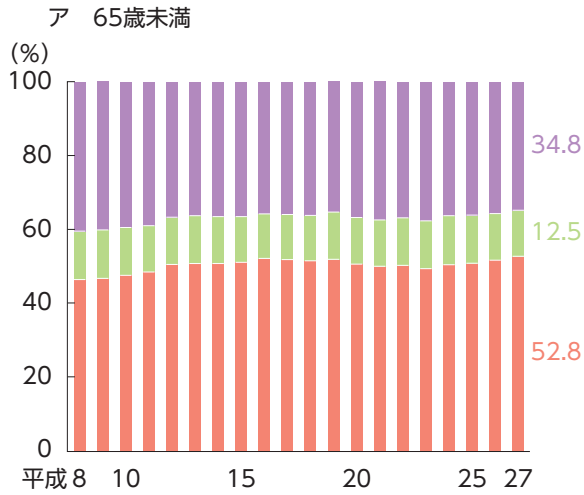


2-1-5-1図

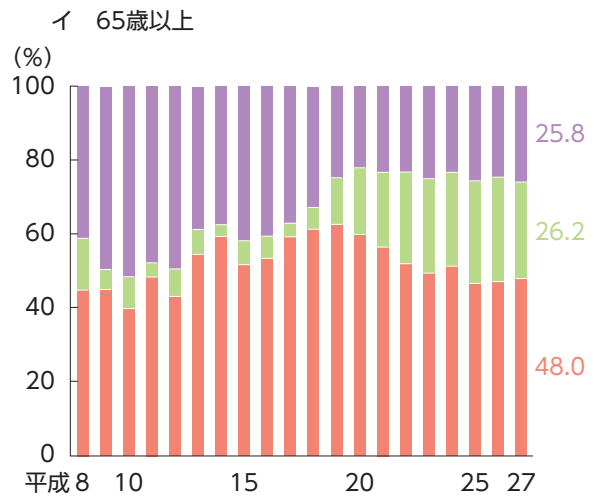
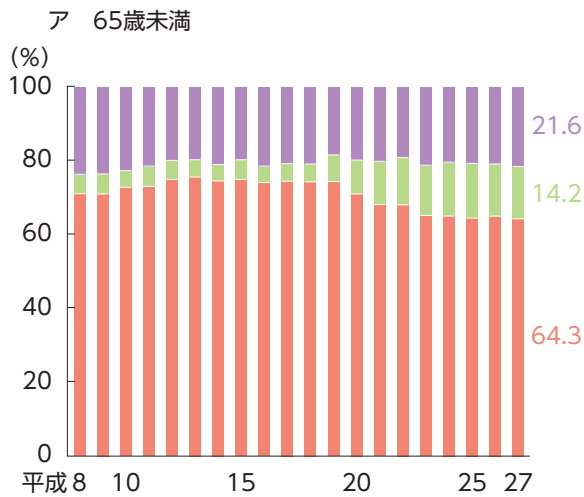
刑法犯 起訴人員中の初犯者・有前科者の人員の構成比の推移 (総数・女性別)

(平成8年～27年)

① 総数



② 女性



■ 初犯者 ■ 有罰金前科者 ■ 有前科者 (有罰金前科者を除く)

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 前科の有無が不詳の者を除く。  
 4 「初犯者」及び「有前科者」は、前に罰金以上の刑に処せられたことの有無による。  
 5 「有罰金前科者」は、有前科者のうち、前科が罰金のみである者をいう。

## (2) 矯正

本項においては、刑事施設に再入所した高齢者の再入状況等について概観する。高齢者のうちの女性の再入者の人員が毎年少ないため、一部の項目において、女性については平成23年から27年までの5年間の人員の累計の数値を示している。

### ア 人員

入所受刑者の人員のうち、初入者・再入者の人員及び再入者率（入所受刑者の人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**2-1-5-2図**のとおりである。

男性については、再入者の人員は、65歳未満の者では平成18年をピークに減少し続けているが、高齢者では8年以降、21年まで増加し続け、その後は高止まりであった。27年の再入者の人員を8年と比べると、65歳未満の者では15.6%減少したのに対し、高齢者では約3.6倍に増加した。再入者率は、65歳未満の者では、上記の再入者人員の減少よりも早いペースで初入者人員が減少していることから、16年以降上昇し続け、27年は59.5%であったが、高齢者は、71～83%と65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、27年は73.0%であった。

女性については、再入者の人員は、65歳未満の者、高齢者のいずれも増加傾向にあり、平成27年の再入者の人員を8年と比べると、65歳未満の者では約2.1倍に、高齢者では約6.5倍にそれぞれ増加した。再入者率は、65歳未満の者では、初入者人員が緩やかに減少しているのに対して、再入者人員が増加していることから、上昇傾向にあり、16年の27.2%から急激に上昇し続け、27年に46.0%であったが、女性高齢者では、男性同様に再入者率が65歳未満の者よりも一貫して高く、18年に最近20年間で最低（40.7%）を記録した後、45～55%台で推移し、27年は48.6%であった。

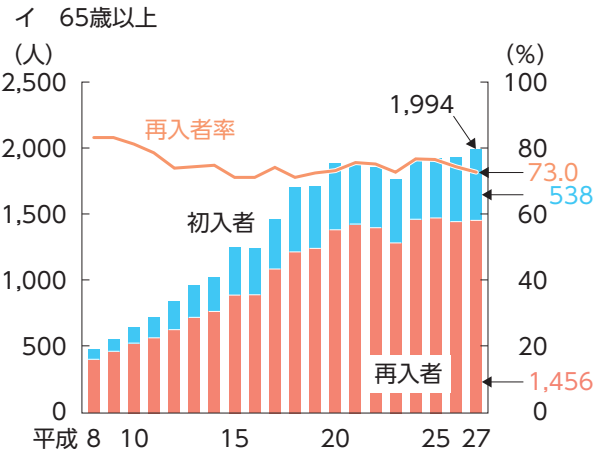
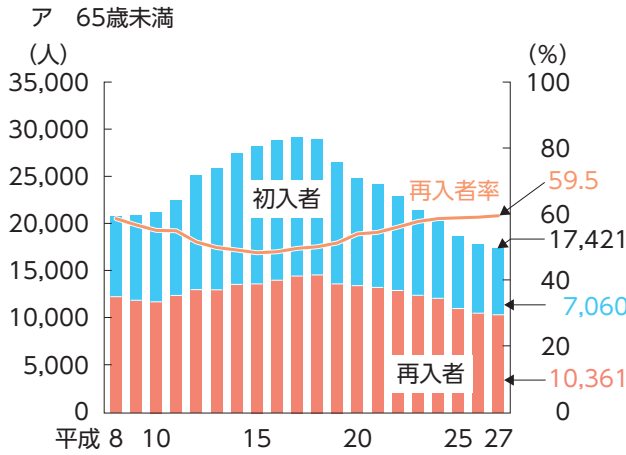
なお、総数では、高齢再入者の人員は、平成24年以降、1,600人台の高止まりの状況にあり、再入者率は、近年、70%前後で推移し、27年は69.6%であった。

2-1-5-2図

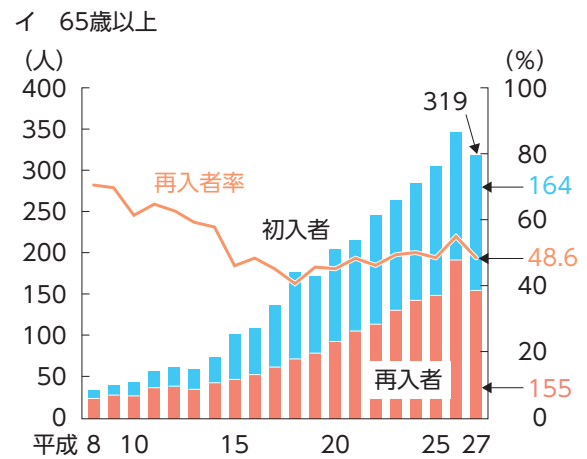
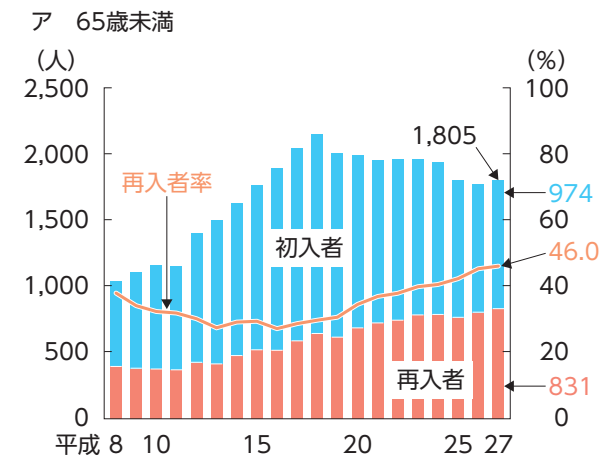
入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（男女別）

（平成8年～27年）

① 男性



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 入所時の年齢による。

## イ 再入率

平成23年の出所受刑者について、5年以内再入率（各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、5年目の年末までに、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。以下同じ。）を総数・女性別に見るとともに、出所事由別に見ると、**2-1-5-3図**のとおりである。

高齢者の再入率は、65歳未満の者の再入率の傾向と同様、満期釈放者が仮釈放者よりも一貫して高かった。高齢者の5年以内再入率は、65歳未満の者の同再入率と比べると、総数で1.2pt、仮釈放者で1.9pt、満期釈放者で7.9ptそれぞれ低かった。他方、高齢者は、65歳未満の者に比べて、仮釈放者では、出所年を除き、再入率が低いものの、総数では、出所年から4年以内まで、また、満期釈放者では、出所年から2年以内まで、それぞれ再入率が高い。

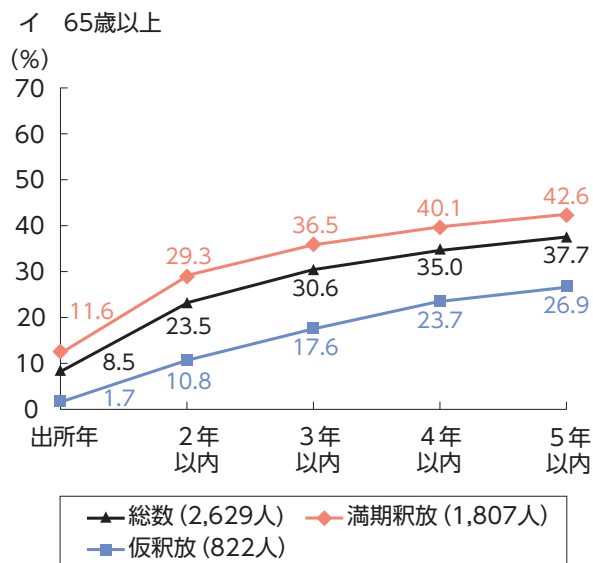
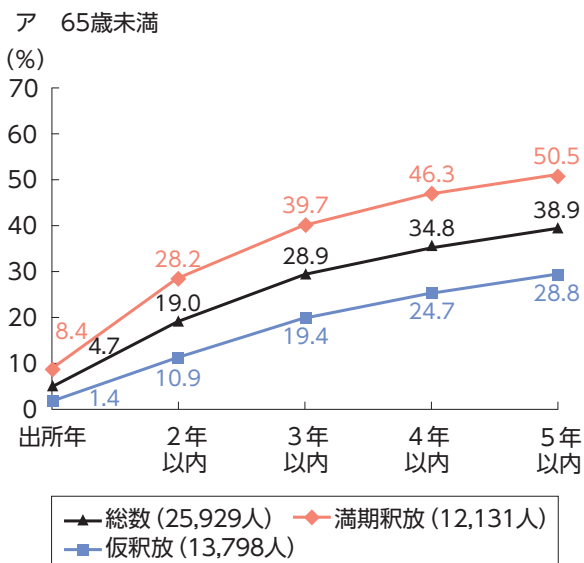
女性高齢者の再入率は、満期釈放者と仮釈放者の差が小さく、4年以上を経過するとほとんど差がない。女性高齢者の再入率は、65歳未満の者の再入率と比べると、満期釈放者では、出所年を除き、一貫して低い（5.8～7.2pt）のに対し、仮釈放者では、一貫して高かった（1.9～7.8pt）。また、女性高齢者のうち、仮釈放者の5年以内再入率（36.9%）は、高齢受刑者総数の仮釈放者の同再入率（26.9%）と比べて顕著に高かった。

2-1-5-3図

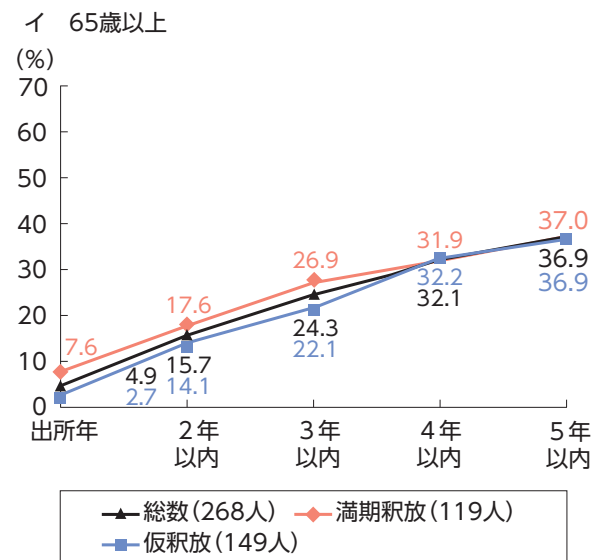
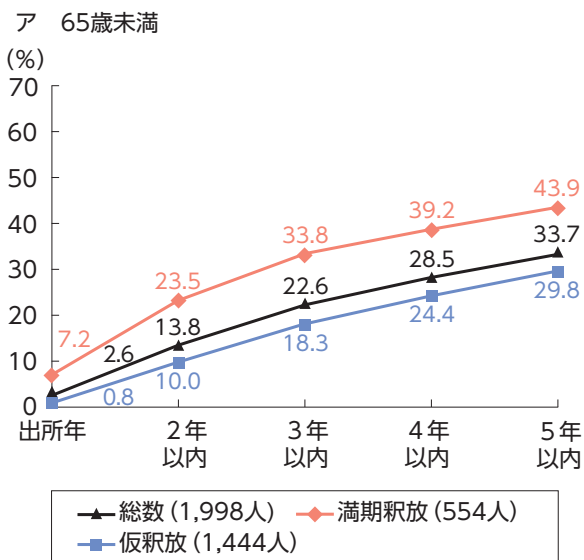
出所受刑者の出所事由別5年以内再入率（総数・女性別）

（平成23年）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「5年以内再入率」は、平成23年の出所受刑者の人員に占める、同年から27年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 4 年齢区分は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

平成23年の出所受刑者について、5年以内再入率を総数・女性別に見るとともに、入所度数別に見ると、**2-1-5-4図**のとおりである。

高齢者の5年以内の各再入率は、65歳未満の者と比べて、入所度数1度の者（初入者）では、出所年から一貫して低く、2度又は3度以上の者では、出所年が高く、それ以降はいずれも低かった。65歳未満の者、高齢者のいずれも入所度数が多いほど再入率が高いが、5年以内再入率を見ると、65歳未満の者は、初入者と入所度数2度の者との差（22.3pt）が顕著で、入所度数2度の者と3度以上の者の差（14.2pt）よりも相当大きい。これに対し、高齢者では、5年以内再入率において、初入者と入所度数2度の者の差が16.1pt、入所度数2度の者と3度以上の者の差が16.5ptであり、65歳未満の者と比べて、両者間の再入率の差は小さかった。

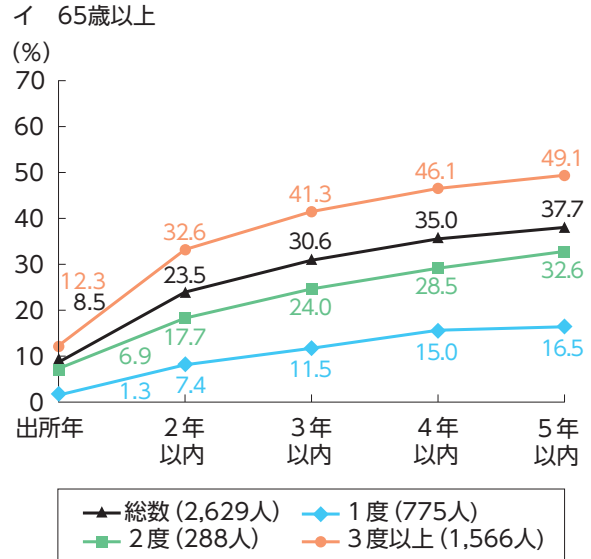
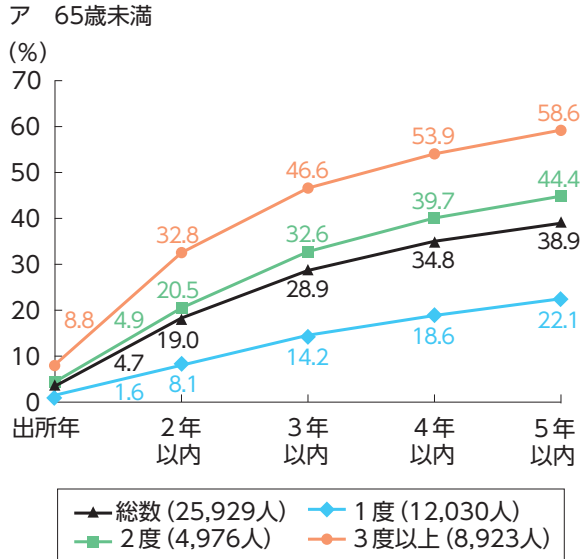
女性については、高齢再入者の人員が少ないため、初入者と入所度数2度以上の者に区分して分析した。女性高齢者の5年以内の各再入率は、初入者では、65歳未満の者と比べて大きな差はないが、高齢者総数と比べると、出所から3年以降の再入率では女性高齢者の方が高くなる。入所度数2度以上の者では、高齢者の方が65歳未満の者より、3年以内を除いて、再入率が高く、特に出所年では4.0pt高かった。

2-1-5-4図

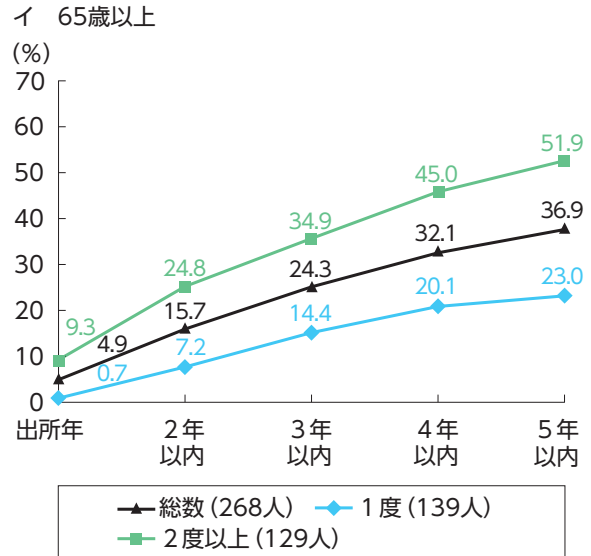
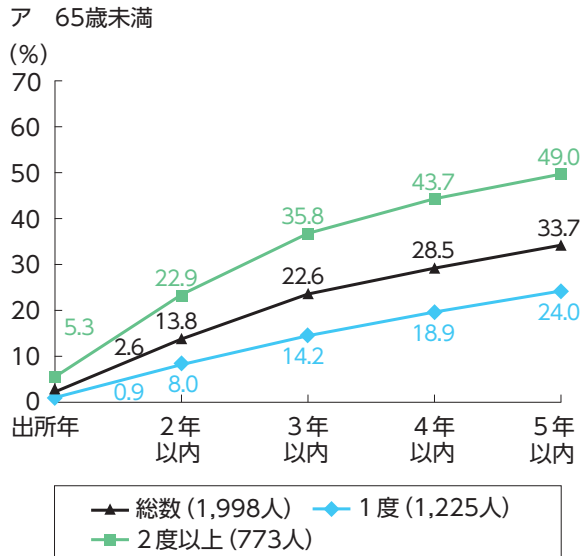
出所受刑者の入所度数別5年以内再入率（総数・女性別）

（平成23年）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法行政部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「5年以内再入率」は、平成23年の出所受刑者の人員に占める、同年から27年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 4 年齢区分は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

平成14年から23年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を、総数・女性別に見るとともに、出所事由別に見ると、2-1-5-5図のとおりである。

高齢者全体の5年以内再入率（総数）は、平成21年から3年連続で低下し、23年の出所受刑者の同再入率は37.7%であった。高齢者の5年以内再入率について、23年と14年を比べると、仮釈放者（25～30%台の横ばいで推移）が、わずかに1.4pt上昇している一方、満期釈放者が10.9ptと大幅に低下し、総数でも5.8pt低下した。高齢者の5年以内再入率（総数）を65歳未満の者と比べると、17年から6年連続で高かったが、23年はわずかに低くなっている。

女性高齢者については、出所受刑者及びそのうちの再入者の実数が少ないため、各年の再入率の変動が大きくなる傾向にあることから、長期的なスパンでの傾向は慎重に見る必要がある。女性高齢者の5年以内再入率（総数）は、平成17年から34～39%台で推移し、23年の出所受刑者の同再入率は36.9%であった。女性高齢者については、仮釈放者の5年以内再入率が、18年、22年及び23年の出所受刑者では、満期釈放者とほとんど差がなかった。また、女性高齢者の5年以内再入率（総数）は、65歳未満の女性よりも、16年の出所受刑者を除き一貫して高かった。

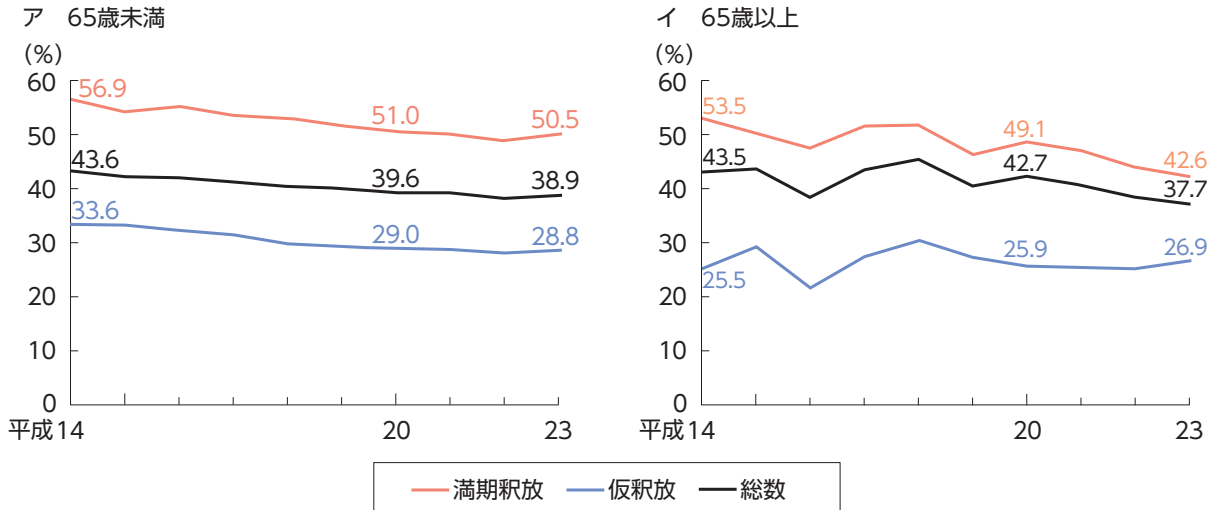


2-1-5-5図

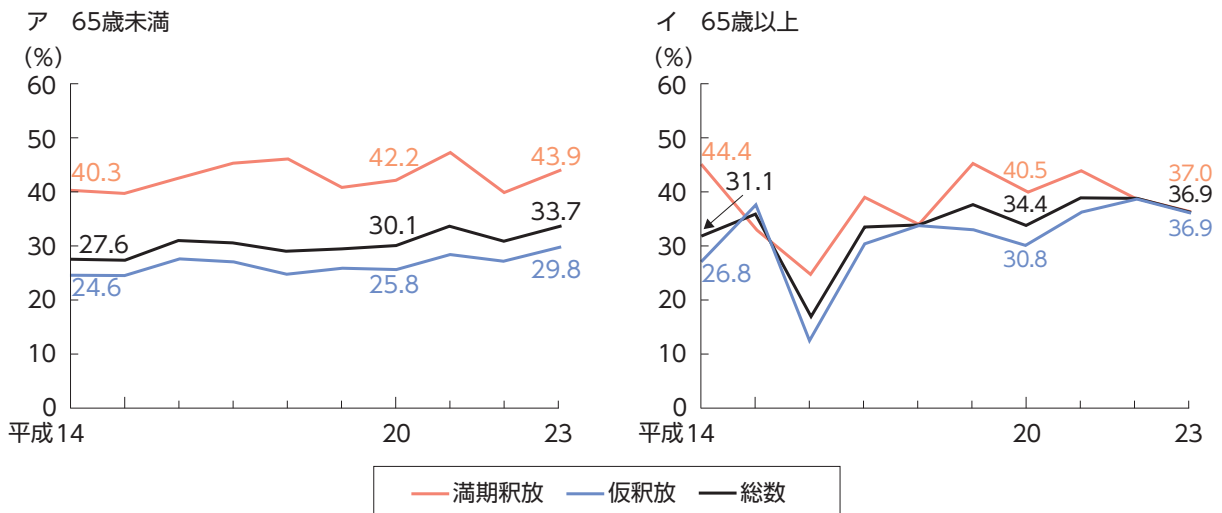
出所受刑者の出所事由別5年以内再入率の推移（総数・女性別）

（平成14年～23年）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「5年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として5年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 4 年齢区分は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

平成17年から26年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、2-1-5-6図のとおりである。

高齢者全体の2年以内再入率（総数）は、平成17年には31.1%であったが、21年から低下傾向にあり、23年から4年連続20%台前半で推移し、26年の出所受刑者の2年以内再入率は20.4%であった。高齢者の2年以内再入率について、26年と17年を比べると、総数、仮釈放者、満期釈放者のいずれも低下し、特に満期釈放者が13.4ptの大幅な低下となり、総数では10.7pt低下するなど、5年以内再入率と比べて低下幅が大きい。満期釈放者の2年以内再入率の大幅な低下に伴い、仮釈放者の同再入率との差も21年から縮小し続けている。高齢者の2年以内再入率（総数）は、65歳未満の者よりも、一貫して顕著に高い数値で推移してきたが、上記のとおり、この10年間で10.7pt低下し、65歳未満の者との差は縮小傾向にあり、26年は2.1pt高いに過ぎない。

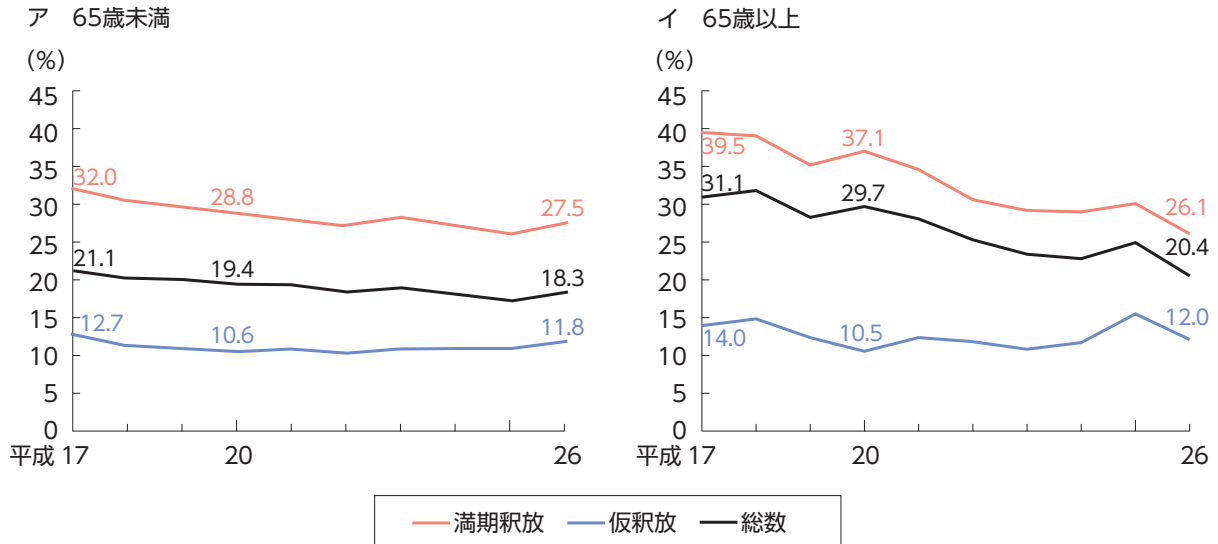
女性高齢受刑者の2年以内再入率（総数）は、出所受刑者及び再入者の実数が少ないことから、慎重に傾向を見る必要があるものの、同再入率は、平成25年を除き20%を下回って推移し、26年の出所受刑者では13.7%と、この10年間で最も低かった。女性高齢者については、仮釈放者と満期釈放者の2年以内再入率の差は、5年以内再入率と同様に小さい。また、2年以内再入率（総数）を65歳未満の女性と比べると、この10年間一貫して高いが、65歳未満の女性の同再入率が上昇傾向にあるため、26年の出所受刑者の同再入率では0.2pt高いに過ぎなかった。他方、女性高齢者の2年以内再入率（総数）は、高齢者全体の同再入率と比べると、一貫して低い。

2-1-5-6図

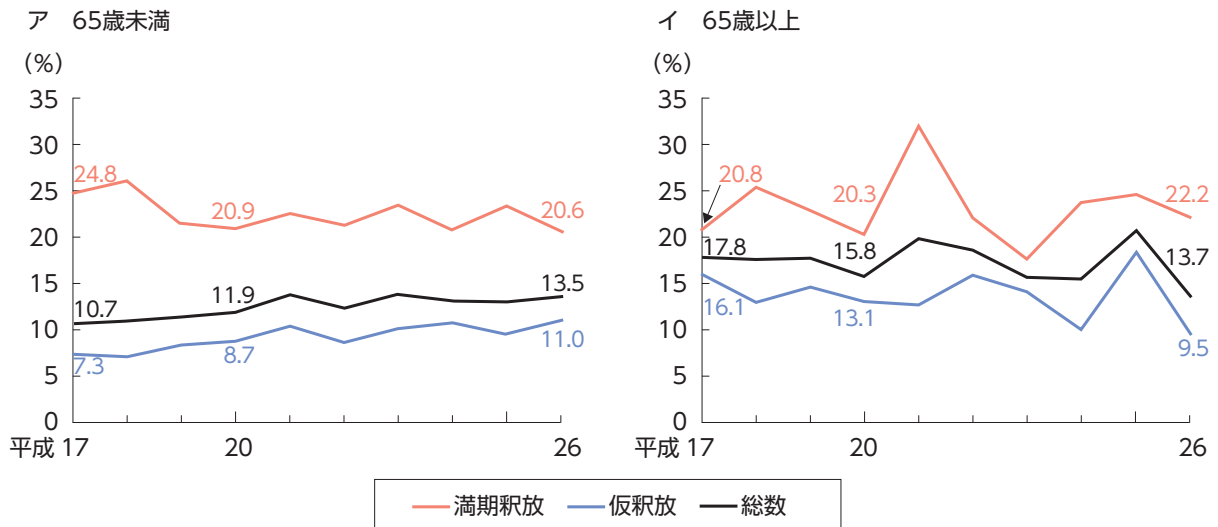
出所受刑者の出所事由別2年以内再入率の推移（総数・女性別）

（平成17年～26年）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として2年目の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。  
 4 年齢区分は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

## ウ 再犯期間

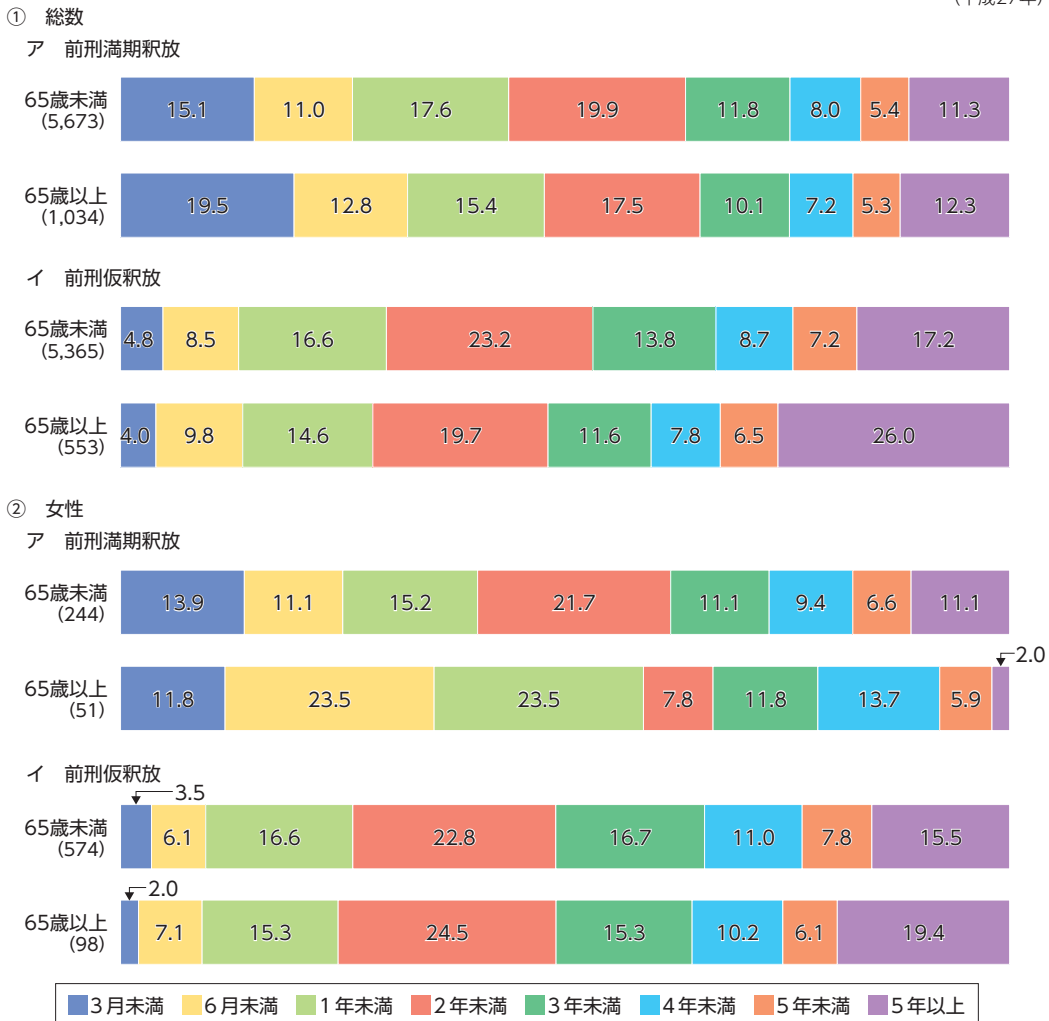
平成27年の再入者の再犯期間別構成比を、総数・女性別に見るとともに、前刑の出所事由別に見ると、2-1-5-7図のとおりである。

高齢者と65歳未満の者の再犯期間を比べると、前刑満期釈放者では構成比に大きな差はないが、前刑仮釈放者では高齢者の5年以上の再犯期間の者が26.0%を占め、65歳未満の者よりも8.9pt高かった。

女性高齢者は、65歳未満の者と比べて、前刑仮釈放者では構成比に大きな差はなかったが、前刑満期釈放者では、出所後、1年未満で再犯に及んだ者が65歳未満の者では約4割であるのに対し、高齢者では約6割を占めた。

2-1-5-7図 高齢再入者の再犯期間別構成比（総数・女性別、前刑出所事由別）

(平成27年)



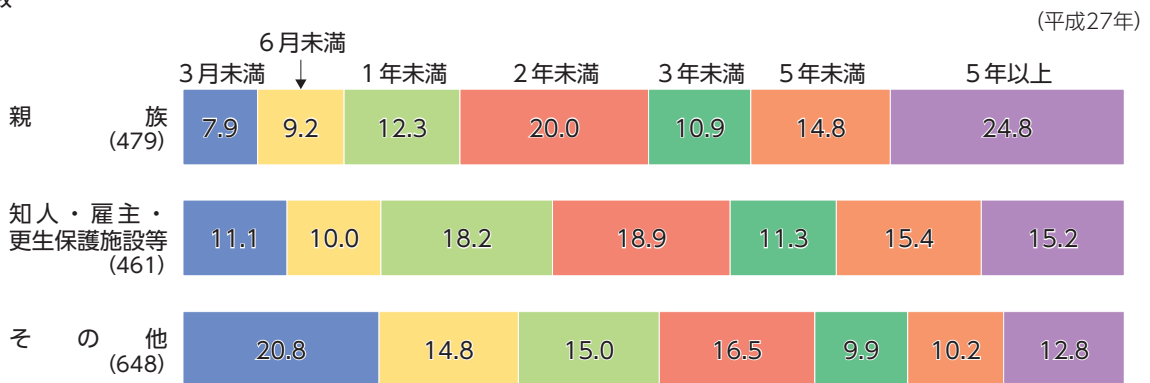
- 注 1 法務省大臣官房司法行政部資料による。  
 2 再入時の年齢による。  
 3 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。  
 4 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 5 ( )内は、実人員である。

平成27年の高齢再入者（女性は23年から27年の累計）の再犯期間別構成比を、総数・女性別に見るとともに、前刑出所時の帰住先別に見ると、2-1-5-8図のとおりである。高齢再入者（総数）について、出所後1年未満で再犯に及んだ者の割合を帰住先別に見ると、「親族」が最も低く、「その他」が最も高かった。特に再犯期間が「3月未満」の者の割合は、「その他」が、「親族」又は「知人・雇用主・更生保護施設等」に比べて顕著に高かった。女性高齢者についても同様の傾向であった。

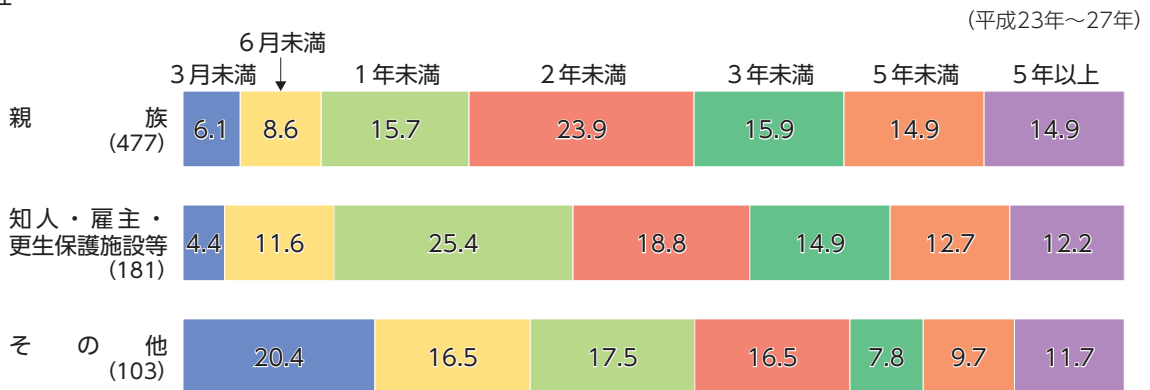
2-1-5-8図

高齢再入者 再犯期間別構成比（総数・女性別，前刑帰住先別）

① 総数



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。  
 4 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 5 「親族」は、父、母、配偶者（内縁関係にある者を含む）、兄弟姉妹、その他の親族である。  
 6 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び社会福祉施設である。  
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## エ 居住状況

平成27年の高齢入所受刑者の居住状況を、総数・女性別に見るとともに、入所度数別に見ると、2-1-5-9図のとおりである。

入所度数2度以上の者（再入者）は、初入者に比べて住居不定の者の割合が顕著に高く、入所度数が多くなるにつれ、住居不定の者の割合が高くなり、入所度数5度以上の者は、住居不定の者が3割を超えた。

なお、高齢入所受刑者で住居不定であった者（462人）のうち、約9割（415人）が再入者であった。

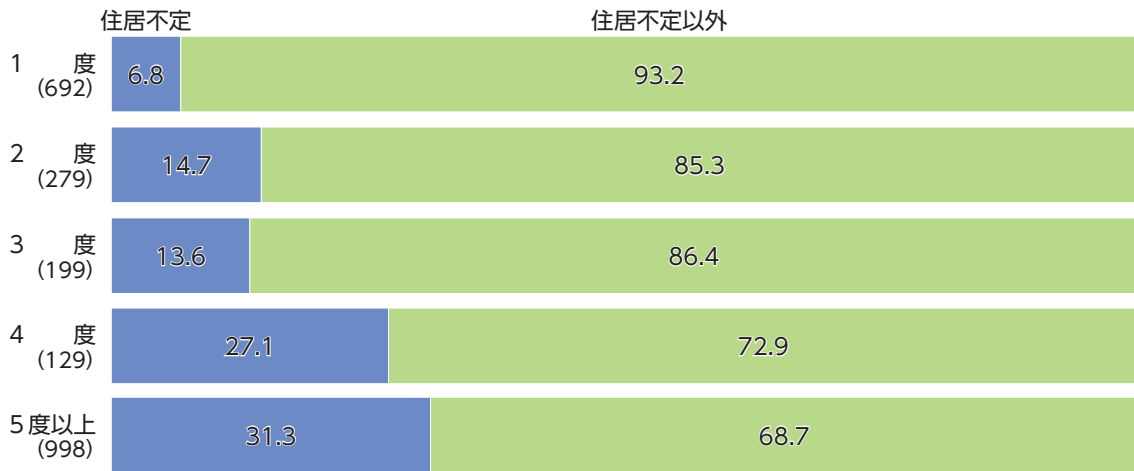
女性については、高齢再入者の人員が少ないため、初入者と入所度数2度以上の者に区分して分析した。女性は、高齢入所受刑者総数に比べて、住居不定の者の割合が低く、再入者でも7.1%であった。

2-1-5-9図

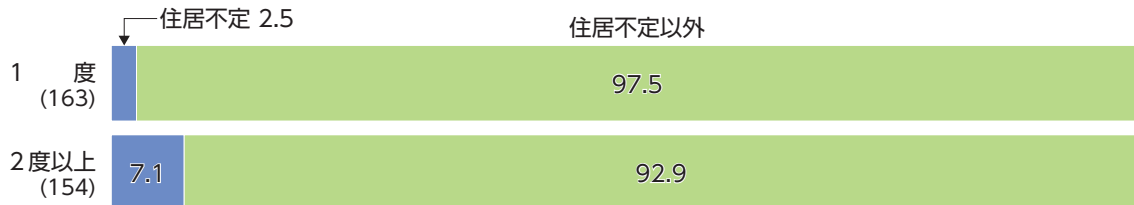
高齢入所受刑者の居住状況別構成比（総数・女性別，入所度数別）

（平成27年）

### ① 総数



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 犯行時の居住状況による。ただし、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。  
 4 ( )内は、実人員である。

### (3) 保護観察

平成18年から27年までの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、有前科者の保護観察開始人員及び有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近10年間）を見ると、**2-1-5-10図**のとおりである。

#### ア 仮釈放者

65歳未満の者では、最近10年間において、仮釈放者全体の人員の減少に伴い、有前科者の人員も減少傾向にあったが、高齢者では、仮釈放者の人員が約2.1倍に増加したことに伴い、有前科者の人員も約2.3倍に増加した。高齢仮釈放者の有前科者率は、同期間において、65歳未満の者よりも一貫して高く、おおむね80%台で推移し、27年は89.4%であった。

#### イ 保護観察付執行猶予者

保護観察付執行猶予者全体についても、65歳未満の者では、最近10年間において、仮釈放者の傾向と同様に、保護観察付執行猶予者の人員、そのうちの有前科者の人員のいずれも平成27年は18年と比べて減少しているが、高齢者では、保護観察付執行猶予者の人員、そのうちの有前科者の人員が約1.4倍、約1.6倍にそれぞれ増加した。高齢保護観察付執行猶予者の有前科者率は、同期間において、65歳未満の者よりも一貫して顕著に高く、20年以降80%台で推移し、27年は87.7%であった。

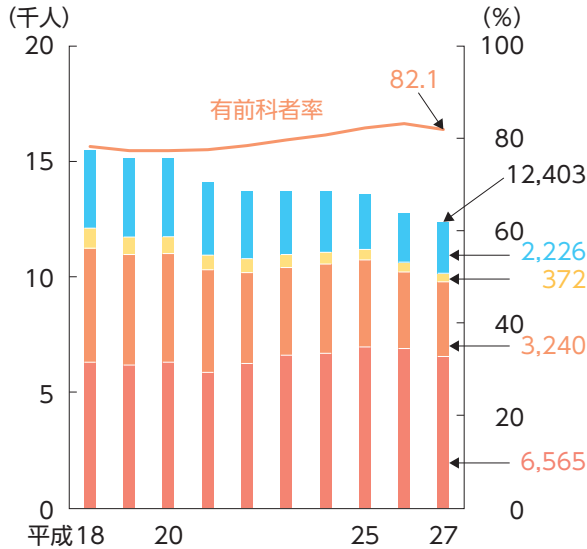
2-1-5-10図

保護観察開始人員中の有前科者人員（前科の種類別）・有前科者率の推移

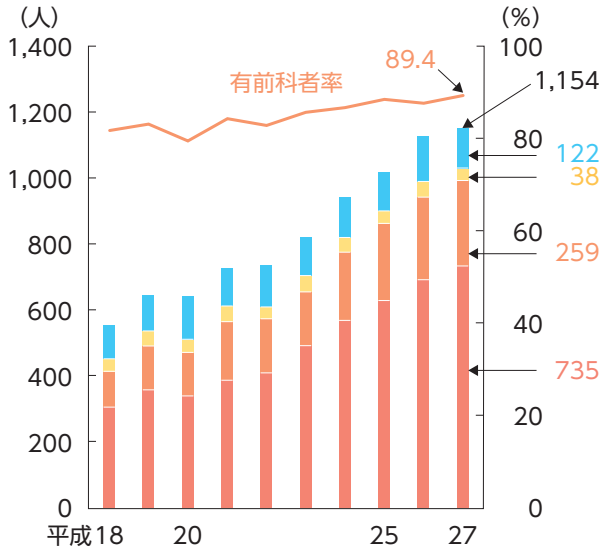
（平成18年～27年）

① 仮釈放者

ア 65歳未満

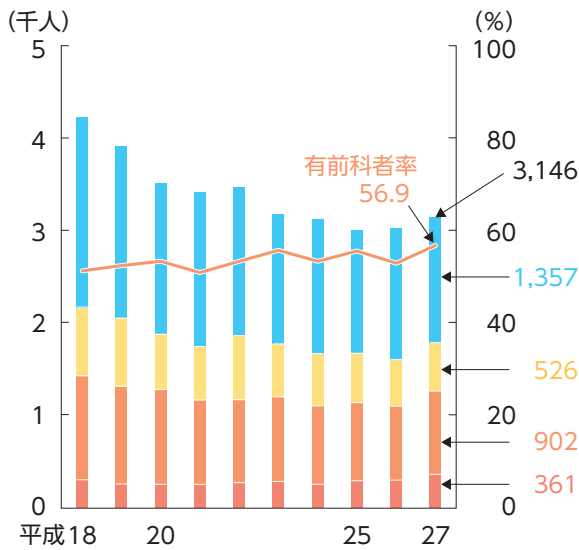


イ 65歳以上

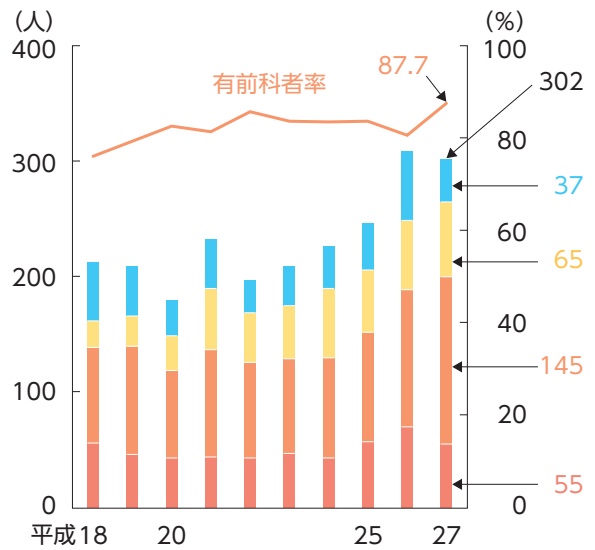


② 保護観察付執行猶予者

ア 65歳未満



イ 65歳以上



■ 前科なし ■ 罰金前科のみあり ■ 懲役・禁錮（執行猶予）の前科あり ■ 懲役・禁錮（実刑）の前科あり

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。  
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。  
 4 前科の有無が不詳の者を除く。  
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（実刑）の前科がある者は「懲役・禁錮（実刑）の前科あり」に、懲役・禁錮（実刑）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。



## 第2節 精神障害のある者

本節においては、精神障害のある者による犯罪等の動向を概観する。

なお、本研究において、精神障害のある者等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

### 【精神障害を有する者】

刑事施設において入所時に精神障害（知的障害，人格障害，神経症性障害又はその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害，統合失調症，気分障害等を含む。）をいう。）を有すると診断された者又は保護観察開始時に精神障害（知的障害，人格障害，神経症性障害又はその他の精神障害をいう。）を有することが明らかな者をいう。

### 【知的障害を有する者】

刑事施設において入所時に知的障害を有すると診断された者又は保護観察開始時に知的障害を有することが明らかな者をいう。

### 【知的障害以外の精神障害を有する者】

刑事施設において入所時に知的障害以外の精神障害（人格障害，神経症性障害及びその他の精神障害をいう。）を有すると診断された者又は保護観察開始時に知的障害以外の精神障害を有することが明らかな者をいう。

### 【精神障害のない者】

刑事施設において入所時に精神障害を有すると診断された者以外の者（精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。）又は保護観察開始時に知的障害，人格障害，神経症性障害又はその他の精神障害を有することが明らかな者以外の者（精神状況が不詳の者を除く。）をいう。

## 1 検挙

本項においては、精神障害者等（精神障害者<sup>(\*5)</sup>又は精神障害の疑いのある者<sup>(\*6)</sup>をいう。以下この項において同じ。）の刑法犯検挙人員等の推移を見ることとする。

精神障害者等による刑法犯検挙人員及び刑法犯検挙人員（総数）に占める精神障害者等の人員の比率（以下「精神障害者等率」という。）の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、**2-2-1-1図**のとおりである。

精神障害者等による刑法犯検挙人員は、過去20年間にわたって増加傾向にあり、平成27年（3,950人）は8年（1,999人）の約2倍に上った。罪名別で見ると、窃盗については、27年（1,503人）は8年（1,098人）の約1.4倍であり、傷害・暴行については、27年（945人）は8年（225人）の4.2倍に増加している。また、精神障害者等による刑法犯検挙人員のうち精神障害の疑いのある者の人員は、8年（1,273人）と比べて27年（1,616人）は約1.3倍であるのに対し、精神障害者の人員は、8年（726人）と比べて27年（2,334人）は約3.2倍に増加している。

精神障害者等率は、平成8年の0.7%から27年の1.7%へと約2.4倍に上昇した。主要な罪名の精神障害者等率を見ると（**2-2-1-1図**②～⑨）、過去20年間の各年において、一貫して、放火が最も高く（27年は20.3%）、次いで、殺人（27年は13.7%）の順であった。それ以外の罪名については、27年の精神障害者等率を見ると、脅迫が4.0%、強盗が3.4%、傷害・暴行が2.0%、強姦・強制わいせつが1.9%を占め、それぞれ総数で見た精神障害者等率（1.7%）より高い一方、詐欺（1.5%）及び窃盗（1.2%）はこれより低かった。

---

(\*5) 統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。

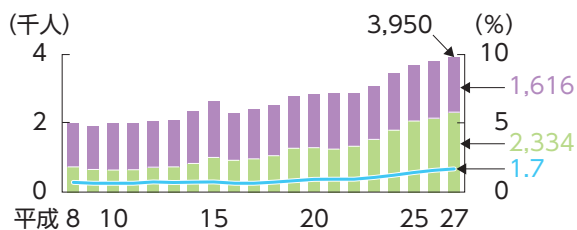
(\*6) 精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者をいう。

2-2-1-1図

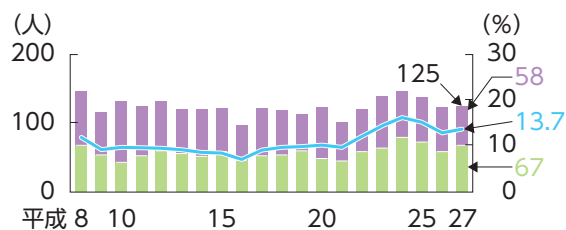
刑法犯 精神障害者等の検挙人員・精神障害者等率の推移 (罪名別)

(平成8年～27年)

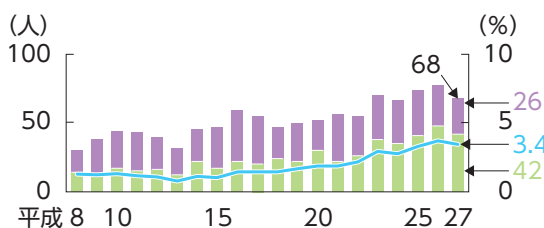
① 総数



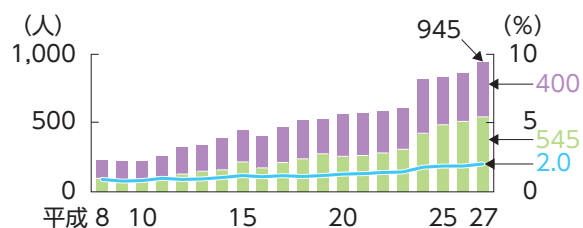
② 殺人



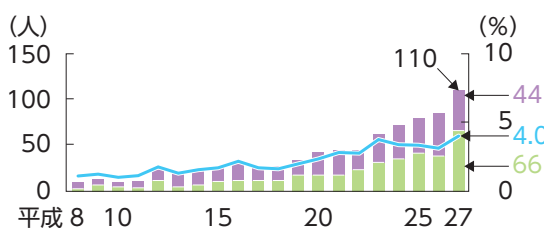
③ 強盗



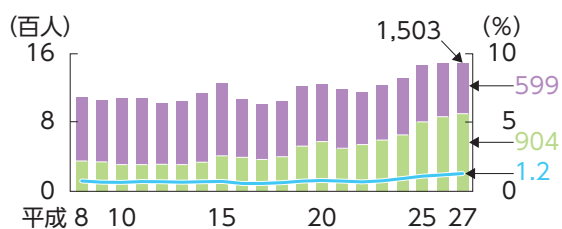
④ 傷害・暴行



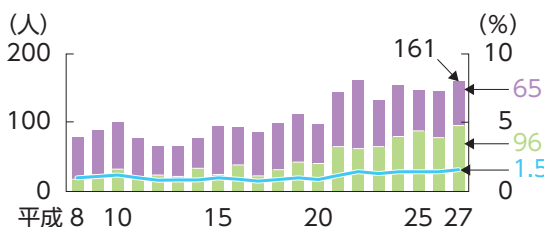
⑤ 脅迫



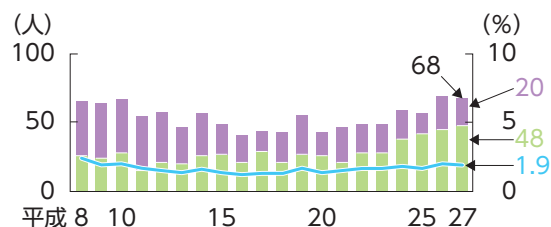
⑥ 窃盗



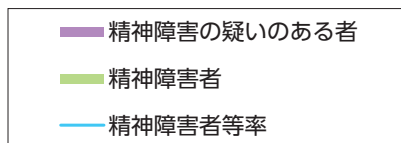
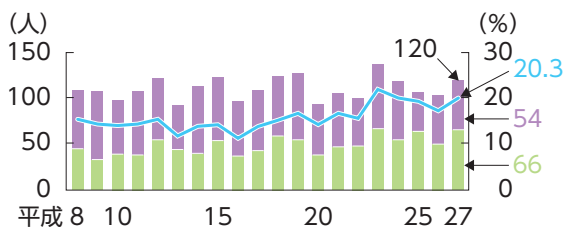
⑦ 詐欺



⑧ 強姦・強制わいせつ



⑨ 放火



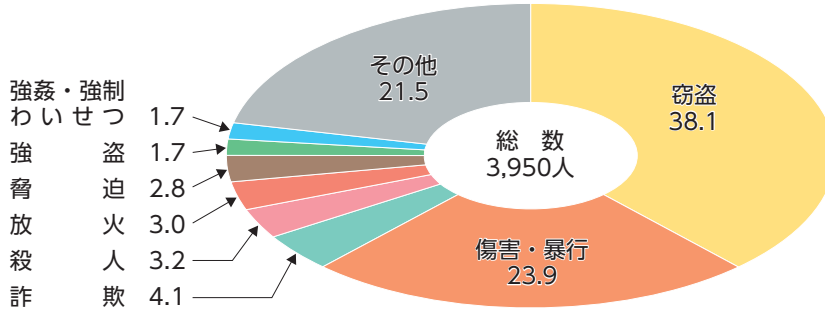
注 1 警察庁の統計による。  
 2 「精神障害者等」は、「精神障害者」(統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。)及び「精神障害の疑いのある者」(精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者)をいう。  
 3 「精神障害者等率」は、検挙人員に占める精神障害者等の人員の比率をいう。

平成27年における精神障害者等による刑法犯検挙人員の罪名別構成比は、2-2-1-2図のとおりである。窃盗が全体の38.1%と最も高く、次いで、傷害・暴行が23.9%を占めている。

2-2-1-2図

刑法犯 精神障害者等の検挙人員の罪名別構成比

(平成27年)



注 1 警察庁の統計による。

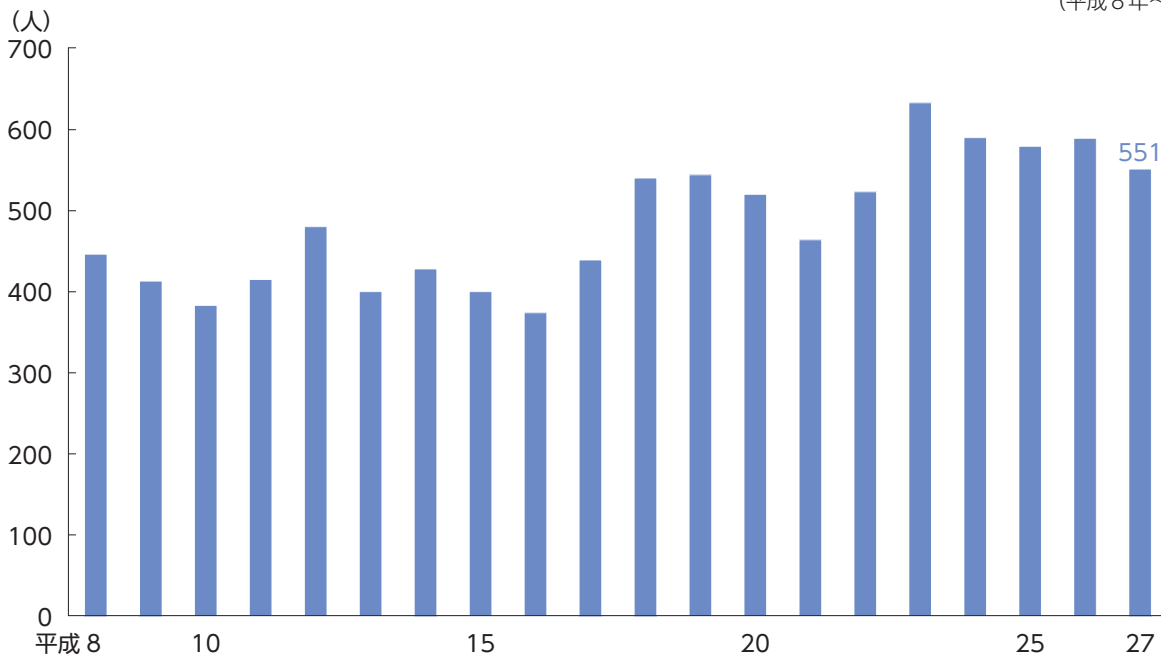
注 2 「精神障害者等」は、「精神障害者」(統合失調症, 精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症, 知的障害, 精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい, 精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。)及び「精神障害の疑いのある者」(精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち, 精神障害者以外の者)をいう。

## 2 検察

検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者人員の推移（最近20年間）は、**2-2-2-1図**のとおりである。平成8年から16年までは、300人台から400人台でおおむね横ばいに推移していたが、心神喪失者等医療観察制度（本節3項参照）が開始された17年から増加傾向に転じ、23年には8年以降で最高の633人となった。24年以降は、500人台で推移しているところ、27年は551人（8年の約1.2倍）であった。

**2-2-2-1図** 心神喪失による不起訴処分の人員の推移

（平成8年～27年）



注 1 検察統計年報による。  
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

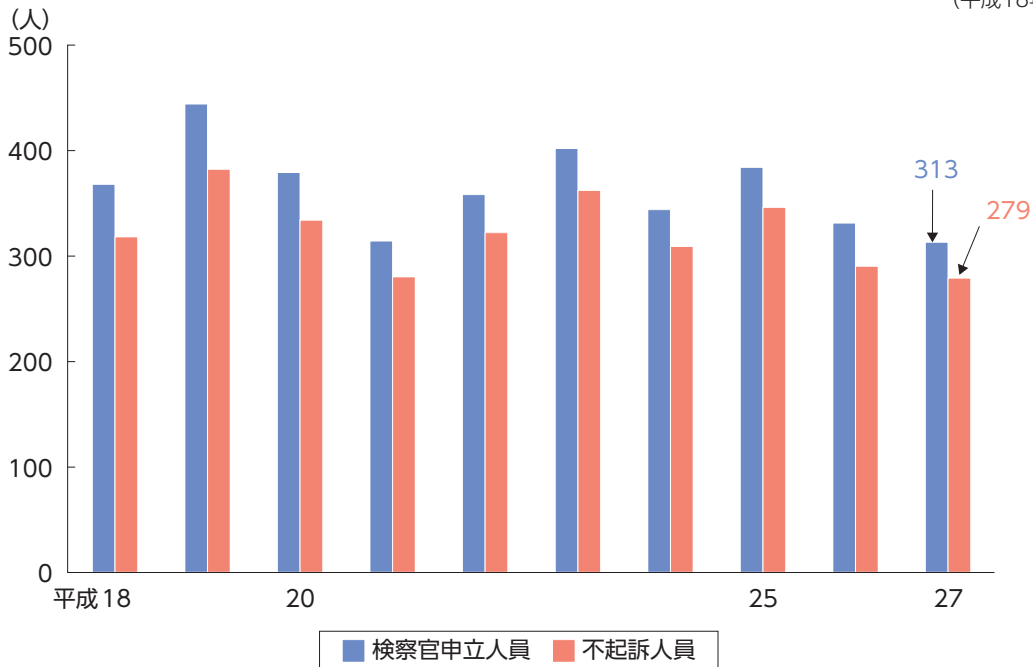


検察官による医療観察申立人員及び同人員中の不起訴人員（不起訴処分において心神喪失者等医療観察制度の対象者であることが認められ、検察官が審判の申立てをした者）の推移（最近10年間）は、2-2-3-2図のとおりである。平成17年に心神喪失者等医療観察制度が開始された後、18年以降の医療観察申立人員は、おおむね300人台から400人台で推移しているところ、各年の医療観察申立人員のうち不起訴人員が占める比率は8割以上であり、それ以外が確定裁判を受けた人員である。27年の検察官による医療観察申立人員は、313人であり、同人員における不起訴人員が占める比率は、89.1%（279人）であった。

2-2-3-2図

検察官申立人員等の推移

(平成18年～27年)



注 1 法務省刑事局の資料による。

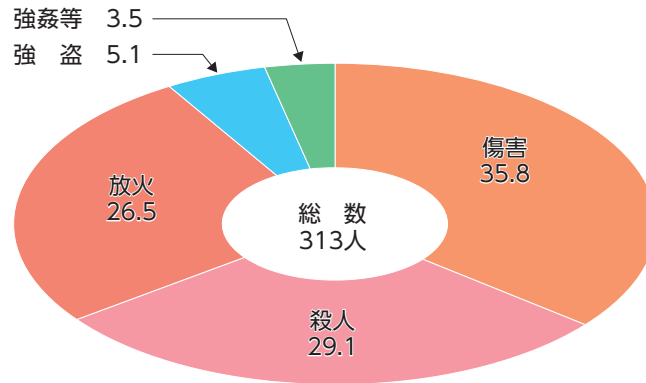
注 2 「不起訴人員」は、「検察官申立人員」の内数であり、不起訴処分において心神喪失者等医療観察制度の対象者であることが認められ、検察官が審判の申立てをした者である。

平成27年の検察官による心神喪失者等医療観察申立人員の対象行為別の構成比は、**2-2-3-3** 図のとおりである。傷害（35.8％）の比率が最も高く、次いで、精神障害者等率が高い、殺人（29.1％）、放火（26.5％）の順に続いている。

2-2-3-3図

検察官申立人員の対象行為別構成比

(平成27年)



- 注 1 法務省刑事局の資料による。  
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。  
 3 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。  
 4 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。  
 5 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、延焼及び消火妨害に当たる行為を含まない。  
 6 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏睡強盗に当たる行為を含まない。  
 7 「強姦等」は、強制わいせつに当たる行為を含む。  
 8 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。



## 4 矯正

本項においては、精神障害を有する者の動向等について概観する。

精神障害を有する者のうち、女性の人員が毎年少ないため、本項では、女性については、一部の項目において、平成23年から27年までの5年間の人員の累計により特徴等を概観することとする。

### (1) 人員

平成27年の入所受刑者人員のうち、精神障害を有する者の精神障害の種別ごとの人員の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**2-2-4-1図**のとおりである。

平成27年における精神障害を有する者の人員は2,825人で、8年（1,146人）と比べて約2.5倍に増加した。精神障害の種別では、知的障害と人格障害は、この20年間において、おおむね横ばいで推移しているが、神経症性障害は約8倍、その他の精神障害は約2.7倍にそれぞれ増加した。入所受刑者中に占める精神障害を有する者の比率は5.1%から13.1%に上昇した。

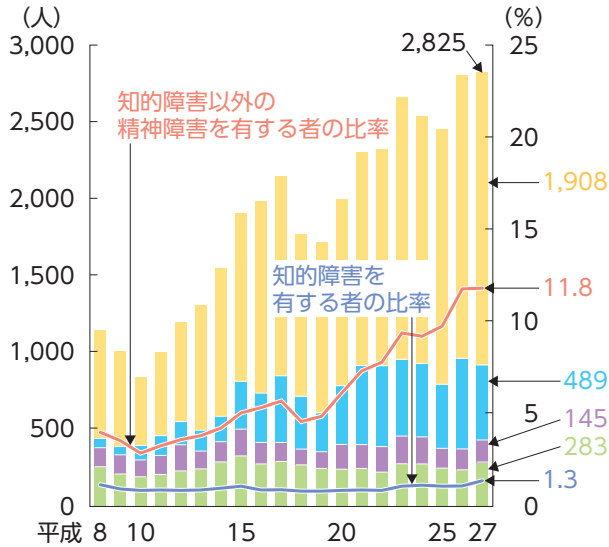
精神障害を有する者のうち、平成27年の女性の人員は495人であり、8年（82人）と比べて約6倍に急増した。精神障害の種別では、知的障害と人格障害は、人員が少なく、入所年による増減はあるものの、おおむね横ばいの傾向であるのに対し、神経症性障害は4人から115人へと約28.8倍、その他の精神障害は44人から343人へと約7.8倍にそれぞれ急増し、女性の入所受刑者に占める精神障害を有する者の比率は、8年の7.7%から、24年に20%を超え、27年は23.3%であった。

2-2-4-1図

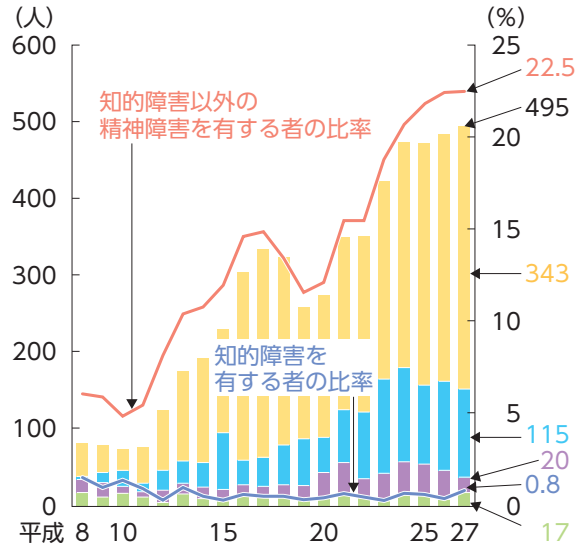
精神障害を有する入所受刑者の人員・比率の推移（総数・女性別，精神障害別）

(平成8年～27年)

① 総数



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法行政部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「その他の精神障害」は、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。  
 4 「知的障害を有する者の比率」は、入所受刑者に占める知的障害を有する者の比率をいう。  
 5 「知的障害以外の精神障害を有する者の比率」は、入所受刑者に占める人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する者の比率をいう。

## (2) 年齢層

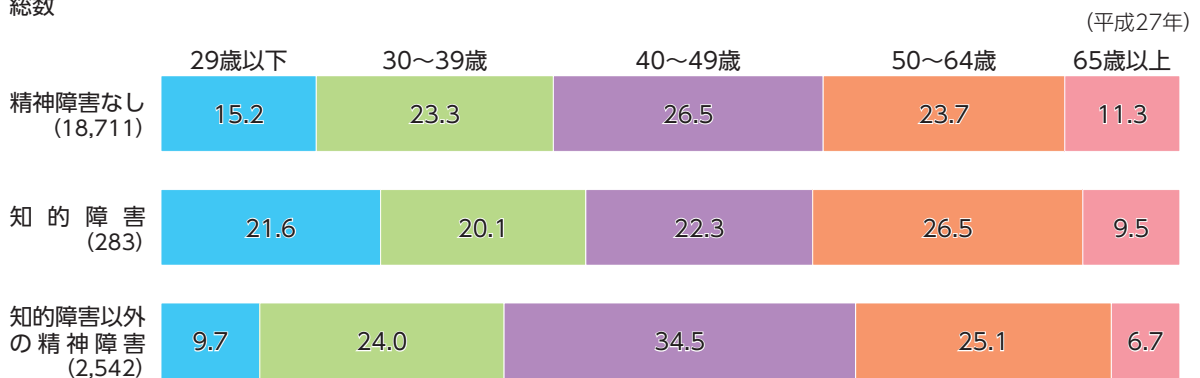
平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の年齢層別構成比について、総数・女性性別に見るとともに、これを精神状況別（精神障害なし、知的障害、知的障害以外の精神障害の別をいう。以下この節において同じ。）に見ると、2-2-4-2図のとおりである。

知的障害を有する者は、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べ、29歳以下の者の割合が高く（21.6%）、知的障害以外の精神障害を有する者は、精神障害のない者、知的障害を有する者と比べ、40～49歳の者の割合が高く（34.5%）、高齢者の割合は最も低かった（6.7%）。

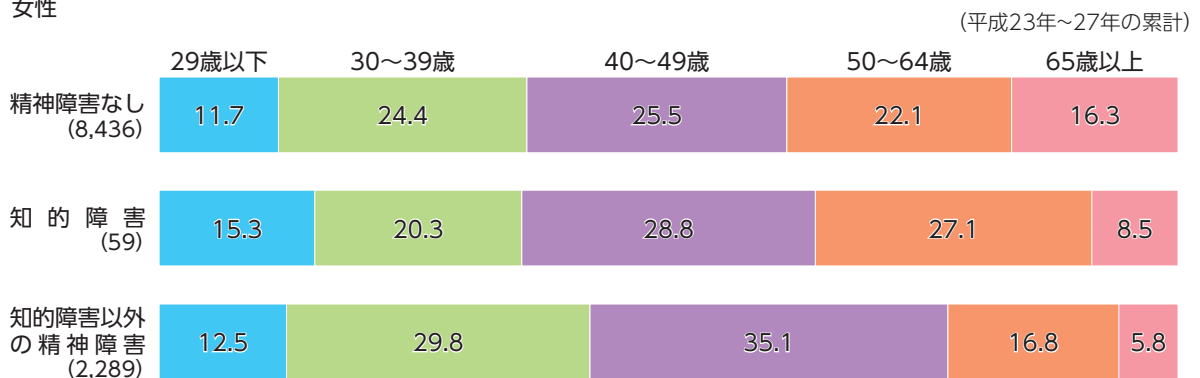
女性は、知的障害以外の精神障害を有する者では、精神障害のない者、知的障害を有する者と比べて、40～49歳の者の割合が高く、50歳以上の高い年齢層の割合が低かった。

2-2-4-2図 入所受刑者の年齢層別構成比（総数・女性別、精神状況別）

### ① 総数



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 4 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 5 ( )内は、実人員である。

### (3) 居住状況

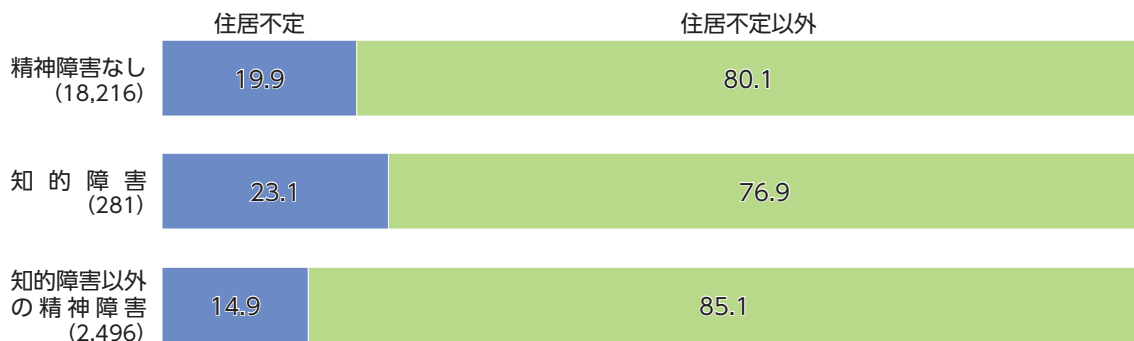
平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の居住状況別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-3図のとおりである。知的障害を有する者は、「住居不定」の割合が、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べて高かった。女性についても同様の傾向であるが、「住居不定」の割合は、入所受刑者総数と比べると顕著に低く、知的障害を有する者でも約1割であった。

2-2-4-3図

入所受刑者の居住状況別構成比（総数・女性別、精神状況別）

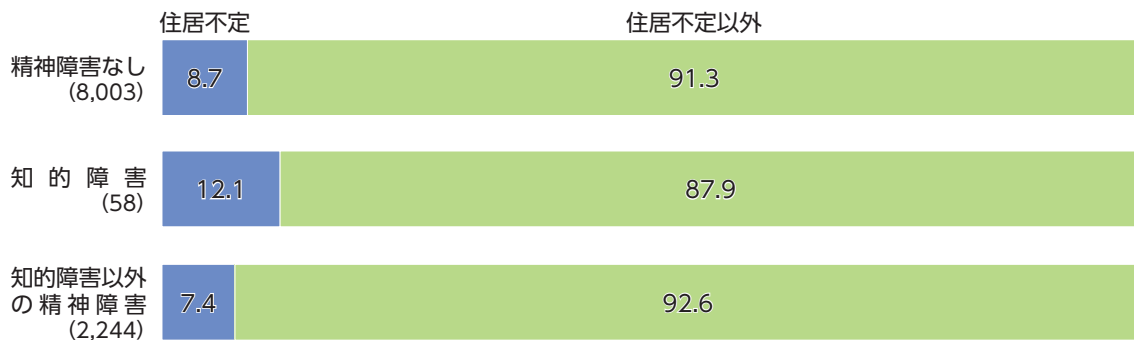
① 総数

(平成27年)



② 女性

(平成23年～27年の累計)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 犯行時の居住状況による。ただし、来日外国人及び居住地が不詳の者を除く。  
 5 ( )内は、実人員である。

#### (4) 婚姻状況

平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の婚姻状況別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-4図のとおりである。

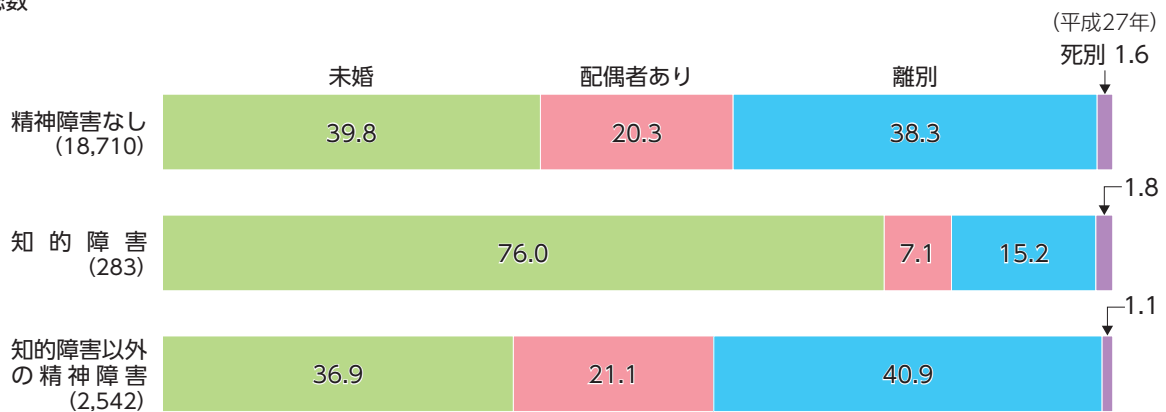
知的障害を有する者は「未婚」の割合が顕著に高く（76.0%）、「配偶者あり」の割合が低かった（7.1%）。知的障害以外の精神障害を有する者と精神障害のない者とは、構成比に大きな差はなく、「未婚」と「離別」がそれぞれ約4割を占めた。

女性についても、知的障害以外の精神障害を有する者と精神障害のない者とは、同様に構成比に大きな差はなく、これらの者のうち「未婚」の者は約2割であるが、知的障害を有する者では3割を超えていた（35.6%）。

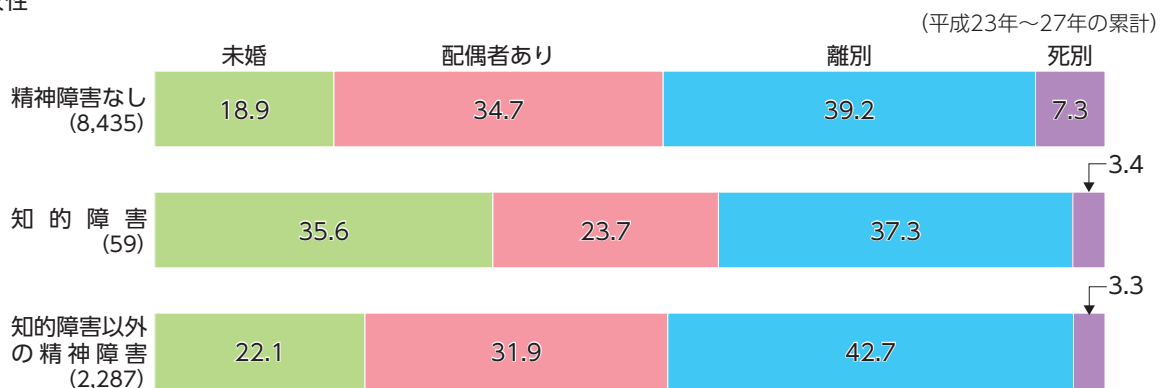
2-2-4-4図

入所受刑者の婚姻状況別構成比（総数・女性別，精神状況別）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 犯行時の婚姻状況による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。  
 5 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 就労状況

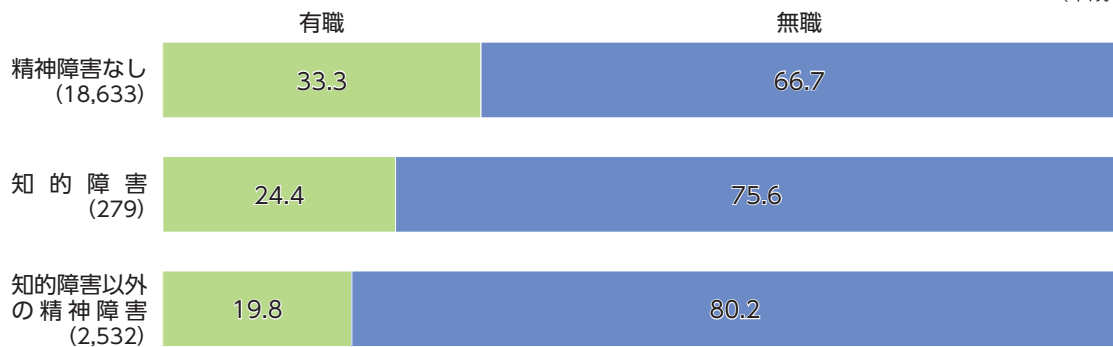
平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の就労状況別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-5図のとおりである。精神障害のない者は、有職者の割合が3割を超えているが、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者共に有職者の割合は2割前後であった。女性は、精神障害のない者では、有職者の割合が約2割で、知的障害以外の精神障害を有する者では約1割、知的障害を有する者では1割に満たなかった。

2-2-4-5図

入所受刑者の就労状況別構成比（総数・女性別、精神状況別）

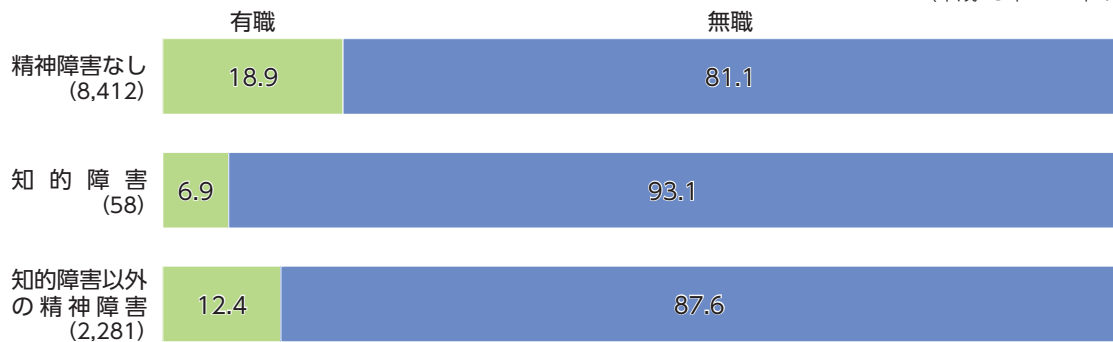
### ① 総数

(平成27年)



### ② 女性

(平成23年～27年の累計)



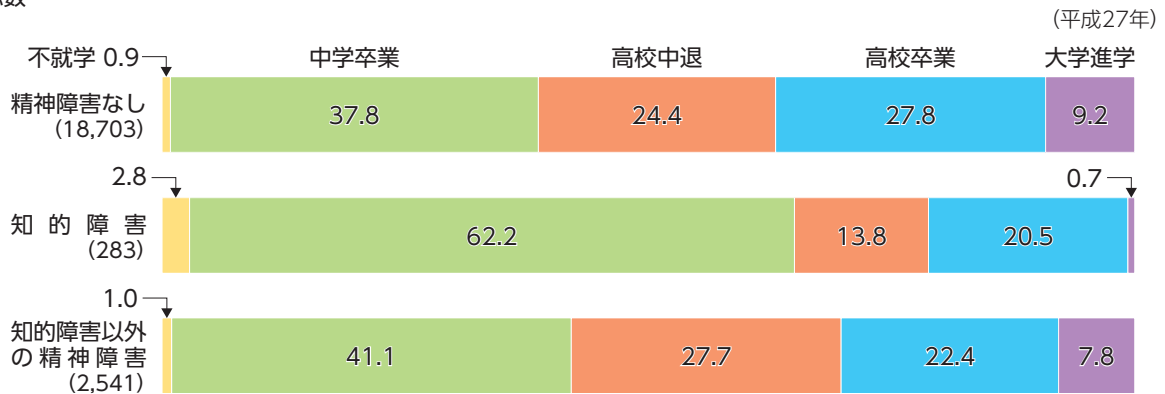
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 犯行時の就労状況による。ただし、学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## (6) 教育程度

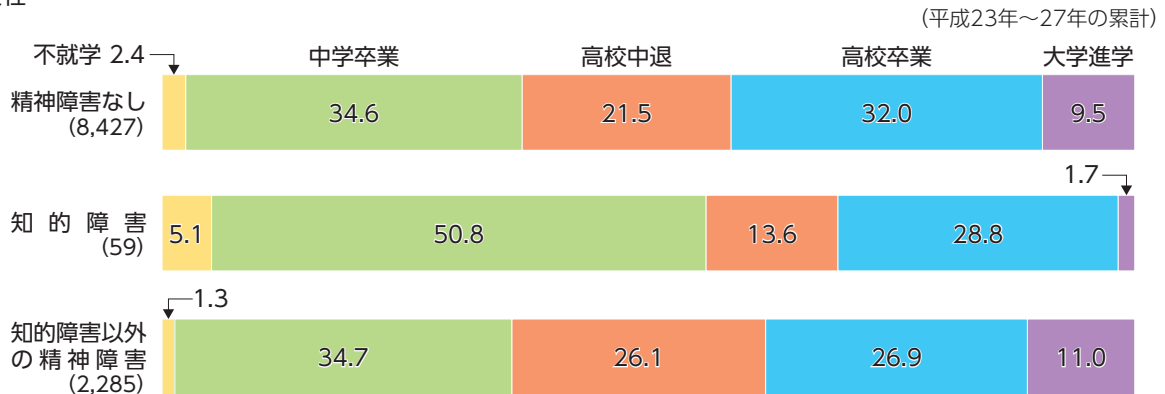
平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の教育程度別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-6図のとおりである。知的障害を有する者は、不就学の者及び中学校卒業の者の割合が合わせて6割を超えており、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べて顕著に高く、大学進学の際の割合が顕著に低かった。知的障害以外の精神障害を有する者は、女性の場合も含め、精神障害のない者と比べて構成比に大きな差はなかった。

2-2-4-6図 入所受刑者の教育程度別構成比（総数・女性別、精神状況別）

### ① 総数



### ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 教育程度は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。ただし、教育程度が不詳の者を除く。  
 5 「不就学」は、小学校中退、小学校卒業及び中学校中退を含む。  
 6 「高校中退」は、高校在学を含む。  
 7 「大学進学」は、大学在学、大学中退及び大学卒業をいう。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

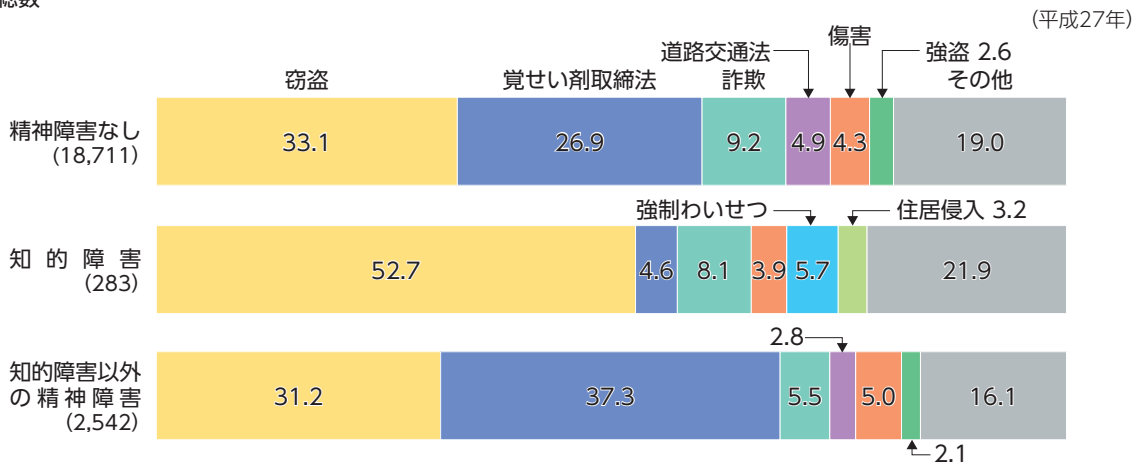
(7) 罪名

平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の罪名別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-7図のとおりである。知的障害を有する者は、窃盗が過半数（52.7%）を占める一方、覚せい剤取締法違反の割合（4.6%）については、精神障害のない者、知的障害以外の精神障害を有する者に比べて顕著に低かった。知的障害以外の精神障害を有する者は、覚せい剤取締法違反の割合が37.3%を占め、精神障害のない者（26.9%）と比べて高いが、それ以外の罪名の構成比に大きな差はなかった。

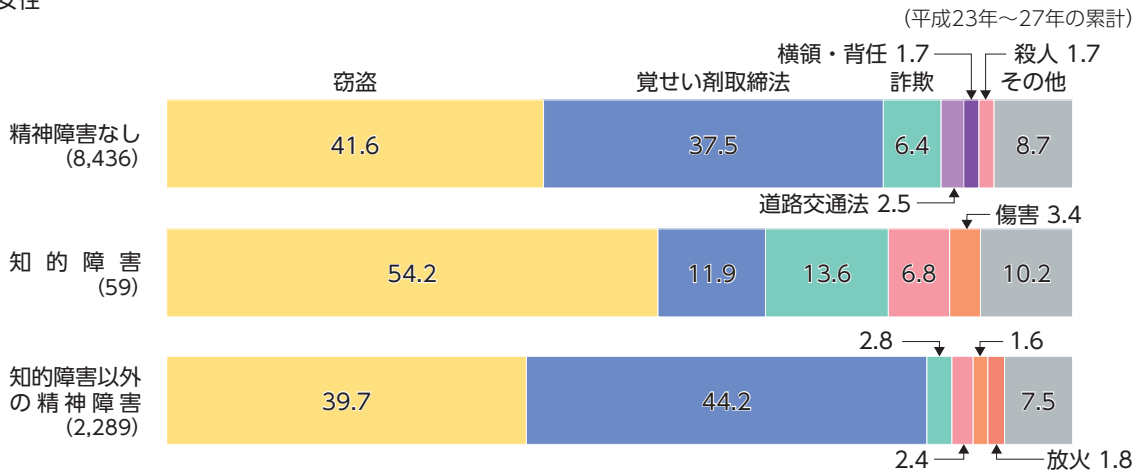
女性についても、知的障害を有する者は、窃盗が過半数（54.2%）を占めた。また、知的障害以外の精神障害を有する者は、覚せい剤取締法違反（44.2%）と窃盗（39.7%）で全体の8割以上を占めた。

2-2-4-7図 入所受刑者の罪名別構成比（総数・女性別，精神状況別）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 ( )内は、実人員である。

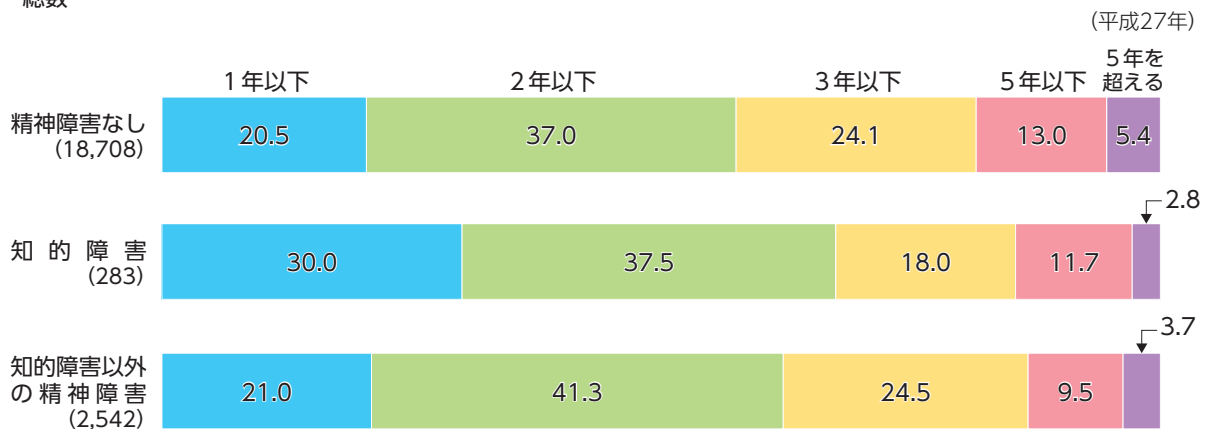


(8) 刑期

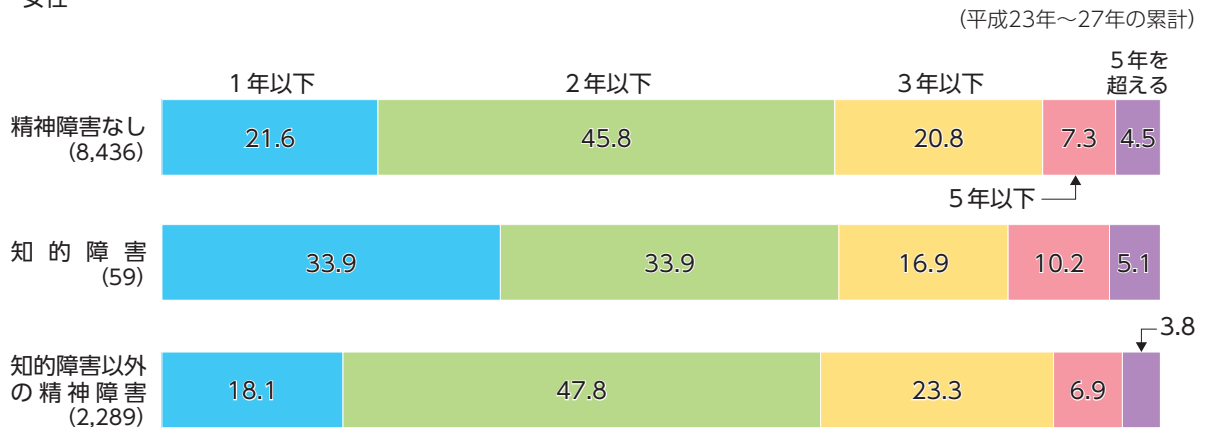
平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の刑期別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-4-8図のとおりである。知的障害を有する者は、総数、女性共に1年以下の刑期の者の割合が約3割を占め、精神障害がない者、知的障害以外の精神障害を有する者と比べて、その割合が高かった。

2-2-4-8図 入所受刑者の刑期別構成比（総数・女性別、精神状況別）

① 総数



② 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 「5年を超える」は、無期を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

## (9) 入所度数

平成27年の入所受刑者（女性は23年から27年の累計）の入所度数別構成比について、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、**2-2-4-9図**のとおりである。

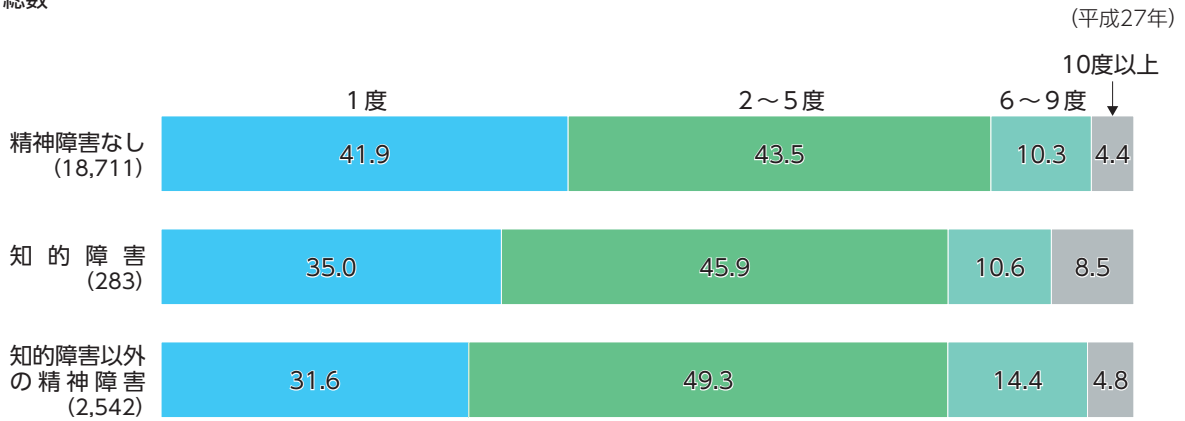
知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のうち、入所度数が2度以上の者（再入者）の割合は、それぞれ65.0%、68.4%と、精神障害のない者（58.1%）よりも高かった。知的障害を有する者と知的障害以外の精神障害を有する者の入所度数を比べると、構成比に大きな差はなかった。

女性は、再入者の割合が知的障害を有する者で50.8%、知的障害以外の精神障害を有する者で44.9%であった。知的障害以外の精神障害を有する者について見ると、女性では、精神障害のない者と比べて、入所度別構成比に大きな差はなかった。

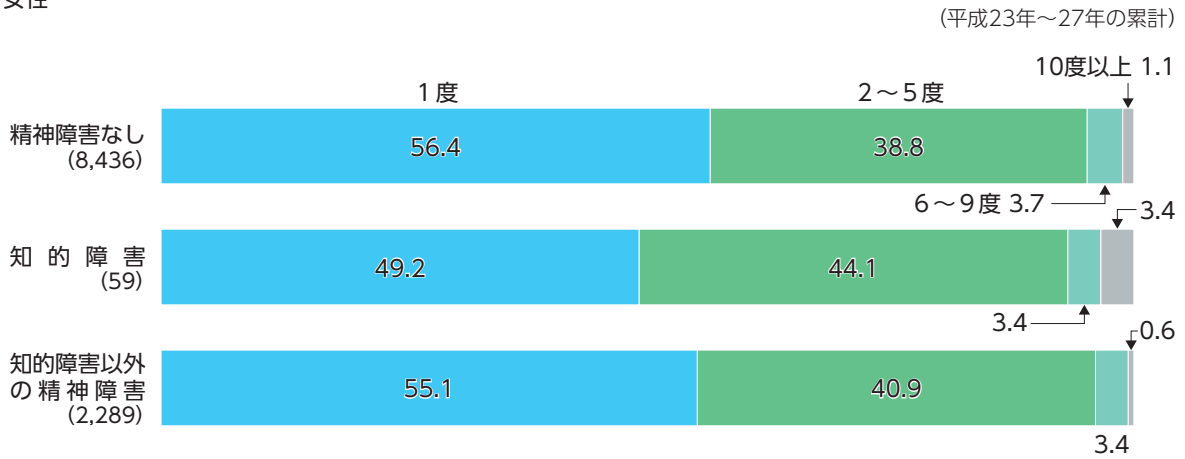
2-2-4-9図

入所受刑者の入所度数別構成比（総数・女性別，精神状況別）

① 総数



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害，神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 ( )内は，実人員である。

## 5 更生保護

本項においては、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、精神障害を有する者の動向等を概観する。

精神障害を有する者のうち、女性の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の各年の人員が少ないため、保護観察開始人員の罪名別構成比及び居住状況別構成比を見る場合、女性については、平成23年から27年までの5年間の人員の累計により概観することとする。

### (1) 人員

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の精神状況別保護観察開始人員、並びに知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者それぞれの比率（保護観察開始人員に占める知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者それぞれの割合）の推移（平成10年以降）を見ると、**2-2-5-1図**のとおりである。

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者共に、知的障害を有する者の人員は平成10年以降増減を繰り返しながら緩やかな増加傾向にあり、また、知的障害以外の精神障害を有する者の27年の人員は、10年に比べて、仮釈放者の総数では約6.8倍、女性では約15.3倍に、保護観察付執行猶予者の総数では約4.5倍、女性では約6.3倍に、それぞれ大きく増加した。

また、知的障害以外の精神障害を有する者の比率は、仮釈放者では平成10年の1.6%から27年の10.7%に、保護観察付執行猶予者では10年の3.4%から27年の18.7%に、いずれも上昇した。特に、女性については、知的障害以外の精神障害を有する者の比率の上昇が顕著であり、仮釈放者では10年の3.7%から27年の30.0%に、保護観察付執行猶予者では10年の7.3%から27年の39.2%に、いずれも大きく上昇した。

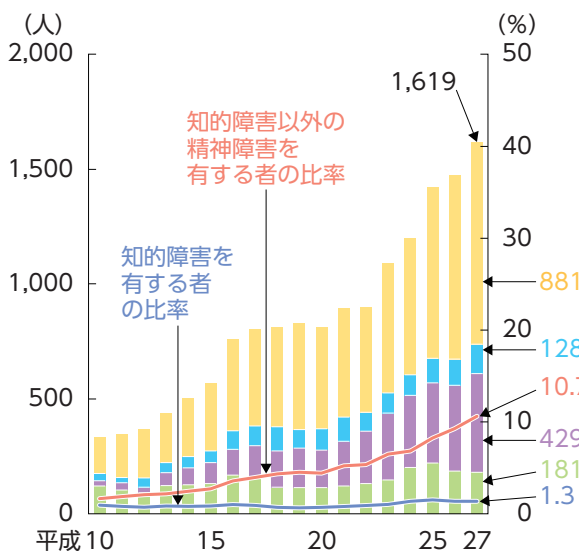
2-2-5-1図

精神障害を有する者の保護観察開始人員・比率の推移（総数・女性別、精神障害別）

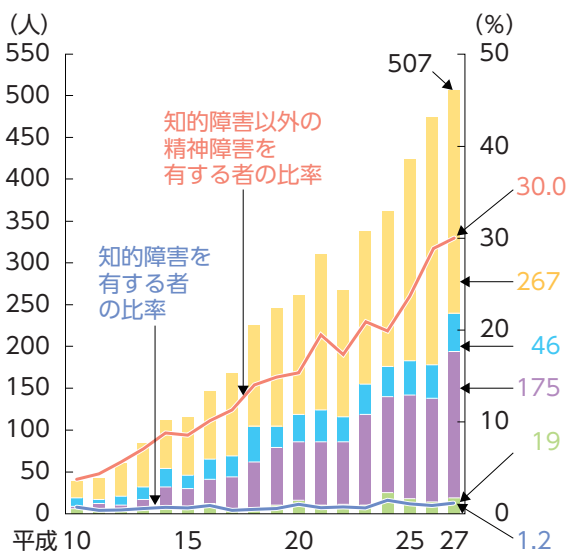
（平成10年～27年）

① 仮釈放者

ア 総数

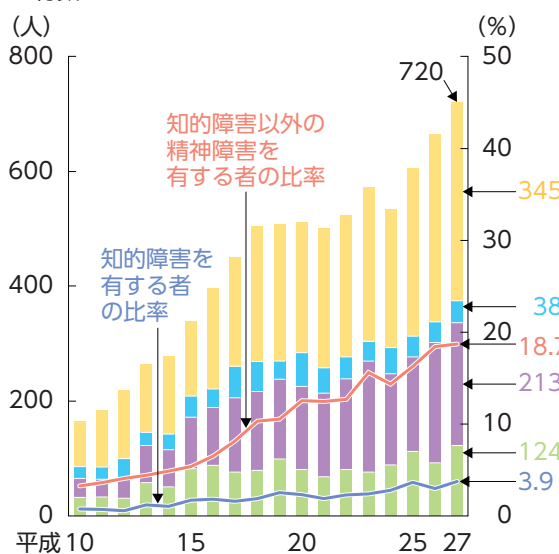


イ 女性

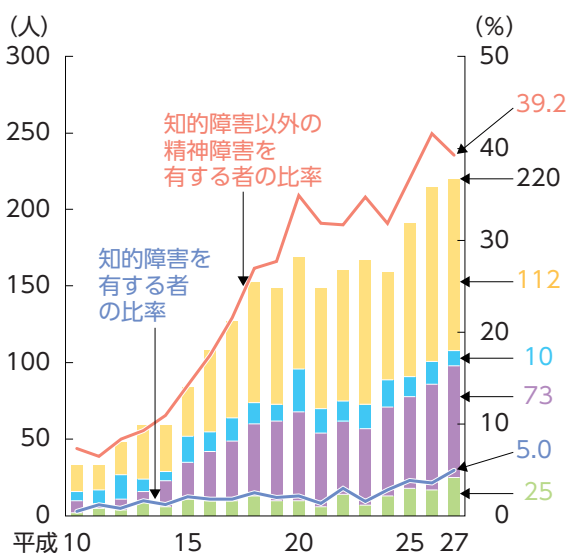


② 保護観察付執行猶予者

ア 総数



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の精神状況による。ただし、精神状況が不詳の者を除く。  
 3 「知的障害を有する者の比率」は、保護観察開始人員に占める知的障害を有する者の比率をいう。  
 4 「知的障害以外の精神障害を有する者の比率」は、保護観察開始人員に占める人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害を有する者の比率をいう。

## (2) 罪名

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成27年における保護観察開始人員（女性は23年から27年の累計）の罪名別構成比を総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-5-2図のとおりである。

### ア 仮釈放者

総数、女性共に、知的障害を有する者は、精神障害のない者及び知的障害以外の精神障害を有する者と比べて、窃盗の割合が高く、覚せい剤取締法違反の割合が低かった。

### イ 保護観察付執行猶予者

総数を見ると、知的障害を有する者は、精神障害のない者及び知的障害以外の精神障害を有する者と比べて、窃盗の割合が高く、覚せい剤取締法違反の割合が低かった。

女性を見ると、窃盗の割合には大きな差が見られないが、覚せい剤取締法違反の割合を見ると、知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者共に、精神障害のない者と比べて低かった。

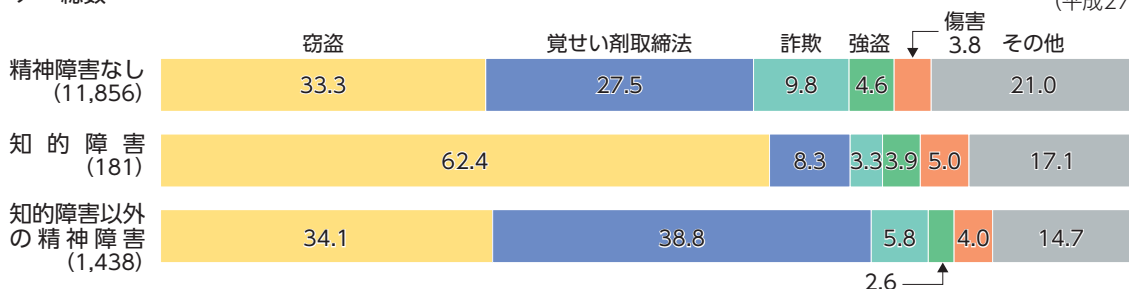
2-2-5-2図

保護観察開始人員の罪名別構成比（総数・女性別，精神状況別）

① 仮釈放者

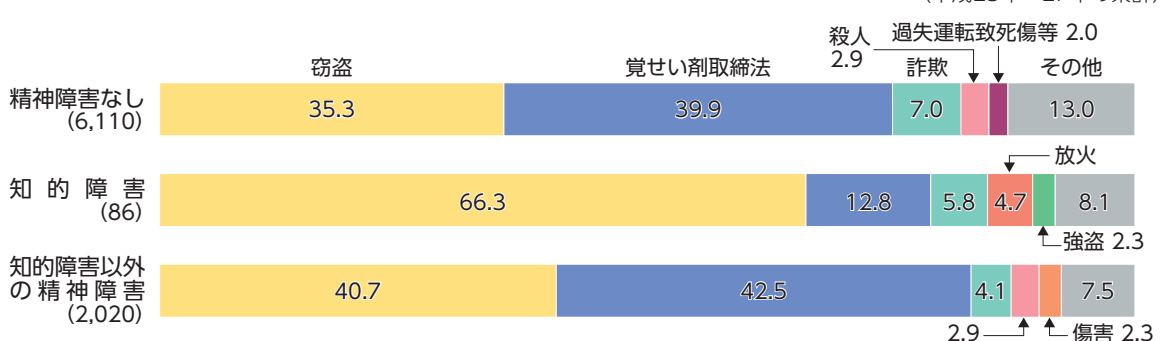
ア 総数

(平成27年)



イ 女性

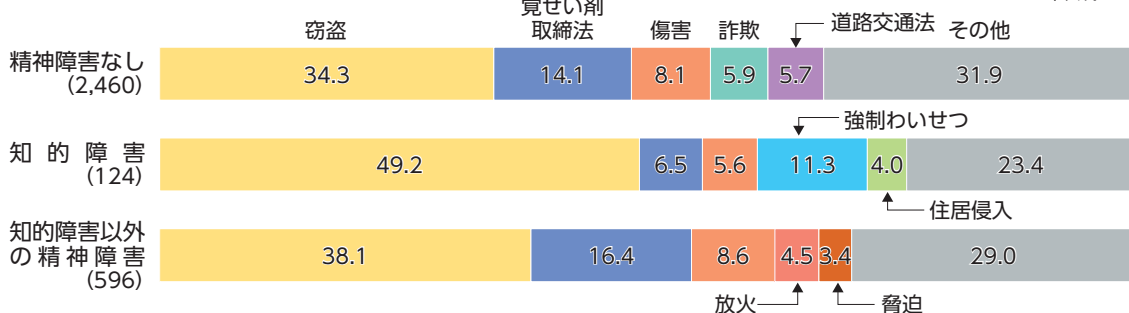
(平成23年～27年の累計)



② 保護観察付執行猶予者

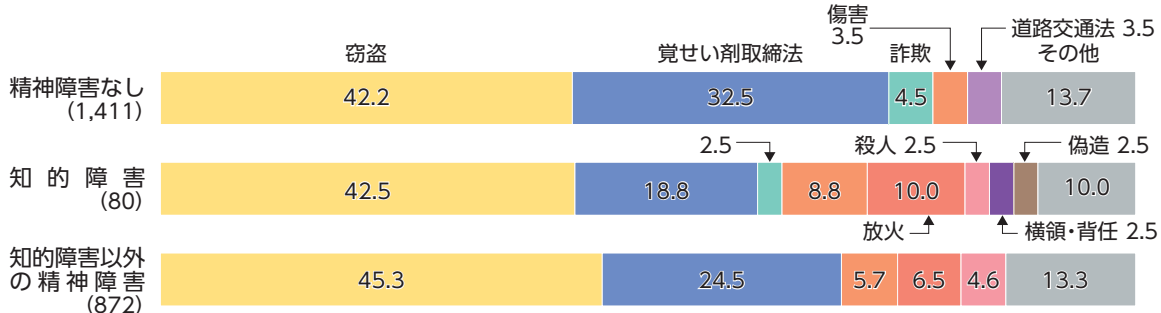
ア 総数

(平成27年)



イ 女性

(平成23年～27年の累計)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の精神状況による。ただし、精神状況が不詳の者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 居住状況

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成27年における保護観察開始人員（女性は23年から27年の累計）の居住状況別構成比を総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-5-3図のとおりである。

#### ア 仮釈放者

総数を見ると、「親族と同居」（「配偶者と同居」、「両親と同居」、「父と同居」、「母と同居」及び「その他の親族と同居」を合わせたもの。以下この項において同じ。）の占める割合は、知的障害を有する者では、精神障害のない者と比べてやや低く、知的障害以外の精神障害を有する者では、精神障害のない者と比べてやや高かった。また、精神障害のない者、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のいずれにおいても、「更生保護施設」の割合が高く、「単身居住」の割合が低かった。

女性について見ると、「親族と同居」の占める割合は、知的障害を有する者では、精神障害のない者及び知的障害以外の精神障害を有する者と比べて低かった。また、精神障害のない者、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のいずれも、「更生保護施設」の割合が高く、「単身居住」の割合が低かった。

#### イ 保護観察付執行猶予者

総数を見ると、精神障害のない者、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のいずれにおいても、「単身居住」の割合が高く、「更生保護施設」の割合が低かった。

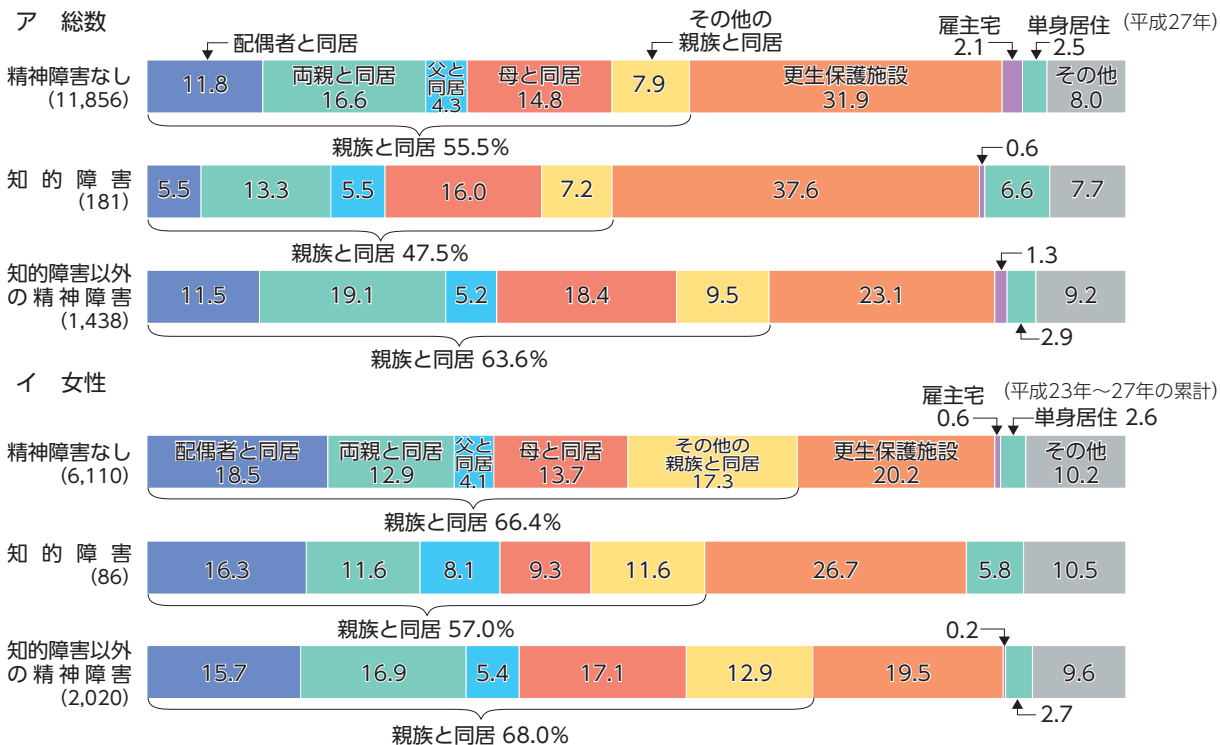
女性について見ると、「親族と同居」の占める割合は、知的障害を有する者では、精神障害のない者及び知的障害以外の精神障害を有する者と比べて低かった。また、精神障害のない者、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のいずれも「単身居住」の割合が「更生保護施設」を大幅に上回った。



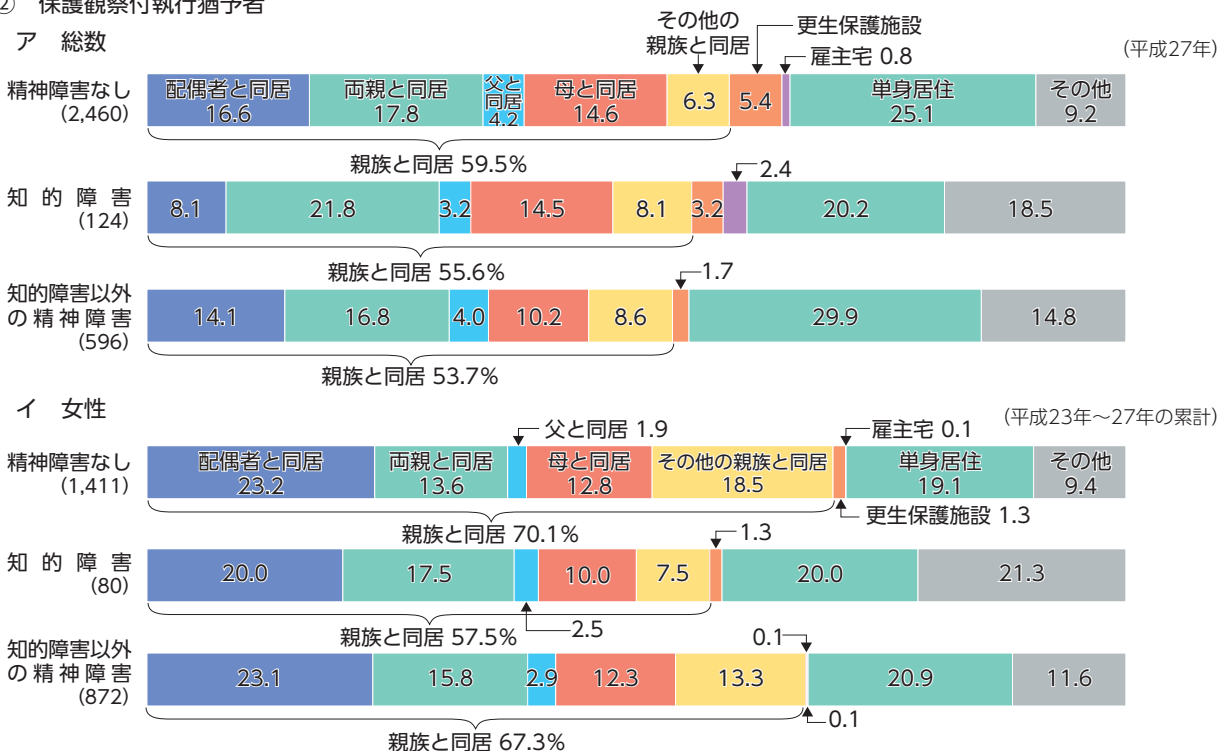
2-2-5-3図

保護観察開始人員の居住状況別構成比（総数・女性別，精神状況別）

① 仮釈放者



② 保護観察付執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の精神状況による。ただし，精神状況が不詳の者を除く。  
 3 保護観察開始時の居住状況による。  
 4 「知的障害以外の精神障害」は，人格障害，神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 5 「配偶者」は，内縁関係にある者を含む。  
 6 「その他」は，居住状況が不詳の者を含む。  
 7 ( ) 内は，実人員である。

## 6 再犯

本項においては、刑事施設に再入所した精神障害を有する者の再犯状況等並びに仮釈放者及び保護観察付執行猶予者中の精神障害を有する者のうち、有前科者の保護観察開始人員の推移等について概観する。

精神障害を有する者のうちの女性の再入者の人員が毎年少ないため、一部の項目において、男女の総数の数値のみを示したり、あるいは、女性については平成23年から27年までの5年間の人員の累計の数値を示している。

### (1) 矯正

#### ア 人員

入所受刑者人員のうち、初入者及び再入者の人員並びに再入者率の推移（最近20年間）を、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-6-1図のとおりである。

知的障害を有する再入者の人員の総数は、最近20年間において、145人から233人の間で増減を繰り返し、平成27年は184人であった。再入者率は、64～77%台で推移し、27年は65.0%であった。

知的障害以外の精神障害を有する再入者の人員は、最近20年間で約2.7倍に増加し、平成27年は1,738人であり、知的障害を有する再入者の人員の約9.4倍であった。再入者率は、57～72%台で推移しているところ、14年から上昇傾向にあり、22年までは知的障害を有する者と比べて一貫して低かったが、23年、26年及び27年はわずかに高くなり、27年は68.4%であった。

女性については、知的障害を有する再入者の人員は極めて少なく、毎年2～11人の間で増減を繰り返した。一方、知的障害以外の精神障害を有する再入者の人員は、最近20年間で約9.1倍に増加し、平成27年は236人であった。再入者率は、総数と比較すると一貫して低く、9年から23年までは30%台で推移していたが、18年から上昇傾向にあり、24年には40%を超え、27年は49.4%まで上昇した。

全体として見ると、精神障害のない者の再入者率と比べると、総数においては、知的障害を有する者及び知的障害以外の精神障害を有する者の再入者率は、いずれも高いが、女性においては、再入者率に大きな差は見られなかった（毎年の増減幅が大きい知的障害を有する者を除く。）。

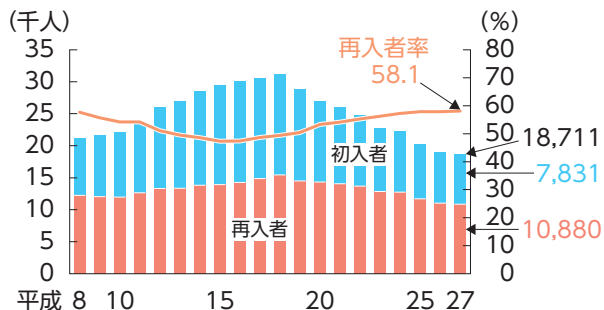
2-2-6-1図

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別，精神状況別）

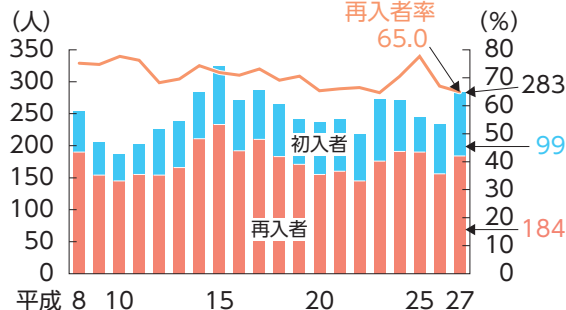
（平成8年～27年）

① 総数

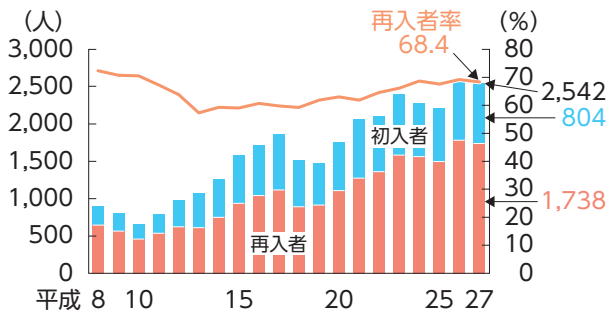
ア 精神障害なし



イ 知的障害

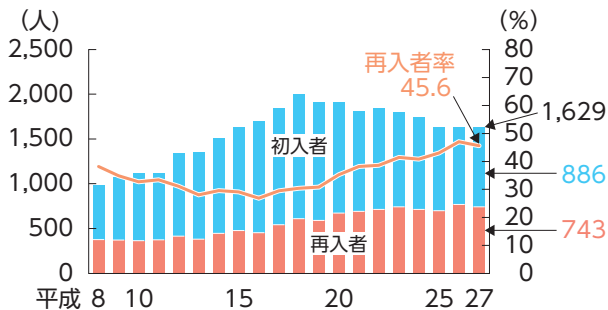


ウ 知的障害以外の精神障害

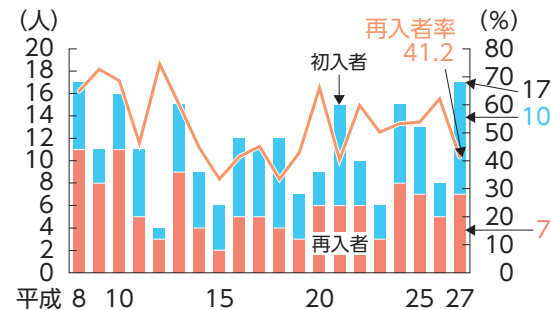


② 女性

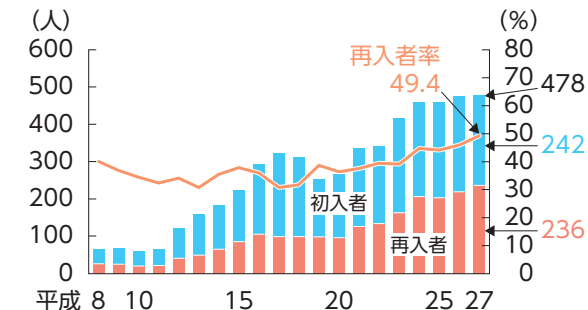
ア 精神障害なし



イ 知的障害



ウ 知的障害以外の精神障害



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。

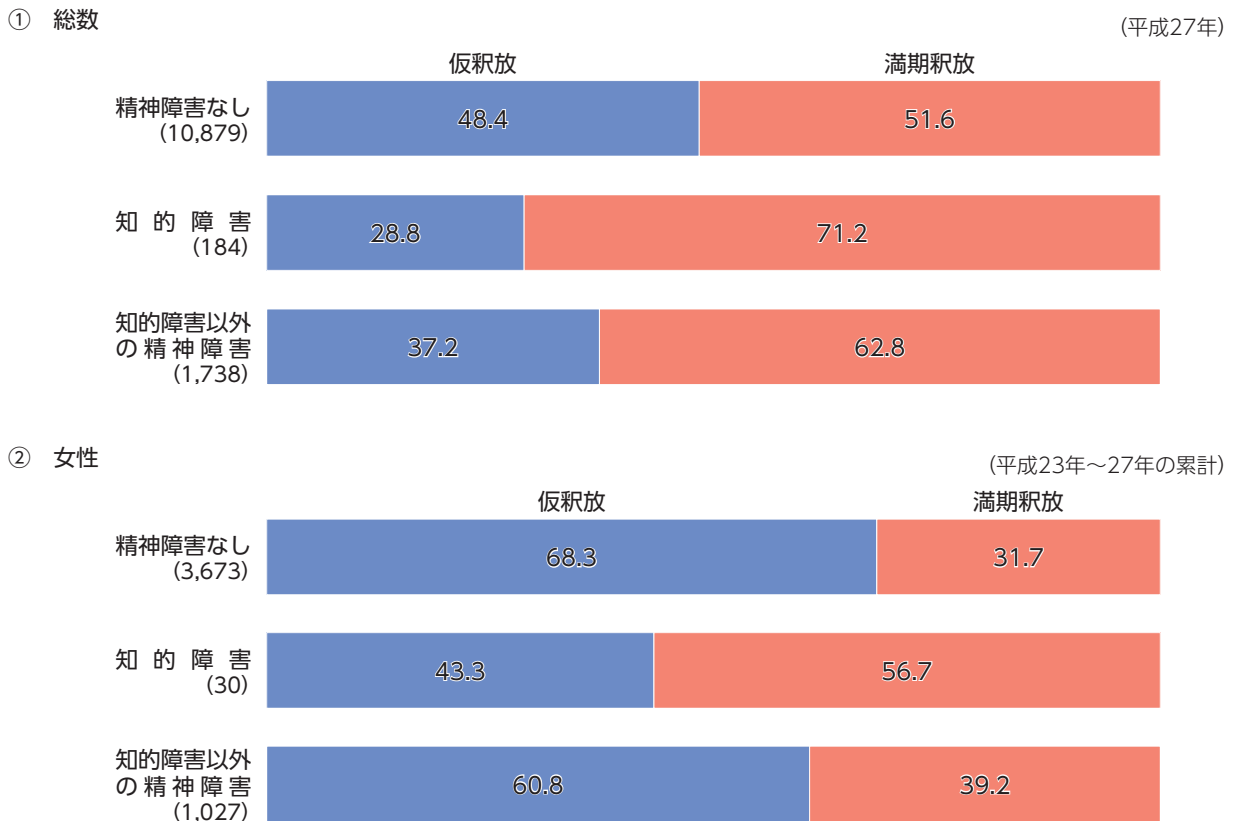
## イ 出所事由及び帰住先

平成27年の再入者（女性は23年から27年の累計）の前刑出所時の出所事由を、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、2-2-6-2図のとおりである。

総数では、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者共に、精神障害のない者に比べて、満期釈放者の割合が高く、特に知的障害を有する者が顕著に高かった。

女性については、全体的に満期釈放者の割合は総数よりも低い水準にあるものの、総数と同様の傾向であり、特に知的障害を有する者は、知的障害以外の精神障害を有する者、精神障害のない者に比べて満期釈放者の割合が顕著に高かった。

2-2-6-2図 再入者の前刑出所事由別構成比（総数・女性別、精神状況別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 5 ( )内は、実人員である。

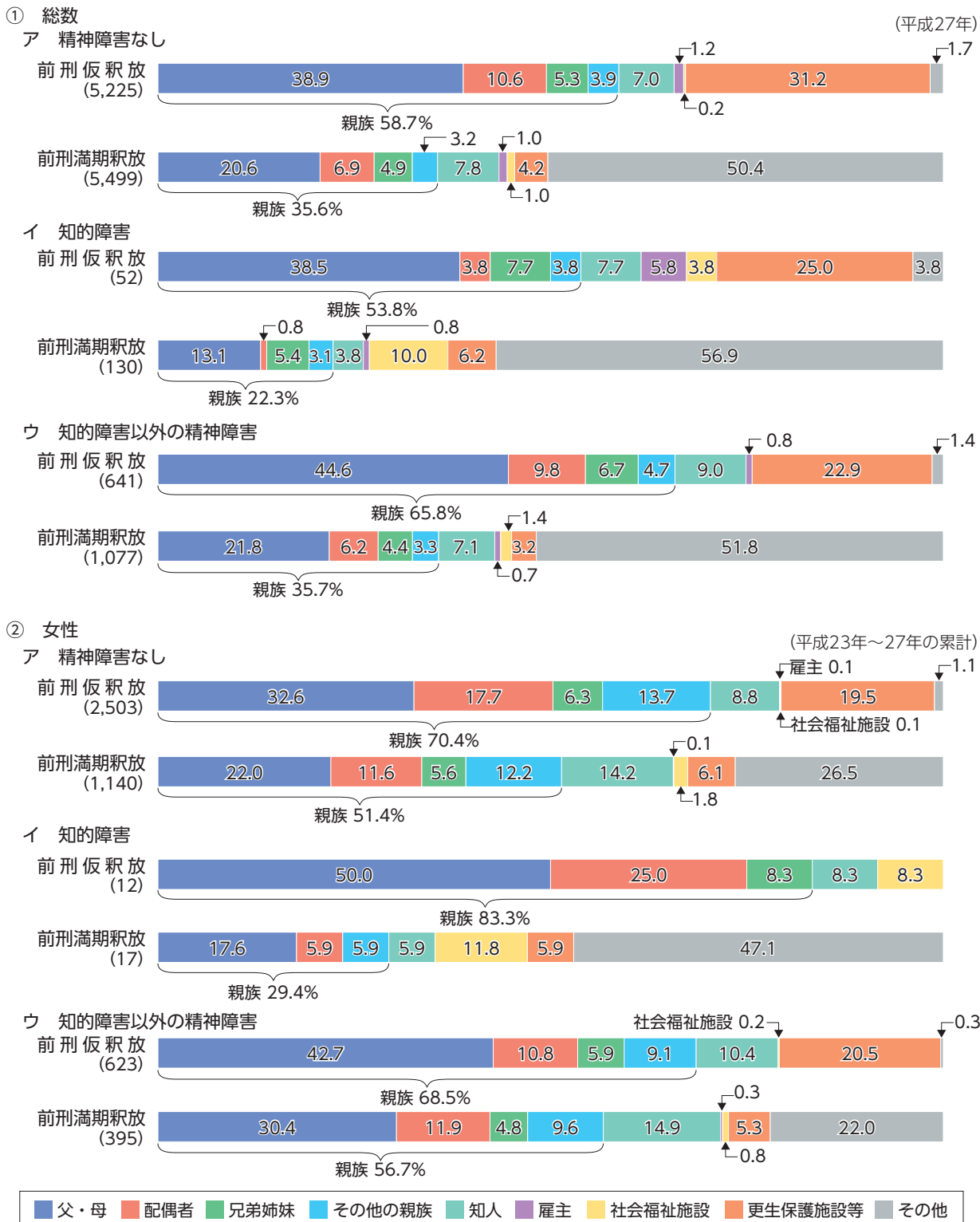
平成27年の再入者（女性は23年から27年の累計）の前刑出所時の帰住先別構成比を、総数・女性別、精神状況別に見るとともに、これを前刑出所事由別に見ると、**2-2-6-3図**のとおりである。

総数では、共通して仮釈放者の方が満期釈放者よりも「親族」の割合が高かったが、精神障害のない者と比べて、知的障害を有する者ではその割合はいずれも低く、知的障害以外の精神障害を有する者ではその割合はいずれも高かった。また、知的障害を有する者は、精神障害のない者に比べて、仮釈放者、満期釈放者共に「配偶者」の割合が低く、仮釈放者では「雇主」、満期釈放者では「社会福祉施設」の割合がそれぞれ高く、満期釈放者では「親族」の割合が顕著に低かった。知的障害以外の精神障害を有する者は、精神障害のない者と比べて、仮釈放者では「更生保護施設等」の割合が低く、満期釈放者では、構成比に大きな差がなかった。

女性について見ると、知的障害以外の精神障害を有する女性のうち、仮釈放者は、精神障害のない者と比べて「父・母」の割合が高い（42.7%）一方、「配偶者」の割合が低く、満期釈放者は、「父・母」の割合が高いほかには、構成比に大きな差はなかった。

2-2-6-3図

再入者の前刑出所時の帰住先別構成比（総数・女性別，精神状況別，前刑出所事由別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。  
 5 前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。  
 6 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。  
 7 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 8 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター及び自立更生促進センターである。  
 9 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 10 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 再犯期間

平成27年の再入者（女性は23年から27年の累計）の再犯期間別構成比を、総数・女性別に見るとともに、これを精神状況別に見ると、**2-2-6-4図**のとおりである。

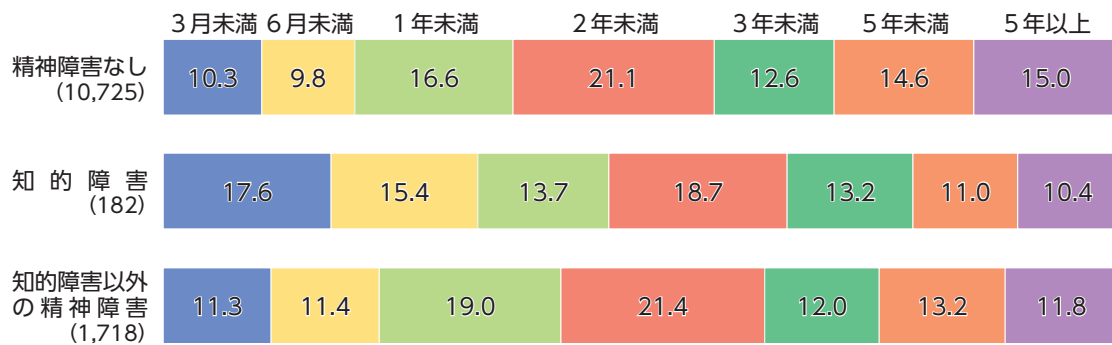
総数では、知的障害を有する者は、精神障害のない者と比べて、再犯期間が「3月未満」、「6月未満」の割合が高く、6月未満で再犯に及んだ者が33.0%であるなど、再犯期間が短い者の割合が高かった。他方で、知的障害以外の精神障害を有する者は、精神障害のない者と比べて、構成比に大きな差がなかった。

女性についても、実数が少ない点に留意する必要があるが、知的障害を有する者は、精神障害のない者及び知的障害以外の精神障害を有する者と比べて、再犯期間が短い者が多い傾向が見られた。

**2-2-6-4図** 再入者の再犯期間別構成比（総数・女性別，精神状況別）

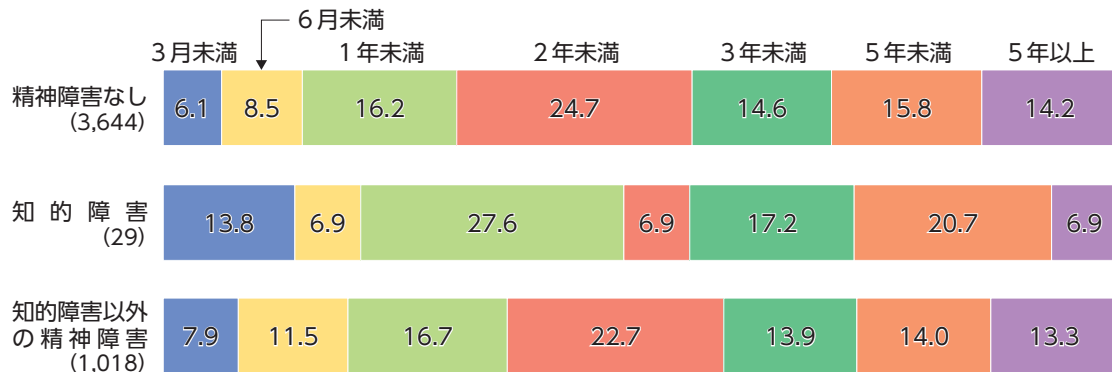
① 総数

(平成27年)



② 女性

(平成23年～27年の累計)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。  
 5 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

平成27年の再入者（女性は23年から27年の累計）の再犯期間別構成比を、総数・女性別、精神状況別に見るとともに、これを前刑帰住先別に見ると、**2-2-6-5図**のとおりである。

帰住先が「親族」の者については、1年未満で再犯に至った者の割合が、知的障害を有する者（35.1%）と知的障害以外の精神障害を有する者（34.0%）とではほとんど差がなく、精神障害のない者（29.3%）と比べると高いが、いずれも「親族」以外の前刑帰住先の者よりも低かった。

帰住先が「親族」である者、又は「知人・雇主・更生保護施設等」である者を見ると、知的障害を有する者は、知的障害以外の精神障害を有する者及び精神障害のない者と比べて、6月未満で再犯に至った者の割合が高かった。知的障害以外の精神障害を有する者については、精神障害のない者と比べて構成比に大きな差はなく、女性も同様の傾向であった。



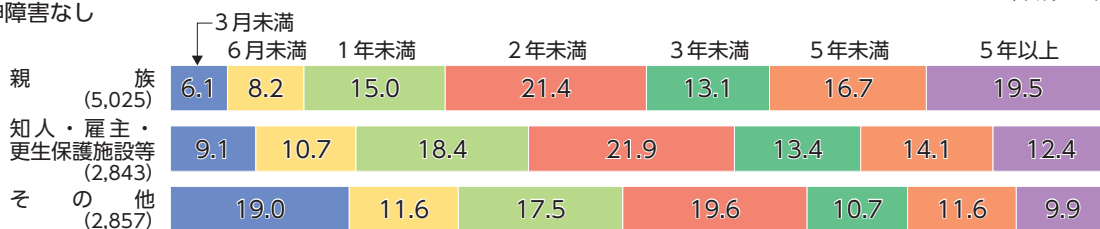
2-2-6-5図

再入者の再犯期間別構成比（総数・女性別、精神状況別、前刑帰住先別）

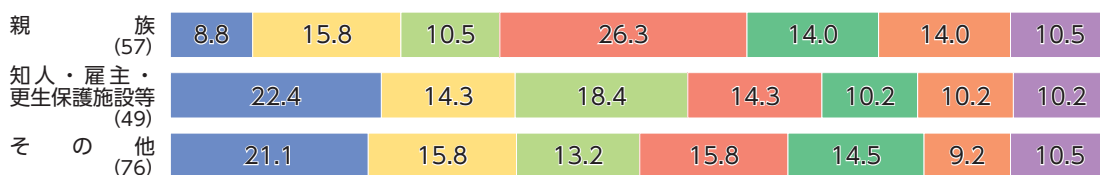
① 総数

(平成27年)

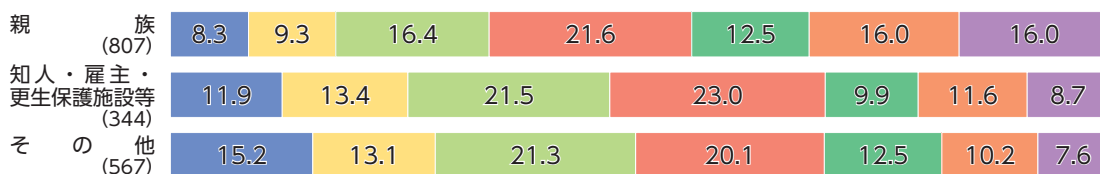
ア 精神障害なし



イ 知的障害



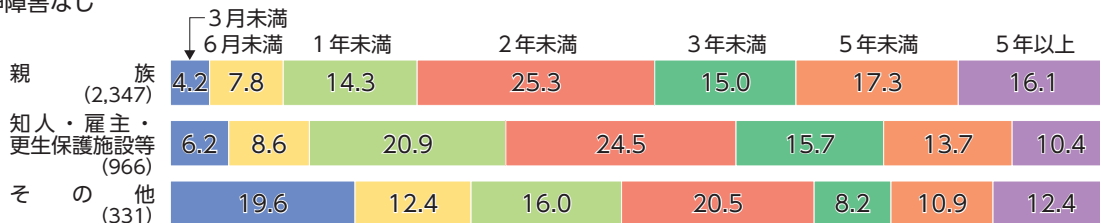
ウ 知的障害以外の精神障害



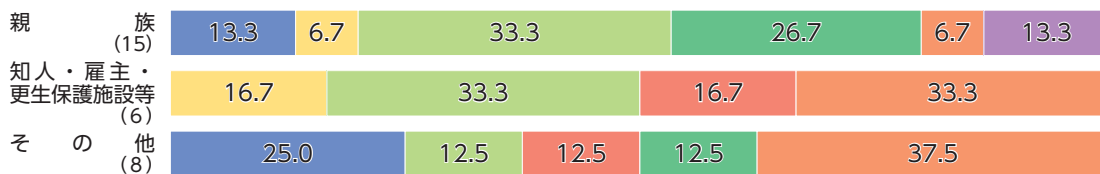
② 女性

(平成23年～27年の累計)

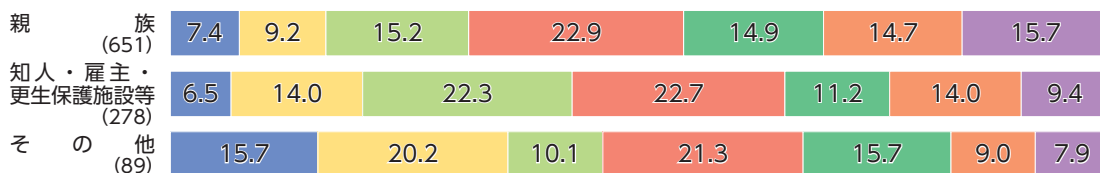
ア 精神障害なし



イ 知的障害



ウ 知的障害以外の精神障害



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 入所時の精神診断による。精神診断の結果が不詳の者及び精神診断を受けられなかった者を除く。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 前刑出所前の犯罪により入所した者を除く。  
 5 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。  
 6 「親族」は、父・母、配偶者（内縁関係にある者を含む）、兄弟姉妹、その他の親族をいう。  
 7 「更生保護施設等」は、社会福祉施設、更生保護施設、就業支援センター及び自立更生促進センターである。  
 8 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 9 ( )内は、実人員である。

## (2) 保護観察

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、有前科者の保護観察開始人員及び有前科者率の推移（最近10年間）を、精神状況別に見ると、2-2-6-6図のとおりである。

### ア 仮釈放者

精神障害のない者は、最近10年間において、仮釈放者の人員が減少する一方、そのうちの有前科者の人員はおおむね横ばいで、有前科者率は77～83%台で推移した。知的障害を有する者は、仮釈放者の人員の増加に伴い、有前科者の人員も約1.6倍に増加し、特に懲役・禁錮（実刑）の前科のある者が増加した。有前科者率は、精神障害のない者と比べて一貫して高く、78～92%台で推移した。知的障害以外の精神障害を有する者は、知的障害を有する者よりも人員が多だけでなく、平成23年以降その増加が著しく、仮釈放者、そのうちの有前科者の人員共におおむね一貫して、増加傾向にあり、有前科者率は、精神障害のない者と比べて、一貫して高く、83～90%台で推移した。また、知的障害を有する者と同様、特に懲役・禁錮（実刑）の前科のある者の増加が顕著であった。

### イ 保護観察付執行猶予者

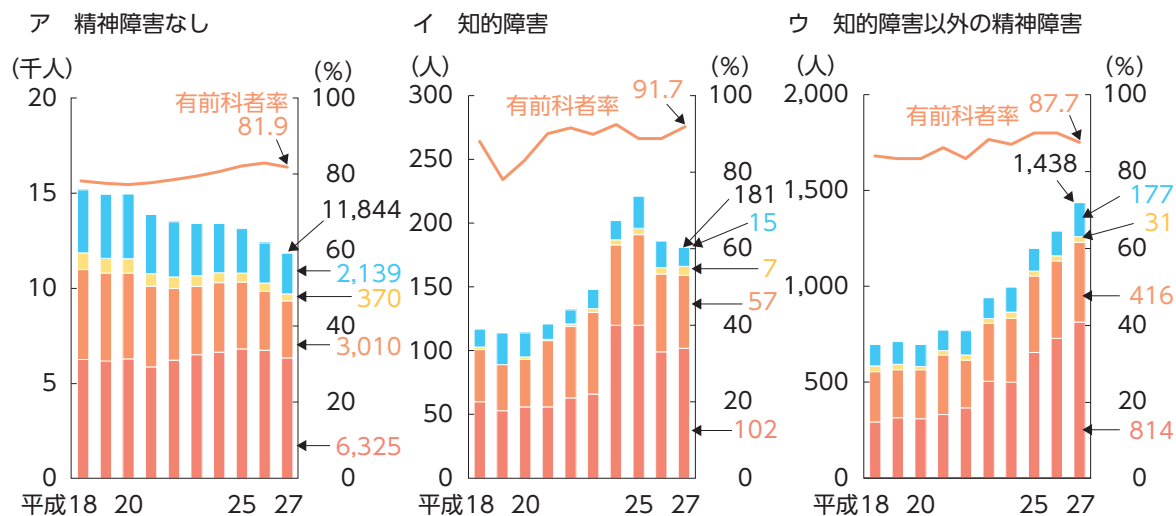
精神障害のない者は、最近10年間において、保護観察付執行猶予者、そのうちの有前科者の人員共に減少し、有前科者率は52～59%台で推移した。知的障害を有する者のうち、有前科者の人員はおおむね増加傾向にあるが、有前科者率は、精神障害のない者と比べて、一貫して低く、37～54%台で推移した。知的障害以外の精神障害を有する者についても、保護観察付執行猶予者、そのうちの有前科者の人員共におおむね増加傾向にあり、特に懲役・禁錮（実刑）の前科のある者は約3.5倍に増加した。有前科者率は、48～61%台で推移した。

2-2-6-6図

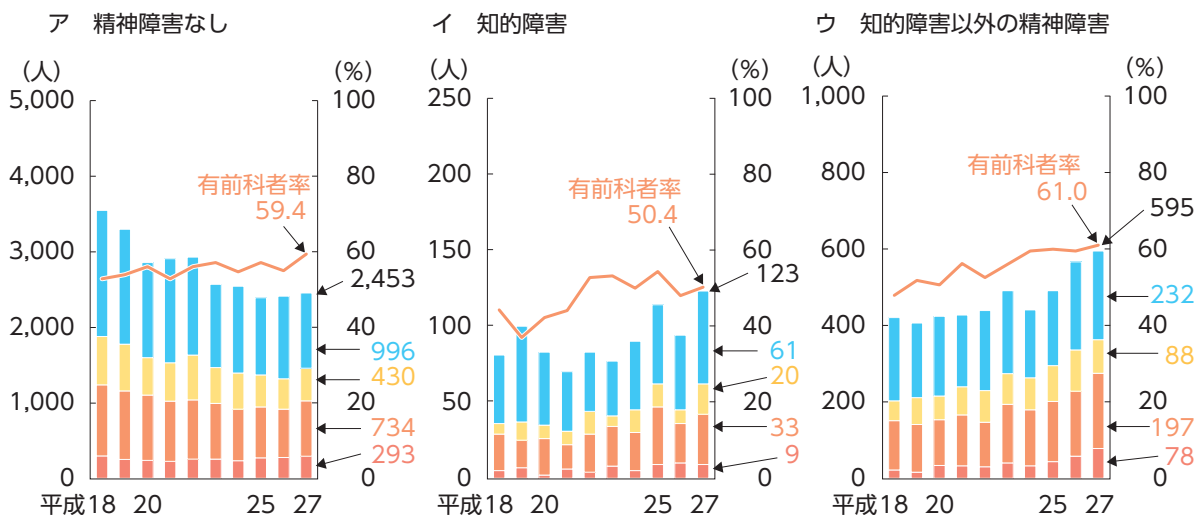
保護観察開始人員中の有前科者人員（前科の種類別）・有前科者率の推移（精神状況別）

① 仮釈放者

（平成18年～27年）



② 保護観察付執行猶予者



■ 前科なし ■ 罰金前科のみあり ■ 懲役・禁錮（執行猶予）の前科あり ■ 懲役・禁錮（実刑）の前科あり

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の精神状況による。  
 3 「知的障害以外の精神障害」は、人格障害、神経症性障害及びその他の精神障害をいう。  
 4 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。  
 5 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。  
 6 前科の有無が不詳の者を除く。  
 7 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（実刑）の前科がある者は「懲役・禁錮（実刑）の前科あり」に、懲役・禁錮（実刑）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。